

女子 伏見猪五郎景住が妻。

元利 勳次郎 八郎左衛門 實は利長が二男。

嘉千が嗣となり、のち父に先だちて死す。

利隆 熊次郎 善左衛門 攝津守 肥後守 從五位下 實は末吉氏が男、母は高橋の女、元利が養子となる。

延享元年 ○甲子、紀元 二四〇四年 八月三日祖父が家を繼、二年 ○乙丑、紀元 二四〇五年 十二月十二日一橋の近習番となり、のち小性を歴て用人にうつり、寶曆七年 ○丁丑、紀元 二四一七年 十二月十八日布衣を着することをゆるされ、其後番頭の上首となり、小性頭をかね、まゝ側用人に轉ず。安永六年 ○丁酉、紀元 二四三七年 十一月二十八日御徒の頭にすゝみ、七年 ○戊戌、紀元 二四三八年 閏七月二十六日御目付となり、天明三年 ○癸卯、紀元 二四四三年 九月朔日さきに尾張、美濃、伊勢三國に赴き、川々の普請を監せしにより、黄金五枚をたまふ。四年 ○甲辰、紀元 二四四四年 四月七日先に佐野善左衛門政言營中にをいて失心し、田沼山城守意知に傷くるとき、利隆等速に参りてとり鎮むべきのところ、猶豫せるのあひだ、意知鞘のまゝにてしばし會釋すといへども、創數多かうぶりに終にこれがために死せり。利隆等遲滞をよぶの條、勤がらといひ、ことに越度におぼしめされ、出仕をとめられ、五月六日ゆるさる。七年 ○丁未、紀元 二四四七年 三月朔日さきに仰をうけたまはりて長崎に赴きしにより、黄金二枚をたまふ。十二日長崎の奉行にすゝみ、この日百俵を加賜せられ、十八日從五位下攝津守に叙任す。八年 ○戊申、紀元 二四四八年 七月二十三日長崎在

留の唐船歸帆のうへ、おりかへし再渡せしむるは容易ならざることなるを、先に類例あるにまかせ、一己のはからひもてこれをゆるせし條、越度のいたりなりとて出仕をとめられ、八月二十三日ゆるさる。寛政元年 ○己酉、紀元 二四四九年 閏六月十二日新番の頭に轉じ、六年 ○甲寅、紀元 二四五四年 七月六日死す。年六十八。法名瑞麟。妻は猪飼五郎左衛門正高が女。

利忠 領助 七之助 加賀守 紀伊守 從五位下 母は某氏。

安永八年 ○己亥、紀元 二四三九年 六月二十五日御小納戸となり、十二月十六日布衣を着することをゆるさる。天明元年 ○辛丑、紀元 二四四一年 五月十八日御小性に轉じ、二年 ○壬寅、紀元 二四四二年 十二月十八日從五位下加賀守に叙任す。後放鷹のとき鳥を射て時服三領を賜ひ、其後浚明院殿親筆の山水の御畫をたまひ、七年 ○丁未、紀元 二四四七年 七月將軍家御みづからかゝせたまふ雨に牡丹、雪に牡丹をよび石橋の三幅對をたまふ。寛政二年 ○庚戌、紀元 二四五〇年 六月十四日父にさぎだちて死す。年二十八。法名道琳。妻は大屋四郎兵衛正己が養女。

女子 父利忠死するのち、母とともに外祖父正己が許にゆく。

某 春次郎 父が遺腹の子なり。

昌輝 まさたか 勇助 又五郎 淡路守 長井又左衛門昌豊が養子。

正輝 まさてる 岩吉 御手洗五郎兵衛正武が養子。

女子 長井五右衛門昌純が妻。

利貞 庄五郎 元之丞 母は某氏。

寛政四年○王子、紀元二四五二年三月十五日はじめて將軍家に拜謁し、五年○癸丑、紀元二四五三年十二月六日御小性組の

番士に列す。時に十九歳。廩米三百俵。

女子 岡部岩太郎次傍が妻。

家紋 丸に井筒 三橘

寛政重修諸家譜

末吉家系圖

祖元 勘 兵 衛 初々大津代官、慶長六年五月伏見ニ銀座設立ノ際後藤庄三郎ト共ニ其頭取タリ。但代官兼務。慶長十二年(紀元二二六七年)三月五日歿。

二 勘 兵 衛 慶長十二年家督相續。伏見銀座頭取兼代官。元和三年(紀元二二七七年)三月二十六日歿。

孫右衛門 代官相續。

三 長 五 郎 元和三年家督相續、然レ元幼年ニ付京都銀座無役。寛永六年(紀元二二八九年)十二月二十七日歿。

四 八郎右衛門 京都銀座平役。三代長五郎ノ甥タル故ヲ以テ寛永七年其養子トナリテ家督相續。慶安元年(紀元二三〇八年)九月京都銀座年寄役。天和二年(紀元二三四二年)七月五日歿。

五 孫 九 郎 京都銀座平役。天和二年家督相續。寛文四年(紀元二二二四年)十一月十六日京都銀座年寄役。元祿七年(紀元二二五四年)三月九日退役。正徳二年(紀元二二七二年)九月二十五日歿。

六 八郎右衛門 元祿八年二月家督相續。京都銀座平役。正徳五年(紀元二二七五年)四月二十一日歿。

七 孫 九 郎 正徳五年四月家督相續。享保九年(紀元二二八四年)正月十七日京都銀座平役。享保二十一年(紀元二二九六年)病氣ニヨリ退役。安永五年(紀元二四三六年)七月二十日歿。

八 八郎右衛門 享保二十一年正月十七日(四月二十八日)元文ト改元レ七代ノ養子トナリ家督相續。京都銀座平役。安永四年(紀元二四三五年)二月二十九日歿。

九 八郎右衛門 安永二年(紀元二四三三年)五月二十九日京都銀座平役見替。同四年二月家督相續。寛政十二年(紀元二四六〇年)六月銀座改正ノ際同月二十八日新に京都銀座元續役。享和二年(紀元二四六二年)五月二十三日江戸銀座詰。同年十二月二十一日江戸銀座年寄役。文化五年(紀元二四六八年)十一月二十日歿。

十 長 五 郎 文化五年十一月養父ノ家督相續。同六年正月十一日江戸銀座平役。同九年(紀元二四七二年)八月歿。

十一 孫 九 郎 文化九年八月九日養父ノ家督相續。十一月四日江戸銀座平役。天保十五年(紀元二五〇四年)十二月二日弘化ト改元レ十月五日歿。

十二 圭 次 郎 天保十五年九月二十八日養父ノ家督相續ニ依リ江戸銀座平役。(以下不詳)

日本貨幣史 ○銀座役員由籍書ニ依リ作製セラレタモノ歟。

附記
後藤氏ト
銀座

〔附記〕 後藤庄三郎光次ト銀座

關東首府時代

後藤庄三郎光次ト銀座トノ關係ハ、慶長六年家康ガ伏見ニ銀座ヲ創置シ、末吉勘兵衛利方ト共ニ之ヲ管轄セシメシニ始マリ、庄三郎光次ノ時代ニハ金銀兩座ヲ管掌セシガ、其子庄三郎廣世、養子庄吉方之ニ至ツテハ、金座・銀座ノ二流ニ岐レ、庄三郎廣世ハ寛永二年七月庄三郎光次ノ歿後、同年九月其家督ヲ相續シテ御金銀改役ヲ拜シ、金座ヲ管シ、庄吉方之ハ是ヨリ先キ寛永元年中京都銀座年寄役ニ任セラレ、七代三右衛門孝之ニ至ル迄、京都銀座役人タリ。庄三郎光次ニ始マル御金銀改役ハ、六代庄三郎光富ニ至ルマデ繼承セラレ、七代庄三郎光品ニ至ツテ御金銀改役ヲ改メ御金改役トナリタリ。二代庄三郎廣世以來銀座ト分レ、爾來庄三郎家ハ金座長官トシテ終始シタルニ見レバ、御金銀改役ナルモノノ銀ニ關スル職責ハ單ニ其監督官タル名目ニ留マリシカ、今審ニセズ、後考ニ俟ツ。

銀座分系 ○後藤氏。

祖元 庄三郎 御金銀改役

代 庄三郎 (御金銀改役繼承)

二 養子 庄 吉 方之、幼名光則、元祖庄三郎ノ兄助右衛門昌次ノ男、京都ニ住ス。寛永元年(紀元二二八五年)京都銀座年寄役ニ被任。萬治元年(紀元二二八八年)九月九日歿。

代三 三右衛門 慶安四年(紀元二二四一年)五月家督相續、京都銀座年寄役ニ被任。後同年寄役ニ被任。天和三年(紀元二三四三年)四月二十九日歿。六十九歳。

代四 三右衛門 孝政 幼名長九郎 貞享二年(紀元二三四四年)家督相續、京都銀座年寄役ニ被任。後同大勘定役ニ被任。享保八年(紀元二三八三年)六月二日歿。五十四歳。

代五 三右衛門 良政 幼名七郎五郎 享保元年(紀元二二七六年)家督相續、京都銀座年寄役ニ被任。後同戸欄役ニ被任。元文五年(紀元二四〇〇年)閏七月六日歿。三十七歳。

代六 三右衛門 孝之(○孝定カ) 幼名庄九郎 元文五年(紀元二四〇〇年)家督相續、京都銀座年寄役ニ被任。後同年寄役ニ被任。寛政六年(紀元二四四四年)九月二十四日歿。五十七歳。

代七 三右衛門 孝之 幼名定之助 寛政七年(紀元二四五五年)正月、京都銀座年寄役ニ被任。後於江戶、銀座年寄役ニ被任。文化七年(紀元二四七〇年)八月迄銀座年寄役、同月新ニ御金改役ニ被任。

——日本貨幣史

大判小判
丁銀豆
板改制

大判小判
丁銀豆
板改制

慶長六年辛丑(○紀元二二六一年) 大判・小判・一分判・丁銀・豆板ノ制ヲ改正ス。○大日本貨幣史。永松堂金譜。金位並金吹方手續書。兩替年代記。本朝寶貨通用事略。貨幣通考。貨幣秘錄。金銀圖錄。金座永野家記。

大判小判一分判丁銀豆板改制

六年 ○慶長辛丑(紀元二二六一年) 大判金小判金一分判金等ノ制ヲ改正ス。

大判金、小判金、一分判金、丁銀、豆板銀等ノ制ヲ改正ス。寶貨事略。

謹按、慶長金ノ簿冊ハ明曆ノ回祿ニ罹リテ烏有トナリタレハ、其總額ハ知ル可ラス。然レトモ舊貨幣表ニ海外輸出并改鑄ノ總額ヲ計レハ慶長小判、一分判ノ鑄造總額大凡千四百七十二萬七千零五十五兩ナリトイヘリ。而シテ舊幕ニテ之ヲ改鑄シタル額千零五十二萬七千零五十五兩ナリ。又同表ニ慶長大判鑄造ノ額モ簿冊烏有トナリタレハ據ル所ナケレトモ、今推考スルニ元祿大判ヨリ多カルヘシトイヘリ。

慶長金銀貨鑄造年限ハ慶長ヨリ元祿マテナリ。而シテ其通用ハ元祿七年停止、又正徳四年ヨリ享保三年マデ比較法ヲ以テ再ヒ通用。

關東首府時代

慶長大判

東京市史稿

慶長大判金

○出納寮所有金ノ内。

縦四寸八分五厘
横三寸零五厘弱

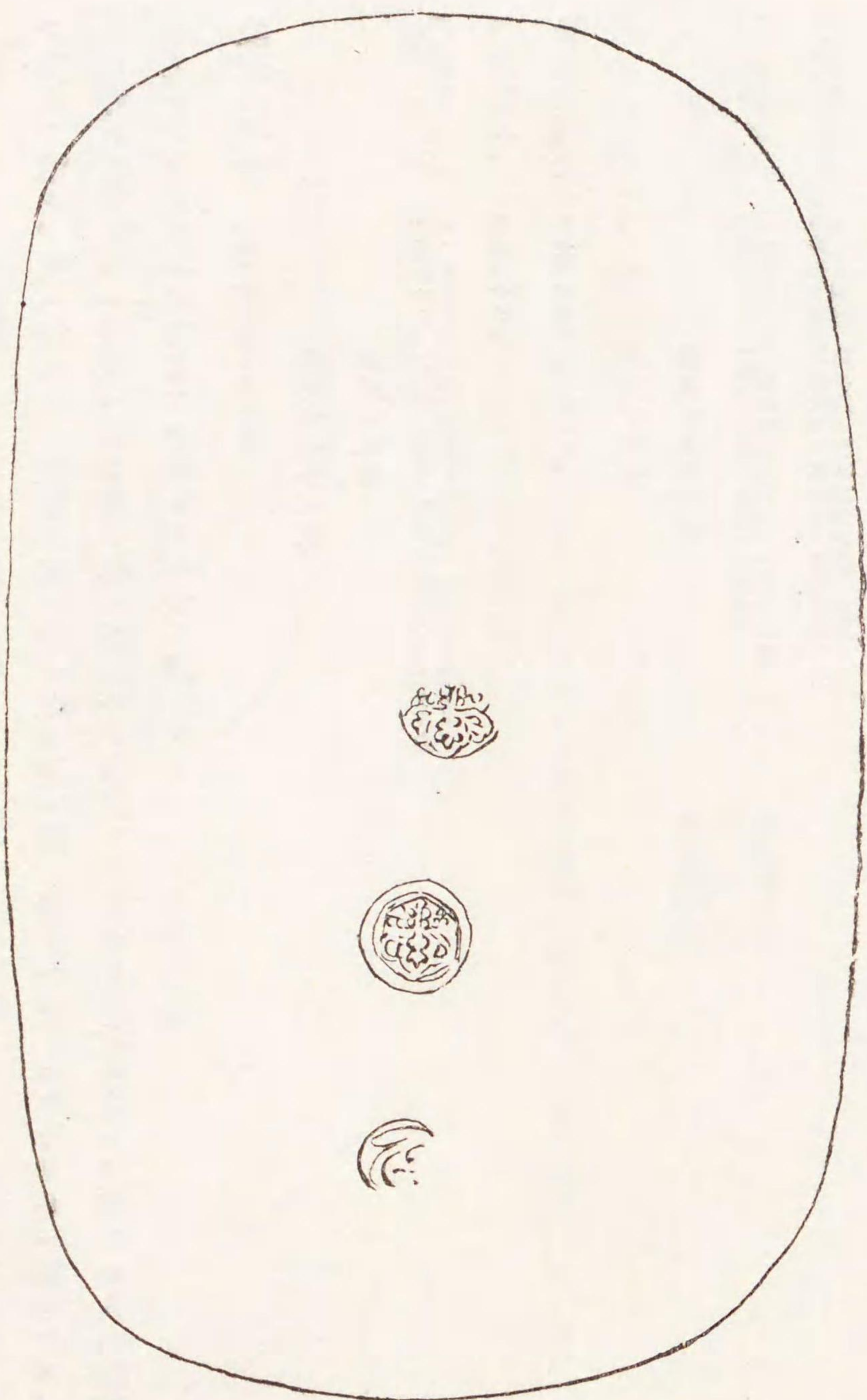
○面、槌目アリ

五三八

面



背



關東首府時代

五三九

慶長金銀貨ハ京、江戸、駿河、佐渡ニ於テ之レヲ鑄造シタルナリ。且又甲州鑄造ノ小判モ亦之アリ。大判金ニアル十兩後藤ノ字并花押ハ墨ニテ書キシナリ。而シテ舊幕ノトキハ之レヲ有スル人若シ誤テ墨書ヲ消シ、又ハ損スレバ後藤ノ家ニ持チ往キ更ニ改メ書セシムルニアラサレバ通用セズ。而シテ其書キ改メノトキ後藤へ改書價ヲ與ヘシコトノ慣例アリシナリ。故ニ之レヲ有スル人ハ綿布等ニテ之レヲ包ミ手ニモ容易スク觸レサル貨ト爲シタリ。

慶長大判金

○造幣寮所藏ノ品ナリ。

縦四寸七分五厘

横貳寸九分

面 ○圖略ス。

○楕目アリ。「拾兩」後藤・花押ヲ墨書シ、上下左右ニ二重圓中五三桐紋四箇ヲ刻印ス。花押ニ小異アリ。

背 ○圖略ス。

○刻印ナシ。

慶長大判金

○金銀圖錄所掲ノ圖ナリ。

縦四寸八分

横貳寸九分五厘

面 ○圖略ス。

○楕目アリ。「拾兩」後藤・花押ヲ墨書、上下左右ニ二重圓中五三桐紋四箇ヲ刻印ス。花押又小異アリ。

背 ○圖略ス。

○略中央圓内ニ桐紋、下部中央ニ圓内六角形内ノ五三桐紋、更ニ其下部ニ圓内花押ノ刻印アリ。

舊金銀貨幣價格表ニ據テ算スレバ慶長大判ノ價格左ノゴトシ。

一、慶長大判一枚

重四拾四錢零分五厘五一四七六

内 金二十九錢六分零厘五零五九一八七二
銀十二錢九分五厘二一三三九四四
雜一錢四分九厘七七五零一八四

位千分中 金六七二、零
銀二九四、零
雜零三四、零

此新貨七十六圓十四錢七三九

内 五十七錢一一零
七十八錢一五三
七錢六一四

精製分析料
鑄造料
試驗分析料

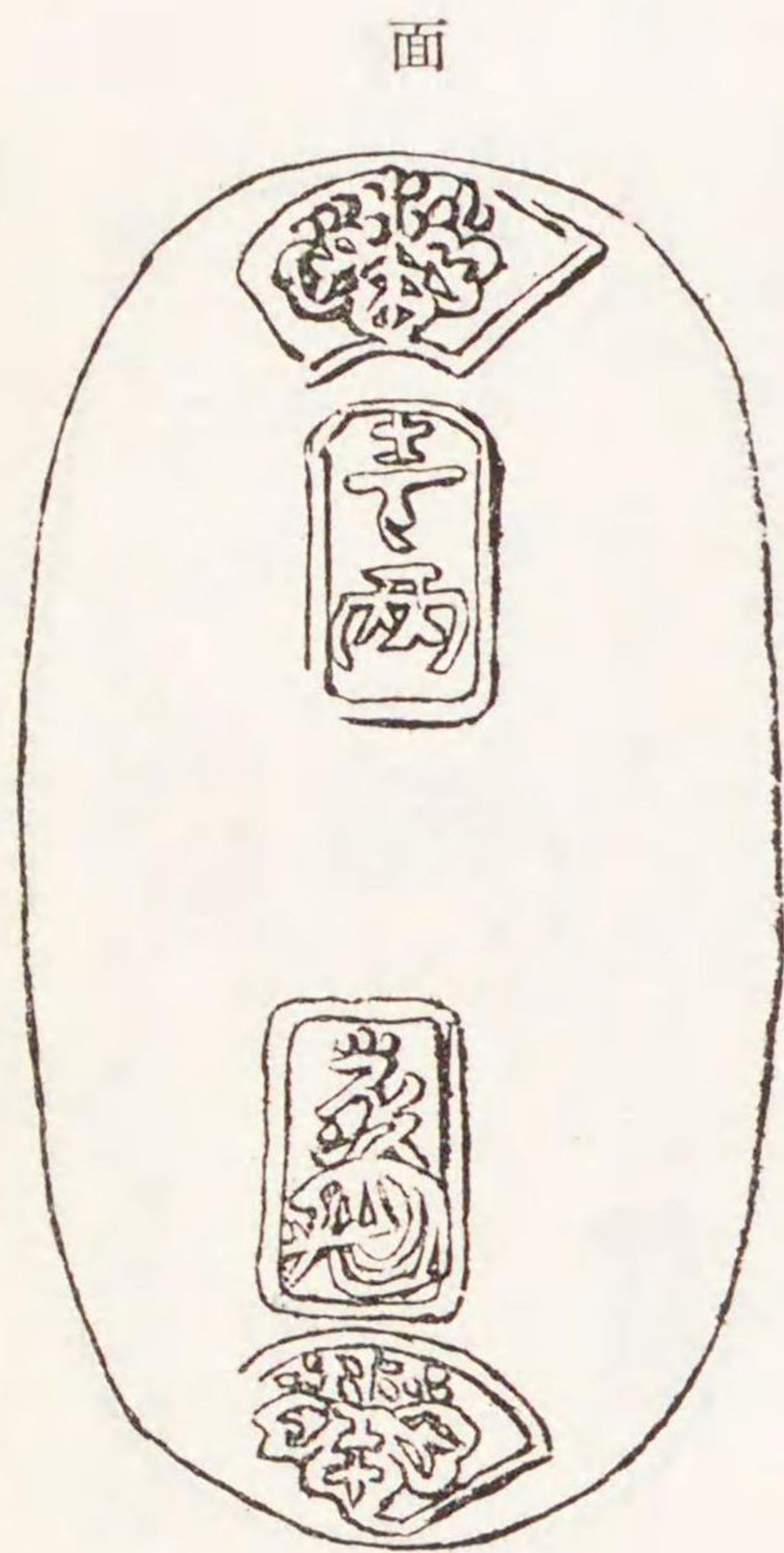
殘七十四圓七十一錢八六一

但價格表原書「オンス」ヲ以テ量目ヲ書ス。今マ我量目ヲ算シテ之ヲ改書ス。以下皆ナ之レニ倣フベシ。但「オンス」ハ凡ソ我八錢二分八厘ナリ。

慶長小判

慶長小判金

○京座小判トイフ。○出納寮所有金ノ内。



縦貳寸三分

横壹寸貳分五厘

○面、楕目アリ。

背



慶長小判金

○遺傳寮所藏ノ品ナリ。

縦貳寸貳分五厘強

横壹寸三分弱

面 ○圖略ス。

○楕目アリ。上、扇形内五三ノ桐、長方枠内ニ「壹兩」下長方枠内ニ「光次・花押」及扇形内五三桐ヲ刻ス。

背 ○圖略ス。

○中央ニ圓形内花押、左下部小圓内ニ「十」ニ「甚」ノ二小刻印ヲ添ユ。

慶長小判金

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。

縦貳寸三分強

横壹寸貳分五厘弱

面 ○圖略ス。

○面、楕目アリ。刻印前者下略同ジ。

背 ○圖略ス。

○中央圓内花押ノ刻印、下部左端ニ小圓内「本」及文字不明ノ刻印ニ箇アリ。

慶長小判金

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。

縦貳寸貳分五厘弱

横壹寸貳分五厘

面 ○圖略ス。

○楕目、刻印略同前。

背 ○圖略ス。

○中央圓内ノ花押、左下端小圓内「太」「吉」ニ箇ノ刻印アリ。

慶長小判金

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。

縦貳寸三分五厘

横壹寸貳分強

面 ○圖略ス。

○楕目アリ、刻印略同前。

背 ○圖略ス。

○中央、圓内ノ花押、左下端小圓内ニ「十」及ビ文字不明ノ小刻印ニ箇アリ。

慶長小判金

○東京府華族某所藏ノ品ナリ。

縦貳寸三分五厘

横壹寸貳分強

面 ○圖略ス。

○楕目アリ。刻印上下ニ扇形内五三桐ヲ刻スル事同ジケレドモ、長方枠内ノ「壹兩」ノ文字無ク、長方枠内「光次・花押」ノ刻印、中央ニ頭ヲ向ケ、上下相對シテ打刻セラル。

背 ○圖略ス。

○中央ニ圓内花押ノ刻印、左下端ニ小圓内「大」及ビ「式」ノ小刻印アリ。

關東首府時代

慶長駿河小判金

○寶貨圖所掲ノ圖ナリ。

縦貳寸三分

横壹寸貳分五厘弱

面 ○圖略ス。

○楕圓アリ。上掲
圖ノ刻印ト略同ジ。

背 ○圖略ス。

○中央、圓内
花押ヲ刻ス。

慶長葵號小判金

○三貨備覽所掲ノ圖ナリ。

縦貳寸三分

横壹寸貳分五厘強

面 ○圖略ス。

○楕圓、上部ヨリ、扇形内五三桐紋、長方枠内「壹兩」中央圓内三箇抱合ヒタル葵紋、其
下、長方枠内「光次・花押」扇形内五三桐紋ヲ刻シ、上左肩ニ長方枠内「東」ト刻ス。

背 ○圖略ス。

○中央、圓内花押、下左端圓内
「本」非ノ小刻印アリ。

謹按三貨備覽ニ右葵號ノ小判圖ヲ載ス。其說ニ是レハ慶長小判ノ下範ナリ云々トアリ。蓋シ種々試
鑄シタル内ノ一ナルヘシ。

舊金銀貨幣價格表ニ據テ算スレハ慶長小判ノ價格左ノコトシ。

一、慶長小判十兩 重四十七匁三分零厘零四九三六

内 金四十零匁五分三厘一七九二九六五八四

銀六匁七分四厘零三二零三三八

雜二厘八三八零二九六一六

位千分中 金八五六、九
銀一四二、五
雜零零零六

此新貨百零二圓五十四錢九八四

殘百零零圓六十四錢二二四

慶長壹分判金

○出納寮所有金ノ内。

面



縦五分五厘

背



横三分強

慶長壹分判金

○同上。

縦六分強

横三分五厘

面 ○圖略ス。

○刻印前者ト同ジク、上、扇形内五三桐
中央、横ニ「一分」下ニ五三桐紋。

背 ○圖略ス。

○刻印前ト同ジク、
「光次・花押」ト印ス。

同 上 ○同上。

縦五分五厘

精製分析料
鑄造鑄料
試験分析料

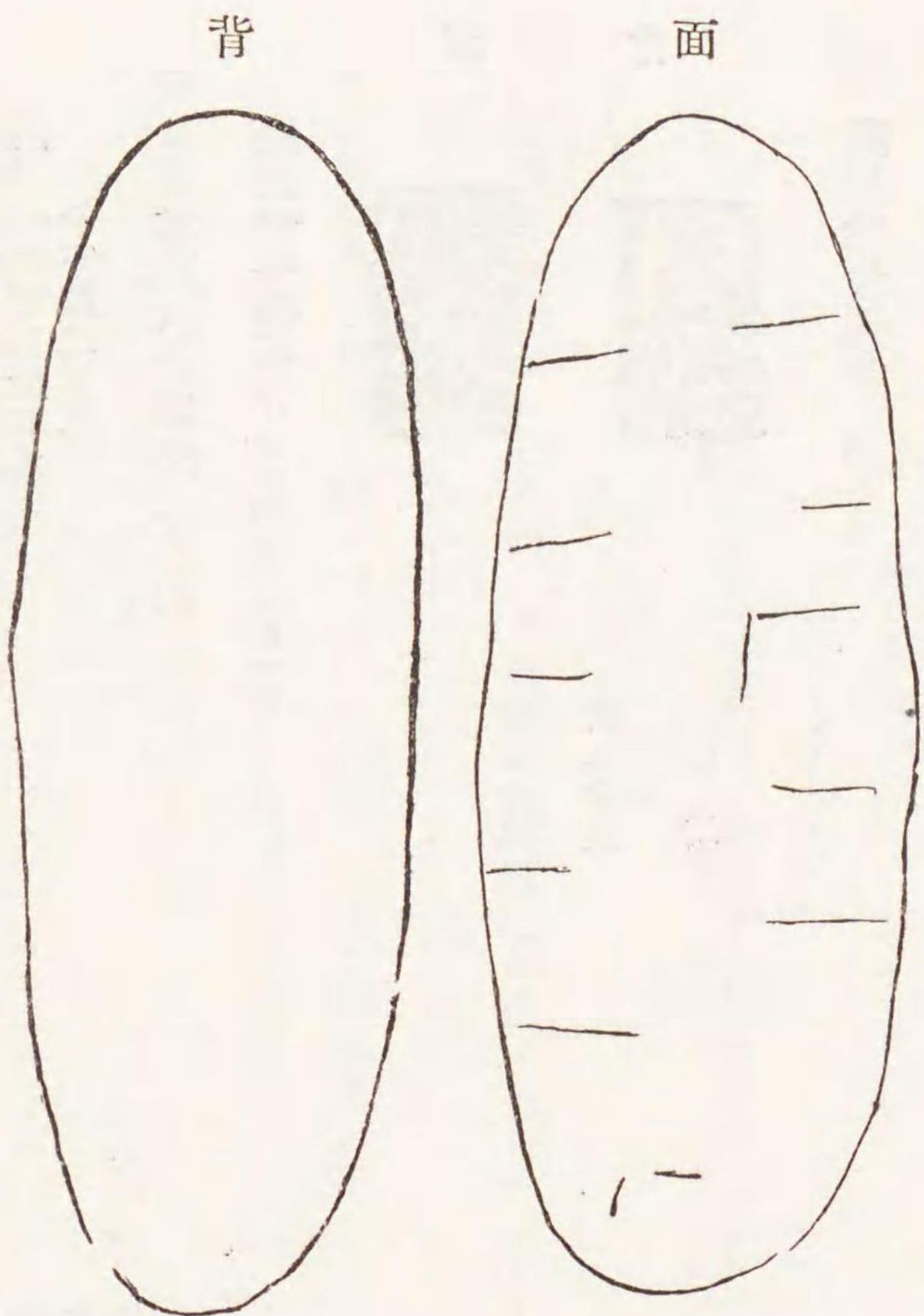
横三分強

慶長丁銀

面 ○刻印、
略ス。同前。
背 ○刻印、
略ス。同前。

慶長一分判十兩ハ慶長小判十兩ト價格同ジケレバ之レヲ略ス。

慶長丁銀 ○造幣寮所藏ノ品ナリ。



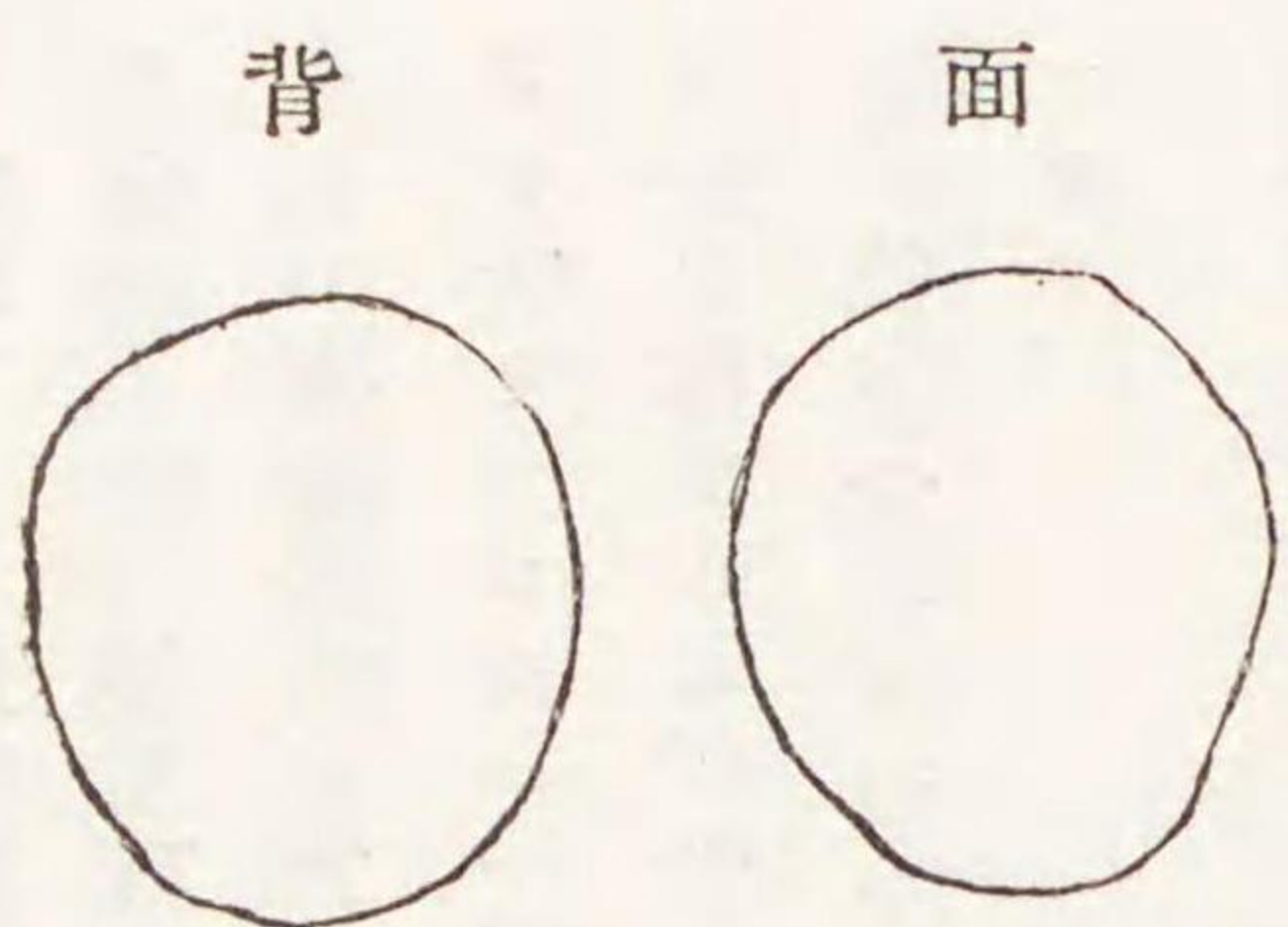
縦貳寸六分五厘
横壹寸
重三拾九匁

○八箇ノ刻印ハ、大黒像及ビ當是
ノ文字ヲ上下ヨリ交互ニ刻ス。

○刻印
ナシ。

慶長豆板銀

慶長豆板銀 ○造幣寮所藏ノ品ナリ。



○刻印ナシ。

縦六分強

横五分

重三匁五分

○刻印ナシ。

謹按、豆板銀、丁銀ハ蓋シ煎傾ノマ、ニテ大小輕重元ヨリ一ナラズ、貨率モ精確ナラサレトモ姑ク舊記録ニ載スルトコロニ據レバ左ノコトシ。即チ慶長銀ノ貨率ハ百分中、銀八十分、銅二十分ナリト。是レ只大凡ヲ云フノミナレドモ參考ノタメ記ス。是レヨリ以下ノ豆板銀、丁銀ニ於ルモ亦只大凡ヲ云フノミナリ。

舊貨幣表ニ慶長銀ノ鑄造大凡ノ總額百二十萬貫目ナリト云ヘリ。

舊幕ノトキ丁銀、豆板銀ヲ用ルニハ重四十三匁ヲ以テ銀一枚ト定メシユヘ、丁銀ノ重ノ不足ナルニハ豆板ヲ足シ、四十三匁トシニ之レヲ一枚包トイヒ、又丁銀ノ重ノ有餘ノモノハ三枚包又ハ五枚包ノトキ大小輕重ヲ平均シテ一枚四十三匁ニ當ルコトヲ定制トセシナリ。

慶長丁銀、豆板銀大凡ノ貨率ハ參考ノタメ右ニ記シタレトモ、舊金銀貨幣價格表ニ丁銀、小玉銀量目駿雜定一セズ、隨テ一個ノ價格ニ至リ各不同ヲ生シ、預メ定メカタクシ、故ニ比較表ニ掲ケズ、一般ノ地金ト看做ストアリ。然レハ慶長以來ノ豆板銀、丁銀皆ナ之レニ準ズベシ。是レハ凡例ニモ掲ケ載セタレドモ因ニ記ス。

大日本貨幣史

室町殿時代銀 量目四十三匁

○國略

右足利時代ノ丁銀ト云、尤モ足利末ノ代ノモノナルベシ。後藤家ハ金ノ部ニモ記ス如ク、祐乘ヨリ普光院殿ニ奉仕シテ、後五代目徳乘ニ至リ、足利家斷絶ノ後、天正九年ヨリ秀吉公ニ召出サレ、右銀判後藤ト極印アリ。此時代ノ古書ニ、黃金・砂金ノコト多クアリテ、銀判ノコトハミエズ。天正十三年、秀吉公金賦ノ時、銀三萬枚トアリテ、此銀如何ナル形ト云コトヲ知ラズ。尤モ金制作ノ事ハ秀吉命セラレシコト、後藤系圖ニアレドモ、銀ノコトハ駭トミエズ。神君命アリテ、大黒長左衛門常是ニ、座ヲ免許アリテ吹セラレシハ、慶長六年、是慶長銀ノ始ナリ。是ヨリ前丁銀ノ形チアレドモ、諸侯ノ國々ニテ自分コレヲ作ラシム。世ニ撰リ葉銀ト云ヒテ數品アリ。則圖ハ後ニ出ス類ニシテ、モトヨリ銀吹所ノ定メナシ。依之常是ヲ以テ銀座ノ始トス。右ノ室町殿丁銀ハ未ダ銀座ナドモ無之、金銀トモニ後藤鑄之ト見エタリ。

三貨圖彙卷十七

一、慶長六年○辛丑(紀元二二六二年)の後に大判・小判・一分判・丁銀・豆板等の制改る。駿河判・江戸判などいふ

は皆々造られし所を以稱す。此外に甲州判といふあり。是より後元祿八年迄年々に造り出せし所の金銀の物數まづは金七千萬兩銀八十萬貫ほどのつもりと申す歟。

本朝寶貨通用事略

慶長五年、天下太平の後、同六年五月より大判・小判・壹分判・丁銀・小玉銀(制)の製改り、則慶長金也普世に

通用し、四民各辨利を得て永く其御恩澤を蒙る。

兩替年代記○校註兩替年代記原編所收

慶長六年五月、大判・小判・分判・丁銀・豆板の製を定む。細書

按るに此時新に鑄るに非ず、天正十九年以來造る所のもの、其形式一定せざれば、是を整へて一定の法を立し也。小判の墨書を止め、極印に改しなど其一なり。其大判は重四十四匁、長五寸計、幅三寸計、厚錢の如くにして橢圓、表裏共に桐章あり。拾兩後藤の四字及押字を墨書す。小判又薄くして橢圓、長二寸三分、幅一寸二分計、重四匁八分、面に桐章、及び壹兩光次押字等の模様、吳座目、背に花押及び小識二字あること、都て今製のごとし。分判長五分計、幅三分計、厚之に准ず。長方にして重一匁二分、面の桐章及び一分の字、背の光次花押等、都る今製の如し。丁銀一枚は、煎傾の儘なれば、大小輕重固より一なることを得ず。大概丁銀一枚は四十三匁内外、長くして海鼠の如し。常是の字寶字、及び大黒の像等の極印あり。豆板は極印之に同じく、其大さは或は指頭の如く、或は菽粒の如く、率ね矮圓なり。此時歩判四つを以て、小判一枚に當て、小判十枚を以て、大判一枚に當つ。銀ハ大概四十二三匁を以て小判一枚に替ふ。其金料は皆純粹なり。或人曰、大判十分の一なれば、小判は四匁四分なるべき

を、四匁八分あるは、金質九分なれば四分の餘目あり。蓋し是上吹抜んとすれば、消耗多きが故に、其儘餘目を附て造り、金料一兩ある程になせしものと云り。此より以來、連年鑄造し、大に天下に行はれ、以て元祿に至る迄通用す。去年關原の大捷より、海内一統して、天下の通寶一定して、遂に後世遵行の良製を得たり。故に世々是を慶長金銀と稱し貴重す。

——貨幣通考

大判金之事

慶長六年辛丑五月、始て大判金を鑄る。重さ四拾四匁壹分、正銀七匁九分、正金三拾四匁六分、銅壹匁六分、位六拾四匁六分貳釐、世々是を慶長大判金といふ。吹立高壹萬六千五百六拾五枚。按に金銀目を分る物は、享保之度、吹直之節、組合せ之手續に因て、其分量をあらはず也。

——貨幣秘録

慶長大判金

右往古大判重サ四拾四匁二分、制度古雅金位上ノ上、花押ハ榮乘○後ノ判ナリ。愚○近藤守重按ニ、慶長六年五月、始テ通用金銀ノ法ヲ定サセラレ、大判、小判、壹分判、丁銀、豆板ノ制改マル。黄金大判壹枚重サ四拾四匁小判壹兩重サ四匁七分六釐ナリ。世々慶長金銀ト云ヒ、又往古金銀ト云モノ、蓋シ是ナリ。慶長笹判金○圖

——金銀圖錄二正用品

右笹判重サ四拾四匁二分、金位上、花押ハ榮乘判ノ變態ナリ。

品位

金銀譜ニ、判金十五種ノ事ヲ出セリ。左ノ通

大佛判 位五十五

右判金、寸法常ノ金ニ、一二歩長シ、背ニ大ノ字アリ。

小佛判 位五十六

右判金、背ニ小ノ字アリ。古書ニモ、小佛判ト云事アリテ、是ヲ二條判ト云トアリ。不詳。

二條判 位五十七

右判金、背ニ二ノ字アリ。

三條判 位五十八

右判金、三印ト云。

五條判 位五十八

右判金、五印ト云。

笹印判 位

右判金、背ニ笹アリ。

駿河判 位五十五

右判金、常ノ金ヨリ、寸法一二歩モ長シ。背ニ桐ノ塔、後藤ノ判アリ。

甲州八兩判 位五十五

右判金、常ヨリ小サク、背ニ四ツ割菱アリ。掛目三十四匁四分、此目ヲ考ルニ一兩四匁三分ノ積リナリ。

關東首府時代

異大判

位五十

右判金、無印、背ニ三ツ巴一ツアリ。常ノ大判ヨリ大ナリ。

佐渡判

位七十五

右判金、背ニ佐ノ字ト、桐ノ塔アリ。

京判

今世ニ多キ元祿大判ナリ。掛目四十四匁ヨリ五匁迄。

江戸判

右半金、今世ニ多シ、掛目右ニ同ジ。

東山殿判

位五十二

右判金、背ニ三ツ巴二ツアリ。

相國殿判

右判金、入道相國清盛公作ル所ト云、是世ニ希ナルモノ也。

嵯峨判

位五十

右判金、天和年中ニ出ル、長サ八寸、横五寸、タカネ許ニテ、極印ナシ。隨分薄クテ、○、▽、卷ナリ。

慶長江戸座小判金略○圖

三貨圖彙

慶長江戸座小判

右往古小判重サ四匁八分、愚按ニ、紳書ニ後藤云、武藏小判ニ光次ノ二字墨ニテ書キタリシヲ、慶長五

年命アリテ極印ニ改ム。又小判ニ吳薩目ヲ切コトハ、内マデ表ノ通りナリトノ印ナリト見エタリ。慶長中、大久保長安等ヨリ、甲州松木へ與フ古文書ニ、其元ノ金子碁石ニテ、マネ判多ク間、ノシ金ニ江戸小判ノゴトク可仕由御意ニト見エタレバ、當時江戸小判トモ云シニヤ、小判ノ始、金ノ位一兩ノ目ハ、武藏小判ノ下ニ載ス。

慶長京座小判金略○圖

重サ四匁八分

同上駿河座小判金略○圖

重サ四匁八分

駿河判ハ、吳ザ目ノ密ナルヲ以テ異トス。

同上萬兩頭小判金略○圖

重サ四匁八分

金銀圖錄二 正用品

慶長壹分判金略○圖

重サ壹匁二分

同上駿河座壹分判金略○圖

重サ壹匁二分

同上片本字壹分判金略○圖

重サ壹匁二分

同上兩本字壹分判金略○圖

重サ壹匁二分

一分判、世ニ丹尺一分トモ云フ。俗ニ小粒ト云。上方ニテハ豆板銀を小粒ト云ヒ、是ヲ半分判トノミ云ナリ。外廓ノ小星ノ廻リタルヲ、俗ニ子持一分ト云、又一種重廓ノモノ有リ、俗ニ額一分ト云。愚按ニ、紳書ニ、後藤云、慶長五年小一分判ヲ造ル。寶貨事略ニ慶長四年始テ一分判ヲ造ルト云フ。大坂ニテハ、

關東首府時代

五五三

一切レ

東京市史稿

五五四

此年創制セシニヤ。又按ニ、舜舊記ニ、元和貳年三月桑名ニテ金子一分判一キレ、料足百疋ニ買也。銀十六文目之算用之由也。五月小判ニキレ、一分判ニキレ、銀子替ニ遣也トミュ。此頃モ分判ヲ幾切ト云ヒ、小判モ亦幾切ト云シコト有シトミエタリ。

金銀圖錄 正用品

慶長兩片本
字壹分判

慶長片本字壹分判金

是を世に短冊壹分ともいひ、俗に小粒といふ。上方にては豆板銀を小粒といひ、是を分判といふ。又外廓に小星の廻たるを俗子持壹分といふ。又別に一種重廓のものあり。是を俗に額壹分といふ。

永松堂金譜

慶長片本字壹分判金

量目壹匁二分。○圖略。

永松堂金譜

同上兩本字壹分判金

量目壹匁二分。○圖略。

慶長小判壹分 光次ハ後藤庄三郎先祖徳乘名乗ニテ、代々コレヲ用ユ。

一分、一匁二分

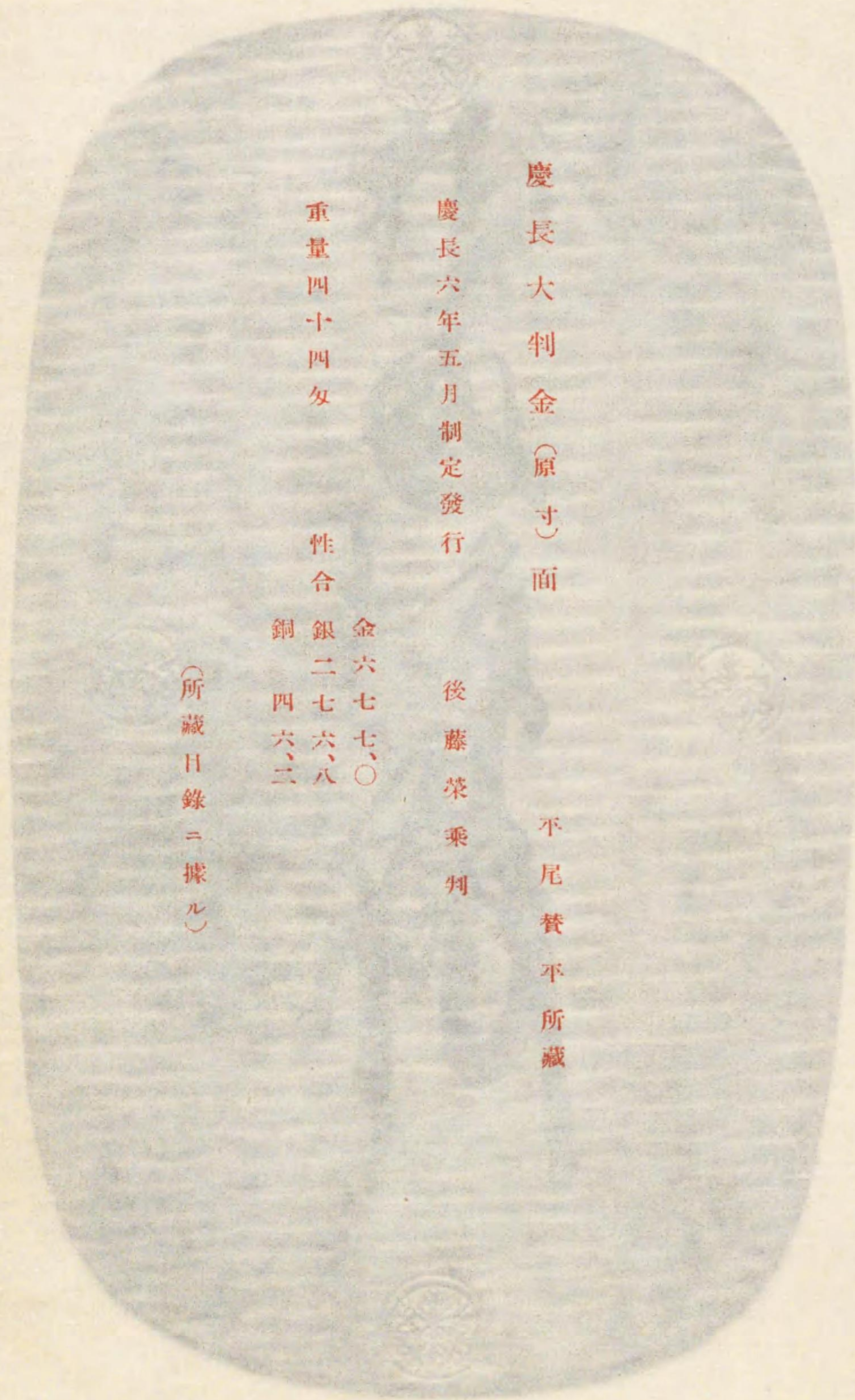
本ノ字一分 慶長一分ニ、本ノ字ヲ打タルアリ。或云フ、疵アル一分ヲナホシタル時、本ノ字ノ極印ヲ打ト、詳ナラズ。重サ一匁二分。○圖略。

國家金銀錢譜

武藏判駿
河判由來

武藏判駿河判由來

正徳二辰年十一月書上扣左之通



慶長大判金(原寸)面

平尾贊平所藏

慶長六年五月制定發行

後藤榮乘判

重量四十四匁

金六七七、〇

性合 銀二七六、八

銅 四六、二

(所藏日録ニ據ル)

一切レ

東京市史稿

五五四

此年創制セシニヤ。又按ニ、舜舊記ニ、元和貳年三月桑名ニテ金子一分判一キレ、料足百疋ニ買也。銀十六文目之算用之由也。五月小判ニキレ、一分判ニキレ、銀子替ニ遣也トミュ。此頃モ分判ヲ幾切ト云ヒ、小判モ亦幾切ト云シコト有シトミエタリ。

— 金銀圖錄^二正用品

慶長^{片本}兩本字壹分判

慶長^{片本}本字壹分判金

是を世に短冊壹分ともいひ、俗に小粒といふ。上方にては豆板銀を小粒といひ、是を分判といふ。又外廓に小星の廻たるを俗子持壹分といふ。又別に一種重廓のものあり。是を俗に額壹分といふ。

— 永松堂金譜

慶長片本字壹分判金

同上兩本字壹分判金

— 永松堂金譜

慶長小判壹分

一分、一匁二分

本ノ字一分慶長一分ニ、本ノ字ヲ打タルアリ。或云フ、疵アル一分ヲナホシタル時、本ノ字ノ極印ヲ打ト、詳ナラズ。重サ一匁二分。○圖略。

— 國家金銀錢譜

武藏判駿河判由來

武藏判駿河判由來

正徳二辰年十一月書上扣左之通

慶長大判金(原寸)面

平尾養平所藏

慶長六年五月制定發行

後藤榮乘判

重量四十四匁

金 六七七、〇
性合 銀 二七六、八
銅 四六、二

(所藏目錄ニ據ル)



(佛海目錄一頁)

重盤四十四頁
 神合 廣二 十六 八
 金六子 十〇

謝其六平正具歸安發序
 游蕪茶事

謝其六 胖金 (羅七) 面
 平引 芥 平 酒 齋

慶長大判金(原寸)背

平尾贊平所藏

慶長六年五月制定發行

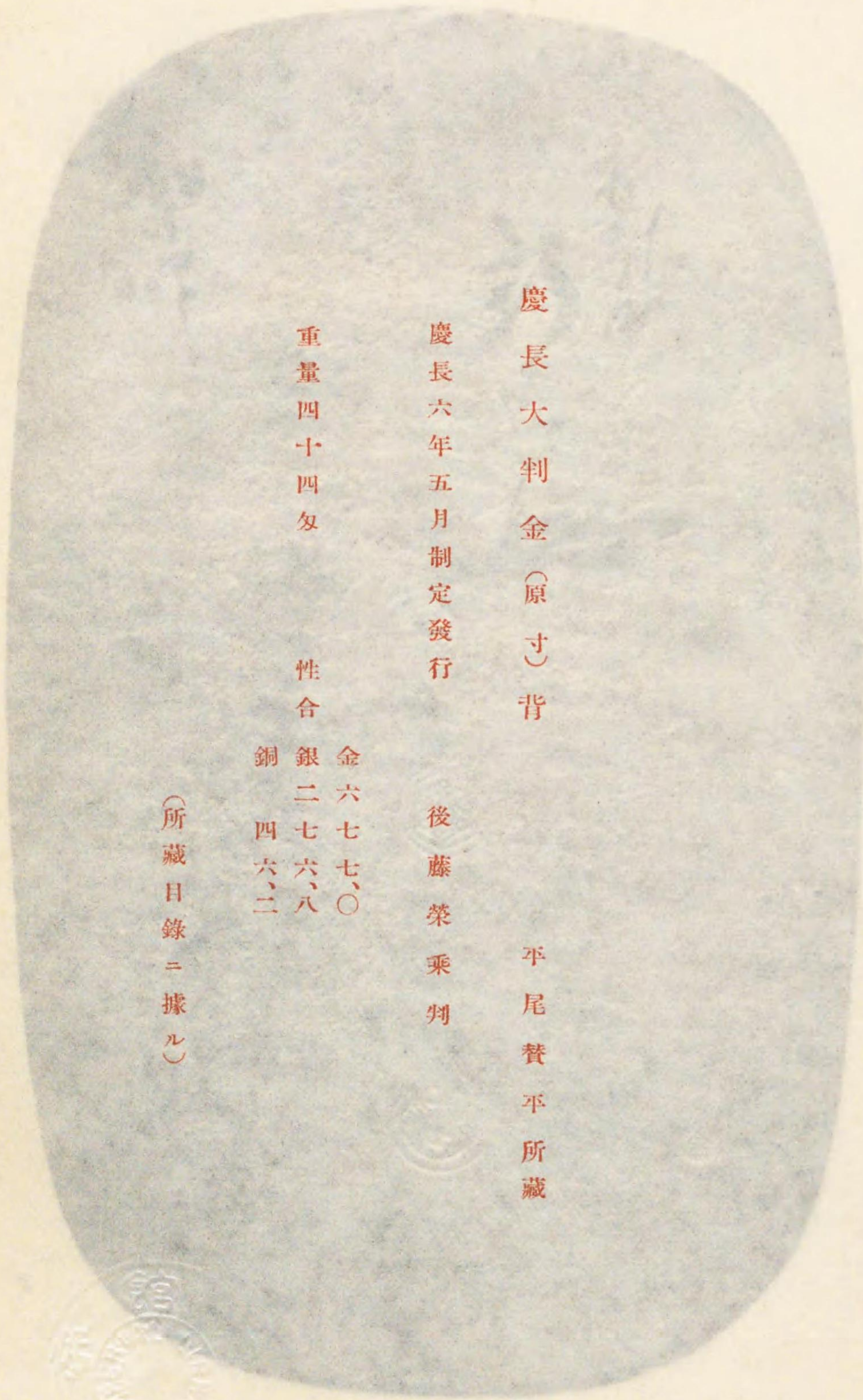
後藤榮乘判

重量四十四匁

性合

金六七七〇
銀二七六八
銅四六二

(所藏目錄ニ據ル)



慶長大判金(原寸)背

平尾贊平所藏

慶長六年五月制定發行

後藤榮乘判

重量四十四匁

性合

金六七七、〇
銀二七六、八
銅四六、二

(所藏目錄ニ據ル)



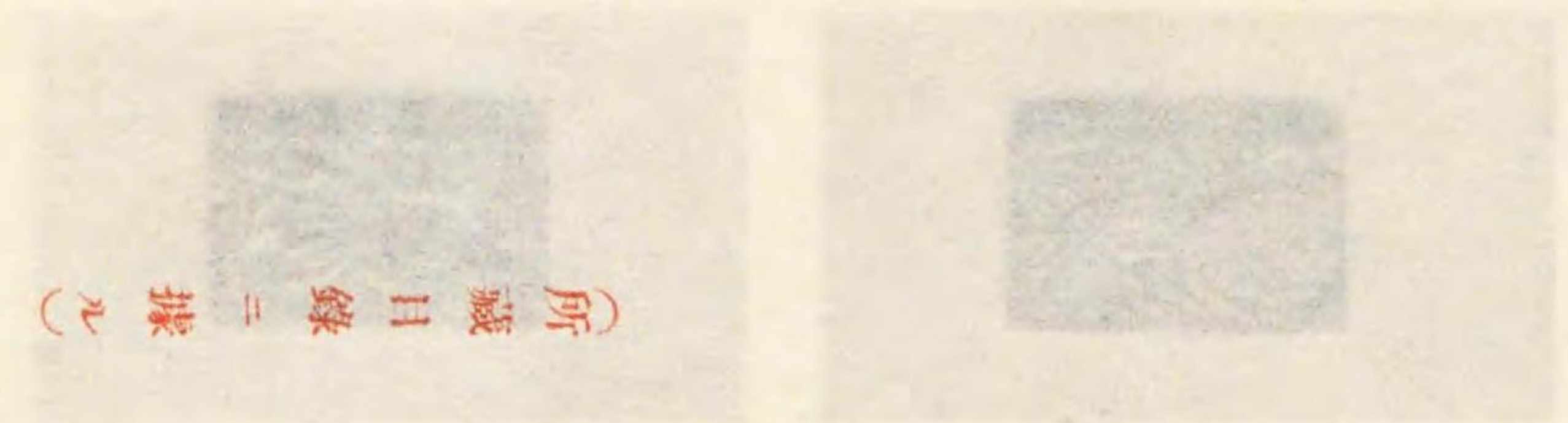


(漢書日錄二卷五)

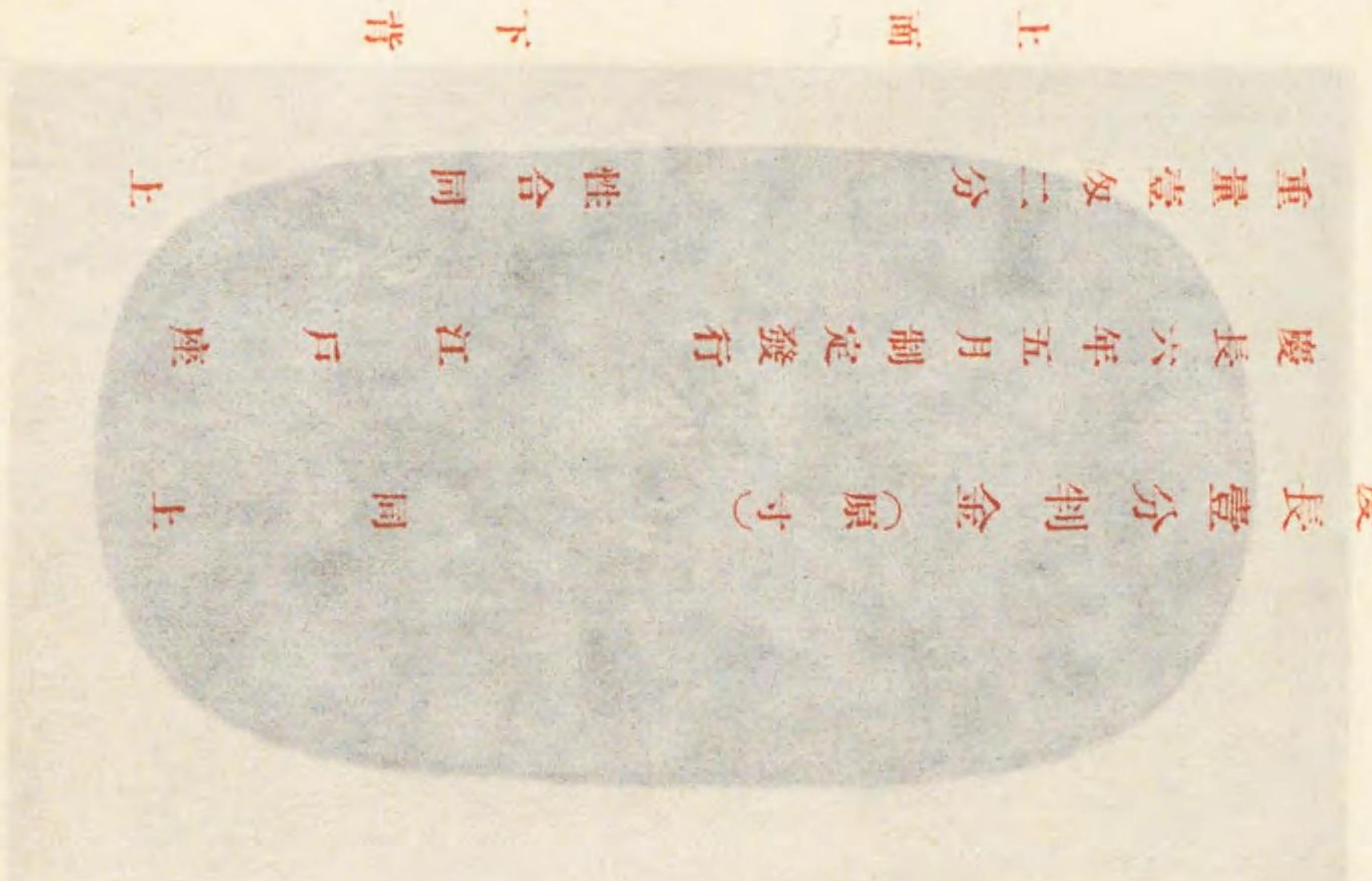
重厚四十四
 許合 四六二
 金六寸寸〇

漢其六平正且歸安發行
 遊藝筆乘院

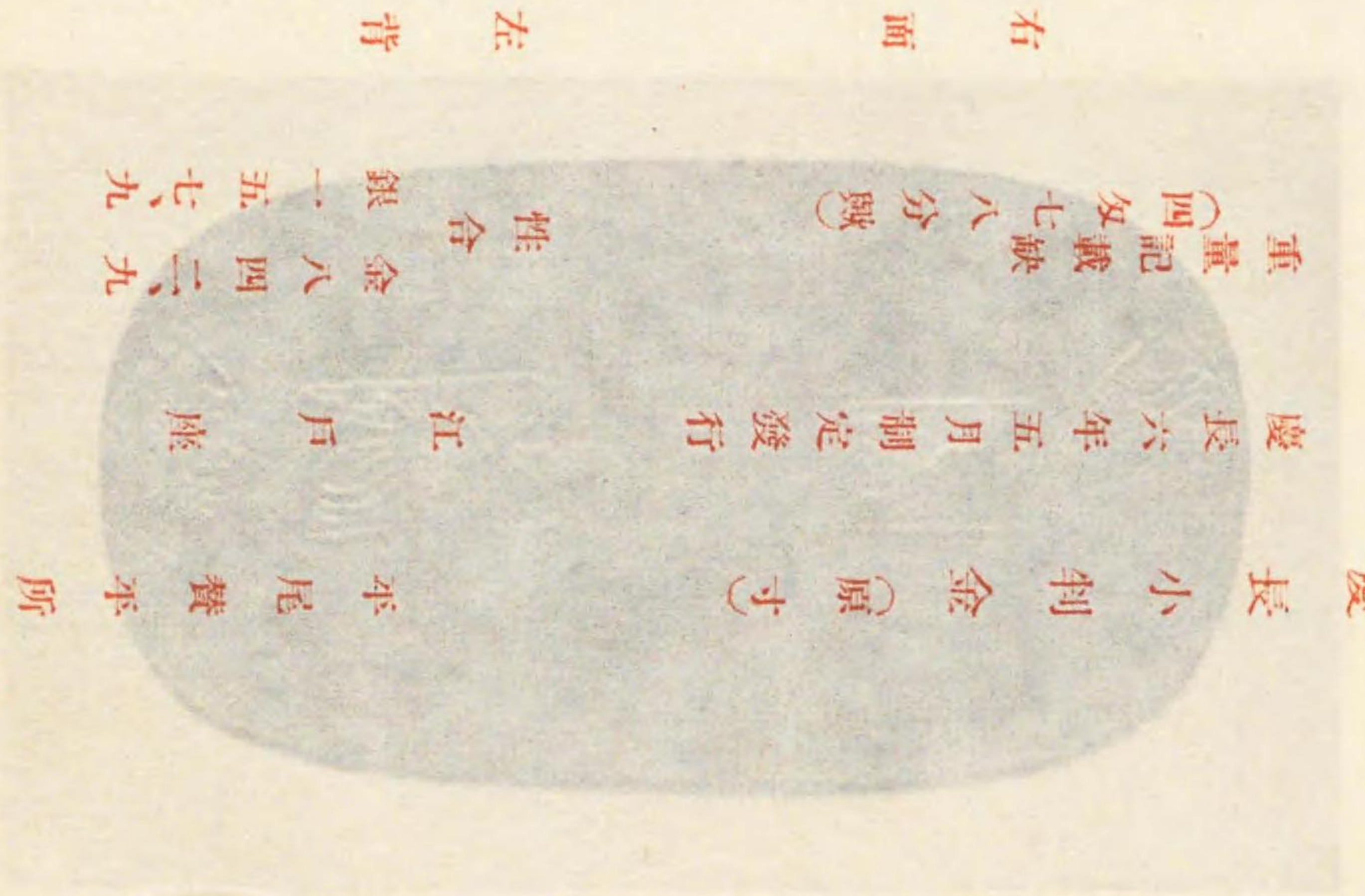
皇其六平正且歸安發行
 平景并平漢



(所藏目錄ニ據ル)



慶長豊分判金(原寸) 同 上
慶長六年五月制定發行 江戸座
重量壹匁二分 性合同 上



慶長小判金(原寸) 平尾贊平所藏
慶長六年五月制定發行 江戸座
重量記帳銀(四匁七八分) 性合 金八四二、九 銀一五七、九





慶長小判金(原寸)

平尾贊平所藏

慶長六年五月制定發行

江戸座

重量記載(四匁七厘八分)

惟合 金八四二、九
銀一五七、九

右面

左背

慶長壹分判金(原寸)

同上

慶長六年五月制定發行

江戸座

重量壹匁二分

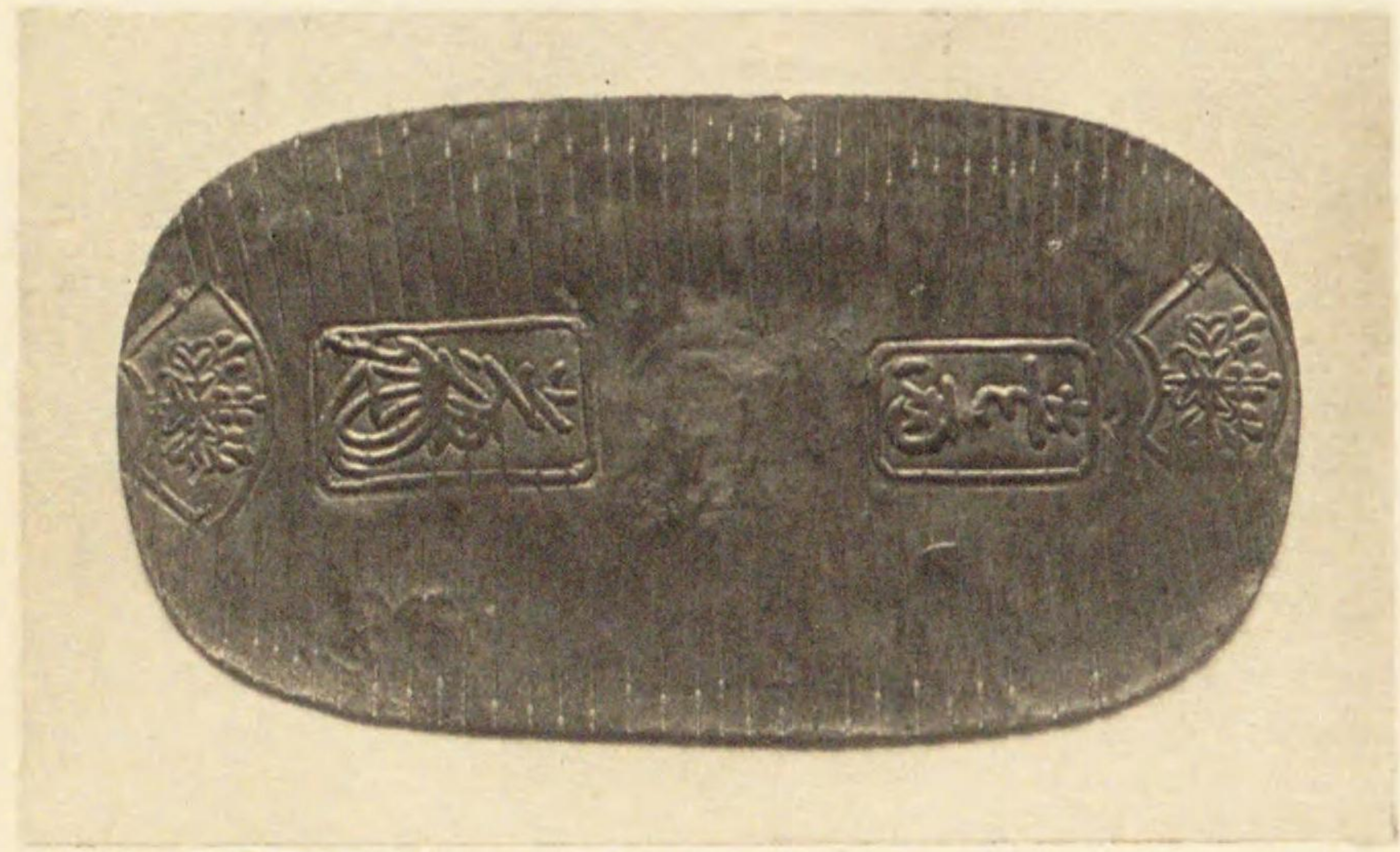
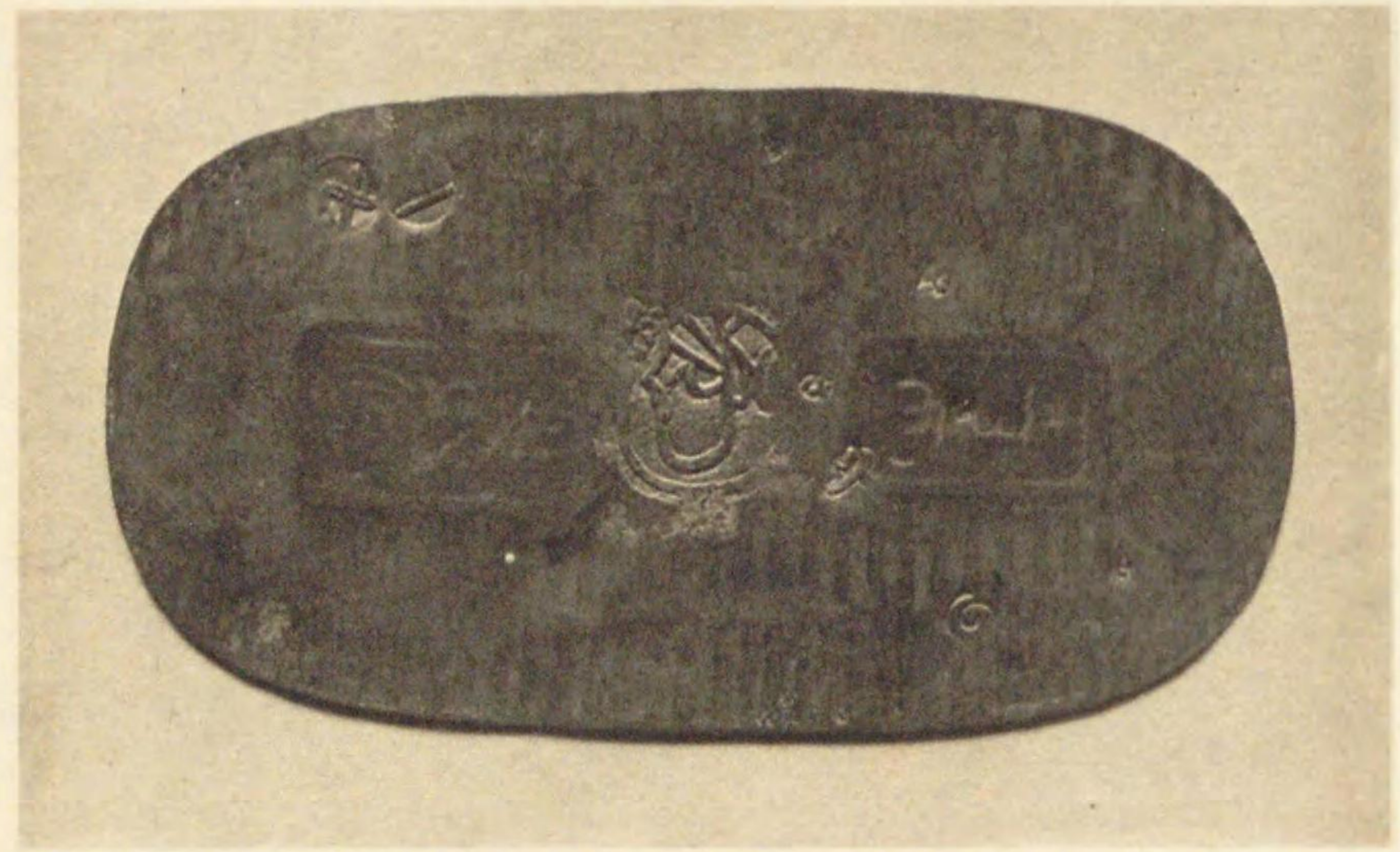
惟合同

上面

下背

(所藏目錄ニ據ル)





(酒御日鏡三辨也)

十面 十君

重集壹拾二金 辨合回 五

鑿具六半正具辨次鏡注 辨 四 辨

鑿具壹金辨金 (類七) 回 五

十面 十君

重集壹拾二金 (同於十八金類) 辨合 肆 五 五

鑿具六半正具辨次鏡注 辨 四 辨

鑿具小辨金 (類七) 辨 肆 肆 肆 肆



慶長丁銀及豆板銀

慶長丁銀 (左方、原寸) 又稱古丁銀

慶長六年七月制定發行

重量不定

性合

銀 八〇〇、〇
銅 二〇〇、〇

右上方二箇ハ丁銀ノ截斷セシモノ。

慶長豆板銀 (右方下、原寸)

慶長六年七月制定發行

重量不定

性合

銀 八〇〇、〇
銅 二〇〇、〇

(所藏目錄ニ據ル)

平尾贊平所藏



慶長丁銀及豆板銀

平尾贊平所藏

慶長丁銀（左方、原寸）又稱古丁銀

慶長六年七月制定發行

重量不定

性合

銀 八〇〇、〇
銅 二〇〇、〇

右上方二箇ハ丁銀ノ裁斷セシモノ。

慶長豆板銀（右方下、原寸）

慶長六年七月制定發行

重量不定

性合

銀 八〇〇、〇
銅 二〇〇、〇

（所藏目錄ニ據ル）





(新編日録二卷七)

重寶平寶 背合 順二〇〇〇
 順八〇〇〇

重寶六平子其勝寶錢

重寶豆辨銀 (背式平順七)

背式二箇ハ丁銀、背調ニシテ入。

重寶平寶 背合 順二〇〇〇
 順八〇〇〇

重寶六平子其勝寶錢

重寶丁銀 (式式、順七) 又器古丁銀

重寶丁銀 其豆辨銀

平寶平平平寶

小判出來初覺

武藏判 慶長之初、江戸にて初て小判出來申す。小判之上に、墨にて先祖後藤庄三郎書付申す。是を武藏判と申傳す。

駿河判 慶長五年、關ヶ原御陣後、江戸、京、佐渡に役所被仰付、鑄判を相止、極印に被仰付、小判壹分判出來申す。駿河にても、少之内小判出來申すを駿河判と申傳す。武藏判と位同前に御座す。

拾兩判 慶長之初、江戸にて、少々出來申す由申傳す。先祖庄三郎、拾兩判之上に鑄にて書付、拾兩之代りに通用仕由申傳す。終に見不申す。

八兩判 二代目庄三郎時分に出來申す。如何様の儀にて出來申すや、様子相知れ不申す。八兩之代りに通用仕由、二十ヶ年以來に、小判買取、小判八兩に出來申す。

大佛判 大坂時代之由承傳申す。庄三郎方にて出來不申す。

甲州判 甲州一國にて之通用之由、甲州松本に申者拵由承傳へし。庄三郎方にて出來不申す。

右之通御座す。以上。

十一月廿二日

右之通書上扣有之由。外之書留には、駿河之吹方を先き、武藏を次と致し書體も間々相見れ、人之傳聞も、駿河を先きと承し趣も有之由へ共、愚案には右正徳之書面を、後々共被取用し方に可有之儀と存す。子細は天正十八年、神祖○徳川家康關八州へ御領地替之以後、慶長五年御一統之節迄は、駿河は御手を離れしよし、文祿四年未年、初て小判吹方被仰付、翌年慶長之元年にゆへば、右之通駿州御手を離れし年間之儀、假令駿州之内、聊御手先きに付し所有之由共、御領國第一たる御本城御手元の武藏にてこそ、吹方は可有之儀、殊に御一統以前、御領知八州之外、他國に於て、軍國之御資用を仕立儀可被仰付事にも有之間敷哉、されば武藏光次と被遊し事、根本之故、且は御一統以前天下他國へ對

し被命い事に可有御座哉、慶長五年御一統以後、同十年台徳院様○徳川秀忠へ將軍宣下、同十二年駿府御城御造畢之由、其年之前後には、神祖駿府へ被爲入、寶照院様○後藤光次儀、御供可被成儀、駿府御屋敷も、慶長年中に御拜領と彼地之ものも申いへば、駿河判之事、兎角慶長中程以後之事と存い。尤武藏と被認いへ共、駿河と墨書無之事は、慶長五年以後は、武藏と申事さへ不被認い。全く御一統故之儀たるべくい。近年古き印判に駿府金と彫い品見えい。駿府出来金、江戸へ來りい節、包之上へ印し事にも可有之哉、右之印判御用箱へ入置い。

右は武藏判駿河判之申傳へ事、兩様に相聞え、後々に至り彌疑敷可有之儀、尤御金方根本の筋ゆる、兼て愚案致い趣、爲後案相認置い。以上。

長井唯右衛門

金座永野家記

一古金類并文字金位之事

慶長金者、小判之最初ニ有、其已前者、板金砂金を以通用之處、文祿四乙未年、小判吹方被仰出、右判金之通り、先祖後藤庄三郎、於武州吹立、同五庚子年初る同位壹分判被仰付、桐之極印計ニ有壹分、光次書判考墨ニ有認い處、其後年月不知、壹分并名判共極印ニ相成、又慶長金最初武州ニ有吹い故、武藏判とも唱い説有之、按ニ慶長十二丁未年頃より、駿州において同様之吹方被仰出、同人吹立いを駿州判と唱い由、金之位并目方形状ニおいて、替りい事無之い得共、金吹立い國名を以、名付い事に可有之歟、其頃之留書ニ有、委敷儀考無之由之事。

又位之儀、重ニ被仰出も有之故、慶長金吹入之節、位聊も劣りい事無之様可念入旨、精々金座に申

附記
江戸兩替
屋起原

渡い間、何となく少々宛出来、金位宜敷方ニ有之、二代目三代目庄三郎に到いては、次第に出来、金位宜を見増之位と唱い由、尤當時諸向より持寄い、慶長金之内ニ有、引分りいニは無之、近頃迄御用向書留ニ有、見増之位を三代目位共認、御勘定所ニ差出儀も有之由之事。

金位并金吹方手續書

〔附記〕

江戸兩替屋起原

江戸に兩替屋始り考の事

或書頭註、或書ハ慶長見聞集ナルベシに、太閤の頃迄は諸國より品々の金を京師に持登り銀子に替けるに、兩替師共、金を黒き石に付て品ヲ定メ銀にかへける。其頃も江戸には金見貳人を命ぜらると云々。又、筑前國續風土記に、大友宗麟麟の名高き茶入頭註、名高き茶入ノ名ヲ橋架トイフ、コノ事石城志ニモ詳シク見ユ。を求められし價の金を太宰府の神前にた、らにかけて眞偽を改めしと云事見えたり。凡是等の事によりて思ふに、其頃天下に金銀の取遣不自由(ニ脱カ)成し知べく、はた兩替師は京師にのみ住しならん。按ニ、天正十八年御入國の後、金見二人命ぜられし由なれ共、兩替屋杯云物ハ、慶長六年已來日ニ増御當地御繁榮ニ隨ひ、京畿及諸國より移住し來り、夫ダ中小金銀扱おれバ、御曲輪近き常磐橋・兩替町・駿河町・本町の邊に在し者此業ををし、兩替町の名も是より始りしならん。按、此後高治中、新兩替町の者へも申通しニ云事あり。されは金座近くニ在しが本兩替町にて、銀座近くニ在しを新兩替町と唱し歟。其頃太平未日久しあらず、風俗質素、貨財の通用も少きより、錢杯は四民互に有無を通じ、唯金銀のみを兩替屋に持行し成べけれ。

兩替年代記校註兩替年代記所收

五五七

町奉行彦坂
小刑部勘氣

六月廿五日辛卯 ○慶長六年辛丑(紀元二二二
六一年)○辛卯、三正綜覽。 家康ノ關東入國以來、板倉四郎左衛門勝重ト

共ニ江戸ノ地奉行町奉行タリシ彦坂小刑部元正、家康ノ勘氣ヲ蒙ル。 ○慶長日記増
補。柳營補任。

町奉行彦坂
小刑部勘氣

彦坂小刑部勘氣

一、同 ○慶長六年辛丑(紀
元二二六一年)六月 廿五日、彦坂小刑部御勘氣ヲ蒙ル。

慶長日記増補

町奉行

關東御入國之時

地奉行 板倉四郎左衛門 ○勝
重
町奉行 彦坂小刑部

柳營補任

町家瓦葺創
始

九月二日丙申 ○慶長六年辛丑(紀元二二六
一年)○丙申、三正綜覽。 巳刻、駿河町 ○市内日
本橋區。 住家ヨリ出火、江戸町一

宇モ殘サズ燒亡スルヤ、町家再建ニ際シ、從來ノ草葺キヲ廢シ、板葺タラシムル
ヲ令ス。時ニ本町貳丁目住人瀧山彌次兵衛道路ニ面セル半面ノ屋根ヲ瓦ヲ以テ葺
キ半面ヲ板葺キトス。之江戸町瓦葺キノ濫觴トス。 ○慶長
見聞集。

町家瓦葺創
始

町家瓦葺創始 傳フ。

江戸町瓦ふきの事

見しは昔、當君江戸へ御打入より此クと町繁昌し、家居多く出來ぬり、され共皆草ふきよて、燒亡去け
し。然レ慶長六年閏九月二日の巳の刻、駿河丁よりのぢゆう家より火を出す。此大燒亡ニ江戸町一字も
のこらず。御奉行衆仰は、町中草ぶた故火事絶す。幸能るクな此序に皆板ふきよなすべきよし御觸
りければ、町とくく板ふきよ作る所、瀧山彌次兵衛といふ者、諸人よ秀で、家を作らんをエミ、街
道おもてむねより半分瓦よてふた、うしろ半分をバ板よてぬきぬり。皆人沙汰しけるは、本町二丁目
瀧山彌次兵衛も、家を半分瓦よてふきぬり。扱も珍らしや奇特ク能。人褒美して、美名を半瓦彌次兵衛
といふ。是江戸瓦ふき乃始なり。

慶長見聞集

青山内藤二
氏町奉行就

是年 ○慶長六年辛丑(紀
元二二六一年) 十二月、青山常陸介忠成、内藤修理亮清成江戸町奉行ニ任ズ。

○柳營補任。慶
長日記増補。

青山・内藤二氏町奉行就任 傳フ。

町奉行

慶長六丑十二月廿八日關東奉行ヨリ兼帶

青山 常陸 ○常陸
介忠成。

慶長六年丑十二月廿八日關東奉行ヨリ兼帶 ○青山見聞ニ據ル。

内藤 修理 ○修理
亮清成。

柳營補任

一、今年 ○慶長六年辛丑、
紀元二二六一年。 青山常陸介忠成、江戸町奉行ト成、關東諸奉行ヲ兼役シ、本多佐渡守正信、内

關東首府時代

五五九

藤修理亮正成○清成ノ誤リカ。ト同役ヲ勤ム。

慶長日記増補

芝魚市場起立
芝魚市場起立

是年○慶長六年(紀元二二六一年)芝筋○市内芝區ノ街道開ケ○文政町方書上芝魚市場起立ス。○芝浦漁業起立

芝魚市場起立 傳フ。

慶長六丑年○紀元二二六一年本芝○市内芝區金杉○市内芝區トモ東海道往還トナル。此節ヨリ村ヲ廢シテ、町ト稱ス。此頃ヨリシテ本芝・金杉ノ往還ヘモ持出シテ○魚貝ヲ賣鬻ス。之ヲ芝市場ノ起立トスル由、尤此頃ハ漁商兼業ノ者多カリシモ、追々繁盛ニ依テ魚問屋・仲買・棒手振・獵師抔ト區別ヲナシ、專業ヲ營ミシヨシ。

芝浦漁業起立

慶長六丑年本芝村・金杉村・東海道往還筋ニ相成ル以後、兩村とも町名主を唱、獵師共取揚ル魚類を往還ニて市を立、商致ル趣。○下略

芝浦漁業起立

本芝、芝金杉魚問屋、○中略

慶長○紀元二二五六年ノ頃に至リ、該地方○本芝村金杉村ノ東海に達する行旅の便道を拓きしより、其地漸く繁盛に趣キ、該地の農民及び漁夫にして資力あるものは、専ら捕獲の魚類を買集め、或は他の浦々へ金員を貸與して各地の魚を買集し、之を市街に出して販賣す。是れ其本原なり。

東京諸問屋沿革志○日本財政經濟資料同。

而シテ芝筋街道ノ開通ニ關シテハ、文政町方書上本芝一丁目○市内芝區書上ニ、

一、當町○本芝町意丁目東海道起立之儀ホ、慶長六年○紀元二二六一年中ニ有、其節之御役人御姓名、相知不申也。別本慶長江戸圖、今ノ外櫻田橋○市内麹町區ヲ小田原口門ト記シ、門外一條ノ道路ヲ圖シ、傍ニ「是より柴の濱内。へつゞく」ト記シ、橋畔ニハ「宿つき御使所」ト有り。茲ニ記ス所ノ本芝町經由道路、則チ此ノ路線ナル可キ歟。

〔附記〕 日本橋魚問屋及ビ魚市場起原

先キニ載スル攝津國西成郡佃村ヨリ江戸ニ來リ、附近河海ニ於テ漁業ニ從事シ、其漁獲物ヲ御膳御菜トシテ幕府ニ奉獻スルニ至リタル森孫右衛門ガ、幕府ニ獻ジタル漁獲物ノ殘餘ヲ市販セシモノ、即チ日本橋魚問屋及ビ魚市場ノ起原ニシテ、先ヅ本船町○市内日本橋區ニ始マリ、芝浦漁人モ此地ニ其漁獲物ヲ市販セシハ既ニ別項記載ノ如クニシテ此地附近ニ「芝河岸」ノ名稱ヲ存セシニヨリテ知ルベシ。而シテ兩者開市ノ先後年代ニ關シテハ記錄區々ニシテ容易ニ斷ズベカラザルニ似タリ。本船町ニ尋イデ、森孫右衛門ノ息九左衛門○森將軍ノ御菜ニ獻上セシ殘魚ノ販賣店ヲ本小田原町○市内日本橋區ニ開ク。是本小田原町魚問屋ノ起原ニシテ、同町ハ慶長年中江戸城普請ノ際相州小田原ヨリ石工師善右衛門、伊豆石ヲ請負ヒ石船諸船共岸揚ガセシ地ト云ヘバ、此地魚商開市ハ恐ラク其後ナルベシ。而モ元菲律賓大守ドン・ロドリゴ著ス所ノ日本見聞記ニ、已ニ魚市場ノ記載アルヨリ推セバ、何人ノ經營タルヲ詳ニセザルモ、又果シテ日本橋其地ナリシヤ否ヤヲ明ニセザレドモ、ドン・ロドリゴガ見聞セシ慶長十四年秋ニハ既ニ城下ニ魚市場ノ存シタリシ事疑フベカラザルニ似タリ。○其項參照

附記
日本橋及
魚問屋及
魚市場起
原

一、九左衛門○森氏ノ孫魚店出見世の儀は、支配の漁師共取揚げ魚、御菜に奉差上り殘魚爲揃、本小田原町○市内日 本橋區魚問屋出見世致し置申○中い。

一、御當地追々御繁榮に付、攝州佃村・大和田村・西宮、其外所々より追々罷下り、肴家業仕○中い。勿論其砌は、問屋數取極○中い儀無之○中い、右の者共より相續仕○中いに付、問屋共仲間、佃屋・大和田・西宮等の家名、多分御座○中い。

本小田原町

一、本小田原町○市内日 本橋區の儀は、慶長年中、御城御普請の節、相州小田原より、右石工師善左衛門と申者、伊豆石御請負仕、石船諸船共河岸揚仕○中いニ付、自然と小田原町河岸と申○中い由。

本船町

一、元和二丙辰年、和州櫻井驛より助五郎と申者、御當地へ罷下り、本小田原町に住居仕、肴商賣體に取掛り、所々より肴荷物引受○下。

一、本船町○市内日 本橋區魚店の儀は、御入國の節より商賣仕來り、其節より店先魚船等差置き、板流等仕來り申○中い。

日本橋魚市場沿革紀要

追年○森孫右衛門御膳榮存ノ殘餘ヲ市販シテ以來。同業を營むもの増加し、隨て賣却の途も廣盛せしかば、慶長の頃に至り、森九右衛門孫右衛門ノ長男なり等、幕府に納せし殘餘の魚類を引受けて、之を販賣するに便益を謀りて、賣場を日本橋本小田原町○市内日 本橋區ニ開設せり。自後、府下の繁盛を加ふるに従ひ、遠近の河海よりも魚物を運送し來り、賣買上益々盛んに趣きし故、本小田原町○市内日 本橋區本船町○市内日 本橋區河岸を合て市場を開くに至れり。按ずるに、魚商人は、各自戸板を設け（後ち板舟ニ稱し、組の裏面に淺き織りの如きもの張り圍ひ、其内に淺き寸許りの鹽水を澆留し、齎らし來れる生魚を平扁に活け蓋へ、新鮮澄淨の勢を示し街賣せしより、其組

板舟

納家

の裏面の形を略々、船にも類似するを以て、字して之を板舟ニ唱へ來りしか。魚類を陳ねて販賣せしに初り、其後河岸通りに、納家（魚を貯ふる場所を云ふ）を設け、及び納家前に庇し板流しを作り、（河岸通りは五尺の庇しを附け、横通りは三尺の庇しを設くるの定規あり云ふ）本船町通りハ、麻苧、船具を鬻ぐ商人居住せしが、追年魚商各自市場に居住を占むるに至れり。

日本橋魚市場沿革紀要上

追年同業○魚を營む者増加し、隨て賣消の道も亦廣く、慶長の頃○紀元二三五六 一三七四年に至り森九右衛門孫右衛門ノ長男等専ら其魚物を引受けて之を幕府に納め、其殘魚賣場を日本橋河岸本小田原町○市内日 本橋區に開設せり。後府下の繁盛を加ふるに従ひ、遠近の河海より魚物を運送し來り、本小田原町本船町河岸を合せて市場を開くに至れり。

按ずるに、魚商人は各自戸板を設け、（後板船と稱ふるものを作れり）魚類を陳ねて販賣せしに始り、其後河岸通りに納屋（魚を貯ふる場所を云ふ）を設け、及び納屋前に庇し、板流しを作り、（河岸通りは五尺の庇を附け、横通りは三尺の庇を設くるの定規ありと云ふ）専ら行商を事とせしが、追年各自市場に居住を占むるに至れりと云ふ。

東京諸問屋沿革志

○日本財政經濟資料同。

魚市○市 船町。小田原町○同安針町○同等の間悉く鮮魚いぢくの肆いぢくなり遠近の浦々より海陸のけちめもなく鱗魚をこゝに運送して日夜市を立て甚賑いぢくへ。

鎌倉を生て出けんそつかつ棧

芭蕉

魚市

帆をかふる鯛のさきや薫る風

其角

江戸名所圖繪一

江戸名所圖繪ハ、寛政文化ノ間ニ稿成リシヲ以テ、其記ス所モ亦、其頃ノ消息ヲ傳フル者ト解シテ可ナラム。

幕政の時代には、江戸輸入の海魚は、鯖、鰯等の下等魚を除き、上等品は都て公儀御用と稱し、日本橋の魚市場へ送致せしめ、公儀御臺所（厨）へ納むとの故を以て、其賣買の權柄を專にす。其取締最も嚴にして、漁夫は壹尾の魚たりとも、魚市場の外他に直賣するを得ず。若し賣者あれば、隠賣或は盜賣と名つけ、官より嚴刑に處すべき命令あるを以て、悉く之を日本橋河岸に送る。故に漁場を納屋と稱す。官納所の義あり。明治維新以來、舊習を破り、專横の弊や減す。

産業事蹟

又云、

魚河岸の例、其公儀納魚は其費用を償ふに足らざるも、御冥加と稱し、別に殘餘の魚を市に賣り利得を謀れり。其口錢（即手數料）は販賣高の五分、或は一割の定めなりし。凡佃島漁民を除くの外、近國各地の漁獲は、肥料に供するもの外は、悉く江戸に送らしむ。又漁場には二名乃至三四名づゝ五十集と云ふ商人あり。監視して必魚を江戸に輸送す。然るに中比新肴場の御附浦と云ふ事始れり。其起源は延寶二年、相州三浦郡八箇村、并に武州久良岐郡本牧外四箇村漁民の發起にて、當時日本橋組魚問屋に對し訴訟し、日本橋にて賣買する相場より、二割を引下げ販賣すべき旨を以て官許を得たり。

本材木町新肴場

場所は江戸本材木町に定め、十三箇村の魚類に限りて販賣す。之を新肴場となす。他の漁村人民も漸次に同意を表し、願濟の上、新肴場に送るべき約束を結びたる者十八箇村に至り、合計三十一箇村を新場浦と云ひ、御附浦とも唱へたり。

産業事蹟

魚河岸

魚河岸 室町○市内二本橋町一丁目の東方にて、日本橋川に縁れる河岸を云ふ。堀江荒布橋に至るまで、朝夕魚舟簇り至り、市を立て賣買す。都下の一名物とす。

魚河岸の賣買店は、本船町（寛永圖貞享圖等に大船を作る）安針町、長濱町、小田原町等に散在し、六百戸、毎月商高凡萬金、魚仲買、魚問屋と稱す。○中古圖を按するに、魚河岸本船町は昔は大船町と稱し、一丁目二丁目とありしが、今は一町とあれり。河岸地もと船具麻網を商ふ店舗多くありしといふ。是れ町名の基く所なるが、〔東京名所圖繪〕大船町、小船町は對名にて、元は八代洲に舟町の名ありしこと、別項に論する如くあれば、代地町たること必せり。

大日本地名辭書

附記、一金銀産出

〔附記、一〕 金銀産出

是年○慶長六年辛丑年（紀元二二六一年）ヨリ越後國佐渡及び石見國ヨリ金銀ヲ多ク産出ス。○大日本貨幣史。貨幣秘録。日本財政經濟資料。三貨圖覽。日

六年○慶長辛丑（紀元二二六一年）是歲ヨリ佐渡、石見多ク金銀ヲ出ス。

是歲○慶長六年辛丑年（紀元二二六一年）ヨリ佐渡、石見二國多ク金銀ヲ出ス。寶貨事略。

關東首府時代

佐渡の
金銀山

佐州金銀山は慶長六年辛丑始て大久保石見守に命ぜられて其事を掌らしむ。元和七年辛酉七月後藤庄三郎に命ぜられて手代を彼地に遣し、山出金之分都多小判金に吹立させ上納す。是佐州にて吹立上納の始めなり。其後元祿九年丙子より延享三年丙寅迄延金にて上納す。同四年丁卯より小判金に吹立納べき由令せられ、文政二年己卯より吹立納相止、延金にて佐州御藏へ納置、天保七年丙申より山出金之内三分壹は燒金にて同所御藏に除置、三分貳を江戸へ上納すべき由定めらる。近年山勢衰微し壹ケ年大概納高燒金拾八貫五百目餘灰吹銀貳百貫目程なり。

貨幣秘録 ○日本財政經濟資料二、同。

治金ノコトハ大寶元年ニ始マリ、貢金ハ天平廿一年、陸奥ノ貢ヲ始メトス。其ノ後下野ヨリモ砂金・練金出デ、共ニ並ビ行ハル。其ノ餘對馬初メ諸國ヨリモ出デケルカ、國史ニ不見、今多分佐渡國ヨリ出ルコト夥シ。何レノ年ヨリ出初ケルカ不知、寶貨事略ニ云、佐渡國ヨリ黃金出ル由ハ、宇治大納言物語ニ見エタリ。然レドモ之レヲ探スベキヲ不知ナリ。上杉入道謙信、彼國ヲ攻取、其金ヲ採リテ國用ヲ足ス。太閤秀吉兼テ知之、謙信ノ子景勝ノ時、奥州ニ移シ佐渡ヲ押取、金ヲトラレンカドモ金出デズ。慶長以後、神祖ノ代ニナリテヨリ、金銀出ルコト夥シ。并ニ石見・伊豆及ビ奥州ヨリ追々出ル。昔ヨリ遂ニ聞カザル所、萬國ニスグレテ財政豐ナリ。偏ニ神祖ノ御恩德、仰ギ奉ルベキ者ナリト云々。

三貨圖彙 卷七 金之部

附記、二
凶作

〔附記、二〕 凶作

慶長六年辛丑 ○紀元二二六一年 春、疫病關東ニ流行シ、秋諸國凶作ナリ。

此春 ○慶長六年(紀元二二六一年) 疫病關東に流布して人多く死ける。在所によつて、八人九人住む家には一人二人残りける所も有とかや。信濃も同前。○中略

五月廿七日甲子雨、此春夏惣て雨也。六月十九日、廿日、大水。

此夏中あつき事なし。十七日より廿三日まで打續大雨。廿二日尙以大水。

○上略 此秋諸國凶年。

當代記

〔附記、三〕 火災

慶長六年辛丑閏十一月二日、江戸大火アリ。

閏十一月二日。江戸不殘大火事、此後も數箇所度々町々火事。

當代記

六月朔日辛卯

○慶長七年壬寅(紀元二二二二年)辛卯、三正綜覽。

幕府馬市ノ制ヲ定メ、馬喰町

○市内日本橋區。

以外ノ地ニ

テ馬賣買ヲ禁止ス。

○武家嚴制錄。武江披砂。江戸志。塵塚談。大日本地名辭書。府内備考。武藏名勝圖會。

馬市制規

是日、馬喰町馬市ニ關スル制規ヲ公布シ、博奕、寶引、其他諸勝負ヲ禁ジ、馬ノ直段一旦定リタル上ハ返引 ○値引或ハ割戻ノ意歟。 スルヲ禁ジ、馬賣買ハ、例へ安馬タリトモ馬喰町以外ニ於テハ一切之ヲ禁止シ、

關東首府時代

五六七

附記、三
火災

馬市制規

馬市制規事

馬市札

馬喰町馬市ノ獨占トシ、馬ノ牙儉即チ仲買ハ、手数料トシテ金一枚ニ付永樂錢二十疋百文ト定メ、馬喰町馬市ニ於テ馬ニ踏マル、モ、怪我人ノ過失トナシ、市日ヲ六月一日ヨリ廿日迄ト規定シタリ。

一、馬市札

條々

- 一、喧嘩口論停止之事。
- 一、そくちろ引双方此外諸勝負禁制之事。
- 一、馬之直段落着之上返引をへらさる事。
- 一、馬のうりかひやを馬とりといふ共そくろ引町之外一切停止之支。
- 一、馬之牙儉をひ金子壹枚付る永樂錢二十疋たるへき事。
- 一、そくろ引町ニおひて馬ニふまるゝとも其人々越度たるへき事。

右馬町六月一日ヨリ廿日迄但廿日過そ町をもらひ其上宿いたしゆもの於有之そ可爲曲事もの也。
慶長七年六月朔日

常陸介
修理亮
青山忠成
町奉行
内藤清成

武家嚴制録

追廻之馬場 馬喰町の馬場を云、又楠の馬場。土人説也。

武江披砂卷之二

馬喰町の博勞師

馬喰町の博勞師のことは、天正十八年日記に「たかぎと云馬くろ、ゆいしよ申出る、馬場の地の繪圖い

たす」とあり。即高木氏にて、後世まで町名主の家とす。開府以前よりの土人也。馬喰を博勞とも書せり。伯樂を本字とす。(廣韻云、伯樂善相馬、一作博勞)伯樂とは馬醫をも、牧人をも、馬商をも通はせて呼べる名なれば、いづれにして馬に因める家業のもの、初めける街なりと知らる。近年まで三丁目の北裏に馬埒あり。初音馬場と呼びたり。寛永圖によれば、二丁目、三丁目に涉り「馬のり場追廻し」と標せらるゝ空地なり。又初音馬場の北、柳原堤に至る間の大邸を、近世郡代屋敷と云ひ、雲光院の跡なり。萬治の比より、關東及び駿遠參等の郡代職を世襲せる伊奈氏之に居る。寛政三年、伊奈氏罪あり籍沒せらる。此邸は勘定所に隸せしめられて、大革新に至り、後開きて民屋とせられ、今四丁目に屬す。江戸名所圖會云、伯勞町の馬場は、慶長五年、關ヶ原御陣の時、御馬揃ありし所なりと云傳ふ。寛永廿年開板の、あづまめぐりといへる草紙に「末は馬喰町とかや、侍あまたうちつれて、こゝにくり毛の馬もあり、或は月毛鹿毛かすけ、皆せめ事とうちみえて」云々。(武江圖説云、馬喰町追廻し馬場は、名主兼帯の御馬工郎頭、高木源兵衛之を預る)

大日本地名辭書

馬喰町馬市ニ關シテハ、其ノ後殆ド傳フル處無シ。サレバ慶長七年ノ馬市制規ハ、是ヨリ先關ヶ原役ノ際此地ニ馬揃ヒセント云ヘバ、其後引續此地ニ馬市立チシニヨリ規定セラレタルベキモノナランガ、江戸城修築市街弘開ノ事業進ミ、此地亦府内繁華ノ地トナルニ及ビ、是ヲ他ヘ移シタルモノ歟。其何時ノ頃マデ同所馬市ガ存續セシヤハ詳ナラズ。

因ニ淺草籤ノ馬場ニ於ケル南部駒ノ馬市モ、塵塚談ニ依レバ、慶長年中ニ其開市ヲ遡リ得ルガ如シト雖モ

亦審カナラズ。或ハ慶長以前ニ已ニ此事有リシニ非ズヤト思惟セラル、點ナキニ非ルモ憑據トスベキモノナキガ如シ。府内備考淺草ノ部馬場跡ノ條ニハ、寛文ノ比ヨリ馬喰三人居住シ、南部馬宿ヲ勤ムト見ユ。芝西應寺町ニ於ケル仙臺駒ノ馬市亦淺草ト併稱セラレシト云フ。其始ハ、府内備考麻布ノ部十番馬場町ノ條ニ、承應三年馬喰ヨリ馬場地拜領願ヲ出シテ芝新馬場ヲ拜領シ、茲ニ居住シ、享保十四年八月芝新馬場御守殿御用地ニ召上ゲラレ、同九月半麻布十番ニ代地ヲ賜ハリタル旨ヲ記シ、府内場末沿革圖書ニ據レバ、延寶年中者東之方西應寺并芝西應寺町、法泉寺、同寺町并持添地續一纏同所北之方道敷を隔大島雲四郎略中佐久間源四郎略中屋敷西續新馬場并馬喰屋敷三ヶ所共地續同所南之方道敷を隔松平大隅守略中右地所之内、天和三亥年月不詳前書新馬場構馬喰持地之内南之方三ヶ所被召上場主拜領町屋町名三ヶ所共芝新馬場同町ニ成略中享保十四年七月松平大隅守屋敷北之方新馬場并同朋町山村甚兵衛屋敷地尻本多主税正先市屋敷西應寺町之内共被召上松平大隅守屋敷附道敷共同居屋敷ニ添地ニ被下、右添地外通ニ道敷附替ニ成トアリ。延寶以來ノ圖ヲ載ス。以上ニ據レバ承應三年ニハ既ニ馬場アリ。享保十四年七月マデ繼續セラレタルヲ知ルベシ。

麻布十番馬場ハ、芝西應寺ノ馬場ガ、松平大隅守屋敷トナルニ至リ、代地ヲ此所ニ賜ヒテ移轉シ、仙臺駒市ヲ立ツ。

府中ノ馬市ハ、往古ヨリ有リ。家康入國後、關ヶ原、大坂兩役ニモ軍馬ヲ出シ、慶長年中新馬場ヲ寄附セラレ、馬市ヲ茲ニ移シタリシガ、後ニ載スル武藏名所圖會ニ據レバ、享保年中時宜ニヨリ是ヲ江戸ニ移スト云ヘリ。是頃府中馬市、江戸馬市ニ併セラレタルヲ云フ歟。

淺草、芝、麻布及ビ府中等ノ馬市ニ關シ、諸書傳フル所左ノ如シ。

馬市 藪の内といへるにあり。毎歲十二月なかばのころ、南部駒三歲立なるを、こゝに出して賣買す。
——江戸名所圖會十六

淺草馬市
藪の馬
場
人馬喰三
馬員數
馬齡
御用馬
馬ノ値
御買上
値段

淺草觀音境内塔中地面の内に、藪の馬場といふあり。馬喰三人住居す。むかしより毎冬南部より御買上馬、乗立所にして、馬員數不定、百疋百五十疋も牽來る。皆二才三才の駒也。御買物二三疋もありて、御用馬相濟御暇被下事也。御暇出ると四五日の中に、残り馬十二月中旬頃に初見世と稱し、馬市あり。諸侯御旗本も見物に越給ひ、馬を求められけり。馬直乞にかゝり直段決せざる内に、馬ぬしをまけるゝとそばゝの者までもたゞく事也。下直なる馬三十五兩位より段々高下あり。五六十兩位、格別なる馬は百兩に立物などいふもあり。賑なる馬市なり。故に上好の馬を牽來りし馬喰は、御買上は一番三十五兩、二番二十五兩とか、定御直段を以御買上になる事故、迷惑に存じ、馬御吟味の節は、病馬と偽り不差出のよし也。此御用馬、凡二百年程も藪の馬場にて乗立し事なるべきに、文化二丑年頃より、南部屋敷内へ牽附乗立る事になれり。仙臺よりも同時に御用御買上馬麻布十番馬場へ馬喰牽附來り乗立しなり馬數初見せに至りしまで諸事南部馬の通りにて有しが是も同時頃より仙臺屋敷の内へ牽附乗立る事になりし。

——塵塚談下

○藪の内

小出家下屋敷の後なり。師走南部とち三歲駒の市場也。御馬喰住をるあり。

——江戸志二、淺草

馬場跡 附南部馬市

里俗藪の内といふ所あり。武藏名所圖會云、馬市藪の内といふ所にあり。毎歲十二月なかばの頃、南部駒三歳だちなるを爰に出して賣買をと。淺草志云、北谷妙徳院の境内をいふ。昔は馬場あり。今は悉く長屋となる。寛文の比より平石利左衛門、前田善次、松山五郎兵衛と云三人の馬喰住せり。其頃より南部馬宿を勤めしよし。地守正三郎が舊記に見へたり。

新馬場 ○芝

増上寺裏門前ニあり。江戸圖説に此地は元松平左兵衛殿の屋敷なりしを、享保六年廣小路と成し、その後馬場にせられしといふ。

府内備考 淺草

南部馬市
芝・麻
布馬市

府内備考 芝

十番馬場 ○麻布

十番ハ、新堀此傍なりこの所に馬場あり。世に十番の馬場といふ。江戸志云。この地ハ元西應寺町のまきなり。むかしハ馬市の立し所を、淺草、芝兩所とさたむ。淺草ハ藪の内といふ所なり。南部駒の市場あり。芝はその所に御守殿たちしかば、かきりとして此地たまへり。是を仙臺駒の市場といふ。十一月より十二月のうち三度の市あり。初見世二日め三日めと唱ふとそ。御馬工郎の家とて福田河合吉成矢部などといふ七人ありとあり。又一説に此地ハ長岡郡次、小沼與次兵衛、後藤半平、金子七十郎、川井次郎兵衛、川口孫太郎といへるものうけ給り、永阪の名主次郎左衛門支配せり。里人七人衆と唱ふ。そのむかし八十三人ありしと。かれらか先祖ハ信濃の者よて、天正十八年關東御うち入のころ江戸に來り、そ

仙臺駒
市

の比より府中六所明神の馬場にて諸國の馬仙臺より來りて毎年これをのり、公に奉り、その後芝よて地をかし給ひ、馬場をも下されしか、後年竹姫君、松平薩摩守の許へ御入興あり。御守殿も建しかは、かの屋敷のそへ地として下されしにより、馬場も今の地にうつさるといふ。毎年仙臺馬をこゝにてえらへり、改選江戸志此馬場の事ハ十番馬場町の書上に委しければ合せざるべし。

府内備考 麻布

十番馬場町 ○麻布

略○上

一、馬場起立之儀ニ承應三午年中阿部豊後守様、久世大和守様の馬口勞共ハ馬場地拜領仕度段御訴訟申上り處、芝新馬場ニ長百五拾八間、横幅三拾間餘并居屋敷共御地割城野半左衛門様、朝倉仁左衛門様并前書御二方様御出御見分被遊馬場地拜領仕銘々住居仕罷在り處、享保十四酉年八月十一日芝新馬場御守殿御用地ニ被召上、同九月中當所ニる代地拜借被仰付以後ニ麻布十番馬場と相唱申。右新馬場之儀ニ當時薩州様御屋敷内ニ相成居。且又芝新馬場之儀ニ拜領仕、其後御用地ニ相成十番ニる代地被下置り砌ハ拜借地と相唱申。但右拜借地之内町家起立仕十番馬場町と相唱。町家作之儀ニ、享保十七子年二月中、町御奉行大岡越前守様御勤役之節、奉願上り處願之通被仰付前書馬場地拜借地之内三ヶ所町家相建何れも十番馬場町と相唱、翌丑年三月十九日永坂町名主次郎左衛門ハ支配ニ被仰付。一、町内 東北之方壹ヶ所地面南北ニ表間口拾貳間半裏幅拾貳間半餘東西ニ奥行北之方八間南之方七間半餘。

略中
一、拜借地惣間數三百五拾間壹尺、東西に田舎間百貳拾九間九尺、南北に東之方三拾貳間四尺西之方貳拾壹間、此坪數三千四百九拾八坪三合七勺、内馬場地貳ヶ所各東西に百八間三尺、南北に幅拾壹間此坪數千百九拾三坪五合。

拜借地之内宅地之分
一、百六拾三坪三合内百坪町家分

長岡久次郎

表田舎間拾貳間四尺八寸五分、裏幅同斷、奥行東之方拾貳間半、西之方拾三間。

同、九拾七坪五合
小沼正助

表田舎間七間三尺、裏幅同斷、奥行東之方拾三間、西之方同斷。

同、九拾壹坪
後藤甚四郎

表田舎間七間、裏幅同斷、奥行東之方拾三間、西之方同斷。

同、九拾壹坪
金子篤太郎

表田舎間七間、裏幅同斷、奥行東之方拾三間、西之方同斷。

同、百壹坪五合
河合榮三郎

表田舎間七間四尺八寸五分、裏幅同斷、奥行東之方拾三間、西之方同斷。

同、百壹坪五合
河合次郎兵衛

表田舎間七間四尺八寸五分、裏幅同斷、東之方拾三間、西之方同斷。

同、百壹坪五合
川口喜重郎

表田舎間七間四尺八寸五分、裏幅同斷、奥行東之方拾三間、西之方同斷。

右七人何きも浪人馬口郎に先年類焼之節書物焼失仕身寄之者に讓渡儀等有之に付、由緒等相知不申御馬御用之儀に御公儀様御馬御買上并御拂馬之御用相勤御用之節に馬口勞頭馬喰町高木源兵衛、本石町山本傳左衛門進退を請御用相勤身分之儀は、享保十七年四月十一日町御奉行大岡越前守様御勤役之砌、麻布永坂町名主次郎左衛門に諸事申繼之儀被仰付。

一、馬口勞共元地新馬場に罷在の砌に仲間十五人なる御用相勤の處、其後追々御武家様方に被召出御抱に相成、十番なる代地被下置の節に、仲間七人なる御座に。尤御抱に相成の八人之者姓名年月等書物類焼仕相分兼申。

一、十番馬場町公役銀壹ヶ年拾五遍勤之積、壹ヶ年分勤高貳十貳人半、此賃銀四拾五匁貳割引に致、銀三拾六匁宛貳ヶ年納高御座に。略下。以上戊子書上。

府内備考麻布

麻布略中

○十番 新堀曲り目の所馬場あり。

元ハ芝西應寺町の脇也。往古ハ馬所淺草・芝と云へり。淺草ハ藪の内と云所也。南部馬の市場也。芝ハ御守殿御用地揚りて、此所にて代地を給ふと也。此所仙臺駒の市場也。霜月より十二月の内三度市あり。

關東首府時代

五七五

十番の馬場

仙臺駒馬市

り。初見を二日め三日めと云とぞ。御馬工郎七人あり。福田・河合・吉成・矢部等の家七人あり。

麻布十番新馬場并馬工郎之事

山岡氏右之馬工郎に尋求之趣

一、麻布十番馬場 馬工郎

天正十八年江戸御入國之節、信濃より來りし十三人之者、武州府中に居住して、寛文中迄も奥州馬御買上之御用之節乗馬いたしゆ由、其後江戸芝にて馬場并拜借地被仰付居住、仙臺馬之初見世毎年其所有之、其後、竹姫君様薩州家へ御入興御守殿建ゆ節、此地松平薩摩守添屋敷に成、其節今之麻布十番にて代地被下、馬場并拜借地如元被下之、所の者は馬場の七人衆と稱ゆ由、今以毎年仙臺馬初見世有之、當時六人に相成町奉行持にて、麻布永坂町名主次郎右衛門支配にて浪人馬工郎なり。

信濃より來りし子孫當時十番居住浪人馬工郎家

長岡郡次

小沼與次兵衛

後藤半平

金子七十郎

川井次郎兵衛

川口彌太郎

武江披砂 外篇卷一

馬市 往古より東奥東野甲信より來て貨を以て交易す。

御入國以來、都中諸侯來集するに依て、其家々よりも從士を遣て駿馬を撰み、群をなせしとそ。關ヶ原大坂等の御陣にも、此地より出たる良蹄に召させ給ふゆへ、慶長年中、新馬場御寄附、并ニ馬市の法會を定め給ふ事、六所社傳に見へたり。略之。

編年集成云。

文祿九年五月五日、於府中六所大明神祭禮に松平主殿頭家忠、黒の良馬を得たり。彼駿馬を將軍家に獻す。甚高慮に應ぜしと云々。

武藏名勝圖會

同 ○慶長十九年大坂陣軍の前、神主猿渡左衛門佐、殿下へ召ま、再ひ御勝利御祈禱の嚴命あり。大坂陣軍に當て、神主 ○府中六所宮神主。大坂に馳上り御祈禱守護御扇子を獻す。御陣營より御黒印御感狀を賜ふ。其後台徳院君より、御書判御直書兩回まで下し給ふ。今以神主家の主寶なり。大坂表悉御勝利、海内一統し、御凱陣の上、大門左右三百間餘の馬場二筋并列樹御寄附あり。又往古より此地に馬市あり。其初ハ諸州牧ありて武藏國も四ツの牧あり。所謂小川の牧、小野の駒とは則此地なり。中古より諸牧漸々衰しかとも、鎌倉代々小田原北條家に至迄連綿として猶甲信東奥の野馬、此に於て是を撰む。則チ關ヶ原大坂兩陣の御乗馬も此地より出、殊に名馬也。東照神君 ○徳川家康。馬場御寄附ありしより以來、市を彼所に移す。御吉例の馬市とて、縣官及び諸侯太夫、士此に會して是を撰む。當地の繁華詞ニ述へ盡すへからず。則

馬市の法令を定め給ふ。高札社地禁令と共に今猶祠前ニ立て、享保年中時宜によつて江戸に移し今の麻布、浅草兩地のなり。まかれとも東照神君の御吉例なるを以、舊例を捨るからざる旨台命ありて、江戸馬口勞頭山本傳左衛門、高木源兵衛、毎年十月御馬受取當地ニ來り、御寄附の馬場ニ於テ是を調し、社頭東照宮へ詣ず。御馬ハ毎年兩人拜領せり。今以怠る事なし。

——武藏名勝圖會

馬場

博勞町本市内日本橋區 此町の名主を高木源兵衛、富田半七と云て、則御公儀の博勞なり。町より北の方に馬場あり。文字に馬口勞と書くと云へり。今馬のとも筋を延てひらかする事は、水戸光圀卿の御領内常陸の内にもと云所あり。そこに團彈正徳本右衛門と云ばくろうあり、二歳駒より飼立て、能き馬に繕ひて高馬とす。一年能き駒を求む。然れどもすばり見にくければ、様々に手入をしてひらかすれどもをらす。或時野へ引出し草をはませて正徳本なでさすりて後、口とりに曳かせて跡より（から正徳本）見るに、とも少しもなをらす。團彈正徳本右衛門腹を立て、扱もく氣の毒なるともぶりかなとて、草刈りたる鎌を右の駒に抛付るに、とも筋を切て血流る。宿へ引かへし疵を療治して見るに、ともひらきて上々の馬とある。扱は此所の筋を切ればともひらくと心得て、其後右の筋を切れば、とも開き能くあるによりてはしまるなり。

高田本市内澁橋區 此馬場は公命を以て土屋忠兵衛の繩張あり。長さ四町餘の追廻し馬場あり。此所にて一組乗と云て（は正徳本）御小姓組衆十組、御書院番衆十組、大御番衆十二組日を定めて（る正徳本）一組づゝ番

頭の前にて自分の馬を責るあり。陶々齋と遺佚と、右の組乗見んとて行く、其日は御小姓組荒川出羽守と組乗なり。馬場のまん中棧敷の場に疊を敷きて、番頭の座なり。五十人の組衆ぐわりと居ががれ、四（人正徳本）五人程づつ東の馬（場正徳本）末より乗出し、追廻りしてのらるゝなり。晴がましき場あり。或ははやきもありおそきもあり。こむもありはねるもあり。然れども何れも稽古隙なく嗜まるゝ事あれば、馬場を破る馬（事正徳本）もあく、尤も落る人もあし。○中略

本所○市内 無縁寺の北にあり。

浅草○市内 観音堂の北裏門の先にあり。

和田倉○市内 （右の正徳本）御門と明すの御門の土手の下にあり。

小日向○市内 築地の内赤城明神の下にあり。

小石川○市内 築地。

市谷○市内 見付御門の内。

赤坂○市内 築地。

芝○市内

御茶の水臺○市内 （正徳本）

〔参考〕

關東首府時代

甲府馬市

一、甲府馬市

一、中世牧ノ事止テ、馬城ノ原野ヲ墾辟シテ、村里ヲ置キ、草馬ノ種モ絶テ後ハ、各處ニ馬町ト云事ヲ立テ、日ヲ定メテ、所飼養ノ駒馬ヲ賣買セリ。栗原筋後屋敷ノ新町ニ舊址ノ存スルアリ。慶長八年、四奉行ノ制札ヲ藏ス。本村ノ市ハ一六ナリ、外ニ控書モ存セリ。

一、來朔日ヨリ後屋敷於新宿、馬町可相立事。

一、當町中喧嘩口論停止之事。

以上

卯七月廿一日

櫻井安藝守〇下三
人略

又後ニハ、世利駒ト云事ニ爲レリ。寶永二酉年二月、甲府領御引渡シ古山元右衛門日記ニ、世利駒ハ、例年策頭柳町嘉兵衛、龍王新町十左衛門、龍地村瀬兵衛三人ノ者ニ、給米二拾俵爲取、御領分中相廻リ、二歳ノ駒ヲ帳面ニ記シ、三年目ノ二月、於御城下佐渡町、御厩方、御徒目付、御小人目付、并策頭三人者共、吟味直段付イタシ、御買ヒ上ゲニナリ、残り分ハ、右役人ニ地方手代立會、町在者共、世利ニ致シ買トリ、代金ハ從公議貸渡シ、翌年二月加三割利息返納爲致申入證人。右駒買人手形貳百貳拾貳通、并ニ當三歳駒毛附帳五冊、二歳駒毛附帳五冊、相渡申但シ二歳ノ駒、私領方ハ給人
心次第ニエ、改メ不申。世利駒ハ、一國ニ掛ル公用ニテ、河東給地共ニ甲府殿ヨリ被改ト見エタリ。
一、享保九辰年、松平甲斐守引渡帳ニ所記モ、全ク同前、但シ策頭三人回村ノ時、一日一人ニ米壹升、荷物夫三人ニ一人、村々泊リ休爲致イ様ニ、役人ヨリ書付ヲ爲持トアリ。米貳拾俵如前下サル。

又駒ヲ買者ハ貸金何兩程ノ駒買度由、名主加判ノ書付爲出置、判鑑引合、駒相渡ストアリ。銘々糶買ニ致ニハ非ズ。皆役人立合テ定代金事ト見エタリ。

甲斐國志二
國法

二、池鯉鮒馬市

毎年四月廿五日より始テ、五月五日に終ル。驛の東の野に駒を繋ぐ事四百にも逮ヘリ。馬口勞牧養集りテ、馬の價を極むるを談合松ダシカマツといふ。此野の東北に駒場村といふあり。駒を宿す所あり。又野中ハ櫻の馬場といふあり。近き年まで櫻多シ。毎歲此市の間は、驛中大に賑ひテ、諸品の市店を饒りテ、近國より控馬卒ウツカサ馬長聚る事多シ。此所を引馬野といふハ、契沖の吐懷編によるならん。賀茂の眞淵がいひし如く、引馬野は遠江國濱松なるべし。

東海道名所圖會 三

三、伊勢崎馬市再興願

一、文化二乙丑年五月十日、御勘定奉行石川左近將監様御問合、同廿五日御附札濟。酒井駿河守領分、上州佐位郡伊勢崎にて、古來市御座イ處、中絶仕イ。此度古例之通、馬市再興仕度、尤何方にも差障イ筋無御座旨を以願出イハ、承届、願之通申付イても不苦儀に御座イ哉、此段御問合申上イ。已上。

五月

酒井駿河守家來
下田伊右衛門

伊勢崎馬市再興願

池鯉鮒馬市

世利駒策頭

甲府馬市

御付札

書面、市再興にいは、中絶之上は、新規も同様之義、差障有之得ば、容易に難相成筋に。障有無は、他領に拘り義、其上市之義は、他領之もの入込事故、奉行所に可願出筋にて、差障無之由申立いても、御領主限にて御聞届は、難相成筋に。

丑五月

三聽秘録十五

仙臺馬市

四、仙臺馬市

毎年三月上旬より四月中旬まで、仙臺芭蕉の辻の國分町上中下町と、三段に分ちて、一日がはりに馬市の行司をつとむ。市はじまりて五七日は、江府○幕馬寮より官使來りて御物を撰む。其次は國司の乘馬小荷駄を撰む。其後は朝五ツより暮七ツ時を限りて賣買市あり。馬主馬を引來れば、買主これを見て、仲買に頼みて其あたひを定むる也。仲買馬主を打擲して、其あたひの高下を定め、賣買するこ

日本山海名物圖會三

驛法更正

是年○慶長七年壬寅(紀元二二六二年)六月驛法ヲ更正シ、傳馬・駄賃馬ヲ分チ駕量ヲ規定シ、是等驛

路ノ事奈良屋市右衛門、樽屋三四郎二人ヲシテ管セシメ、公用ノ傳馬・駄賃馬皆二人ノ發スル傳符ニ依ラシム。○大日本驛遞志稿。大日本驛遞志考證。徵古文書。新編相模國風土記稿。昆陽漫錄。

驛法更正事

驛法更正 傳フ。

七年○慶長壬寅(紀元二二六二年)家康將軍ニ任スルニ至テ、驛傳ノ樞軸亦江戸ニ移ル。是年驛法ヲ更正シ、始テ傳馬・

駄賃馬ヲ分テ二種ト爲シ、傳馬ノ駕量ヲ三十二貫目、駄賃馬ヲ四十貫目、乘尻馬ヲ十八貫目ト爲シ駕量第二回ノ令

路驛ノ事ハ皆奈良屋市右衛門、樽屋三四郎、二人ヲシテ之ヲ司ラシメ、公用ノ傳馬・駄賃馬、皆此二人發スル所ノ傳符ヲ以之ヲ出サシム。

大日本驛遞志稿

六月○慶長七年壬寅(紀元二二六二年)驛法ヲ更正ス。凡驛傳ノ物貨、隨テ到レバ、隨テ遞送シ、積テ番次ヲナス勿レ。凡傳

馬按スルニ、傳馬ハ後世ノ謂ユル本馬ニシテ、公用及諸侯ノ秩藤ニ從テ定賃錢ヲ以テ之ヲ使用スル定例アルモノヲ云。ハ三十二貫目、駄馬按スルニ、駄賃馬ハ散テ傳馬ト異ルコトナシト雖モ唯相對賃錢ヲ以テ之ヲ使用スルヲ云。ハ四十貫

目トシ、若堪ヘサルモノハ之ヲ訴フヘシ。凡駄荷ハ先其輕重ヲ秤リ而後其賃錢ヲ定ムヘシ。以上皆奈良屋市右衛門、樽屋三四郎ノ任トス。各驛宜ク兩人ノ證券ヲ頒シテ、而後之ヲ出スヘシ。凡公用ノ傳馬ハ荷物ノ輕重ニ關ハラス夜間トイヘ尺速ニ之ヲ遞次スヘシ。以上背クモノハ皆之ヲ罰セン。

大日本驛遞志考證

是月○慶長七年壬寅六月(紀元二二六二年)又令ス。凡乘尻按スルニ、五街道類寄ニ大抵貳拾貫目迄ノ行李ヲ駄シ、人之ニ乘レハ三十六貫目内外トナル。之ニ藩關、中敷、小付、跡付凡三四貫目ヲ合セテ四十貫目トナル後世之ヲ乘掛ト云即古ノ乘尻ナリ。ノ量ヲ十八貫目トシ假令少量ノ者ト雖尺之ヲ秤量スルニ非レハ遞傳スル勿レ。又其賃錢ハ永樂錢一文ヲ以テ鑑錢六文ニ當ツヘシ。安州古文書。

大日本驛遞志考證

東海道駄賃ニ關スル記錄二三ヲ參考ノ爲掲グレバ左ノ如シ。

藤澤宿 問屋場二〇中略

慶長年間、當所ヨリ直ニ武州橋樹郡程谷宿へ繼送リシ事、同所民清兵衛所藏文書ニ見エタリ。○中略
一通曰、路次中駄賃之覺、ホドガヤヨリ藤澤迄、荷物壹駄四拾貫目ニ付永樂拾八文云々、慶長七年六月十日、ホドガヤ町中、奈良屋市右衛門、タル屋三四郎各華押アリ。

新編相模國風土記稿 六十 高座郡

遠州新居町文書 敷知郡新居町役場藏

路次駄賃定書 慶長七年

定路次中駄賃之覺

一、新居より白須加まで、荷物壹駄四拾貫目ニ付びた錢廿四文、同新居より前坂へ之船賃、壹駄ニ拾八文、のりかけニ拾文之事、但一人ニびた六文づゝ舟せん也。

一、乗尻一人は拾八貫目ニ定い、并少しのりかゝり荷物成共はかりにかけ、右之積を以、無遅々様早々付送可被申事。

一、びた錢は、永樂ニ六文立に取引可被成事。

右之條々、御奉行所より被仰付い間、如此書付置申い者也、如件。

慶長七年六月十日

ならや 市右衛門 花押
樽や 三 四 郎 花押 ○二人並 江戸年寄

新井町中

裏書ニ

伊 奈 備 前 黒印 ○關東 郡代

板倉 四郎 右衛門 黒印 ○江戸 町奉行

加藤 喜左衛門 黒印

大久保 十兵衛 黒印

—— 徵古文書 乙集 遠江國

驛馬

豊臣秀次の朱印にてみれば、驛馬の價、京より西は一里十錢なり。奉使小録に 委しくのす 先年相州より出だせる書にてみれば、關東は一里一錢とみえたり。この錢はびた錢にてなく、精錢一錢なるべし。その文左の如し。この書年號なけれども、この印は北條の印と云へば、天正の比の書なるべし。

傳馬參足可出之上妙之鑄物師之下可除一里一錢者也、仍如件。

自小田原西上州迄宿下

宿中 戌三月廿日 影印

さて先年三州藤川驛の問屋三左衛門が出だせる書にてみれば、慶長の比、藤川邊は驛馬一里、京錢八文なり。その文左の如し。

以上

急度申越ひ、沙路次中人足壹人に付、京錢八文宛取可申ひ。但馬半分之積り也。

西二月十六日 ○按ずるに、この西は慶長二年なるべし。

村	茂	介
安	帶	刀
成	隼	人
升	志	摩
本	上	野

昆陽漫錄

藤川 傳馬衆

是年 ○慶長七年壬寅、(紀元二二六二年)。

中山道傳馬ノ駕量ヲ定ム。 ○大日本驛遞志稿。大日本驛遞志考證。

中山道傳馬駕量規定

傳フ。

是年 ○慶長七年壬寅、(紀元二二六二年)。 中山道傳馬ノ駕量ヲ三十貫目ト爲シ、駄賃馬ハ東海道ニ同ジ。 駕量第三回ノ令。

大日本驛遞志稿

是年 ○慶長七年壬寅、(紀元二二六二年)。 中山道 按スルニ、卯花園邊並ニ中仙道ト書スルハ誤ナリ。此街道ハ東海、北陸ノ中間ニ在ルカ故ニ中山道ト云。東山道、須山、雪山等皆「セン」ト讀ムハ古來ノ讀僻ナリ云。又思出草ニ上、信、濃、江ノ四州ヲ過ル街道ヲ中山道ト云。東海道ニ對シテ東山道トイフヘキニ何故ニ中山道トイフナレハ、江戸ヨリ千住通リ野州、奥州、羽州等ニ達スル街道モ亦東山道ナレハ是ニ混淆スルノ恐アレハナリ。故ニ東海道ト奥羽街道トノ中間ニ在ルヲ以テ中山道ト稱ス。又山ヲ英音ニテ「セン」トヨムカ故ニ誤テ仙ノ字ヲ書セリ。山陰、山陽モ「セン」ト讀ムヲ以テ古ニ令シテ傳馬ノ駄量ヲ三十貫目トシ駄賃馬ハ東海道ニ同ジ。 四隣遊覽○武藏國程ヶ谷驛本陣輕部清兵衛家藏古文書。

大日本驛遞志考證

〔附記、一〕 東海、東山、北陸三道ノ道路修築

是年 ○慶長七年壬寅、(紀元二二六二年)。

略 山本新五左衛門、榎本清右衛門ヲシテ東海、東山、北陸三道ノ道路ヲ修シ、坂ヲ每三十六町ニ築キ、西南諸道モ亦其司職ニ命ジ、皆此法ニ倣テ之ヲ修築セシメ、 略

大日本驛遞志稿

〔附記、二〕 秀忠厨料

慶長七年壬寅 ○紀元二二六二年。 正月十九日壬午 ○壬午、三正統覽。 秀忠 ○德川ノ厨料ヲ關東ニ於テ二十萬石ト定ム。

七年 ○慶長七年。 正月十九日、關東にて、二十萬石を割て公 ○德川ノ御厨料にあて給ふ。

台徳院殿御實紀

正月 ○慶長七年壬寅。 大納言 ○德川 秀忠 ○德川於關東中に廿萬石被渡、但此内二三萬石不足之由也。則小性并小馬廻以下不殘、大納言公より配當也。

當代記

〔附記、三〕 關東風雨凶作

此年八月廿八日、關東風雨夥シク、所々出水、大凶年、十月末江戸町火災アリ。

此八月廿八日 ○慶長七年。 の風雨、關東は夥して、所々水入、大凶年也。

十月廿七日 ○慶長七年、中略。、同此比、江戸町も二三町火事之由也。

關東首府時代

附記、一
東海、東山、北陸三道ノ道路修築

附記、二
秀忠厨料

附記、三
關東風雨凶作

附記、四
佐渡國銀
産増加

〔附記、四〕 佐渡國銀産増加

慶長七年、是頃ヨリ佐渡國銀産額倍增シテ一萬貫目餘ヲ納ムルニ至ル。大久保石見守長安金山奉行トシテ之ヲ管ス。

此比○慶長七年より佐渡國に銀倍增して、一萬貫目餘上ニ被納、先代越後景勝彼國領納之時分はわつかりし云々。又石見國金山も倍增して、四五千貫目被納、是も先代森輝元の時は僅の義也。家康公分國になりしより如此、右之兩國大久保石見守拜領也、但金山之義は、彼人爲代官、銀は上ニ右之通被收、毎年石見守佐渡ニ相下、八月伏見へ上、九月十月老石見國ニ下、是金山相改、彌銀多分爲可被納也。

當代記

或ル書云、東照宮ノ御時天下ノ金銀不足ニテ、末々ノ難儀ニ及ブベクト被思召。御身ノ爲ニテハ聊無之、唯諸人ノ難ヲ思召ス由ニテ、殊ノ外御憂被遊。或ル時御近習ノ内慰ニ、狂言師ヲ呼ビ寄セ致サセ見被申。其ノ時ノ咄ニ、日本ニ金銀拂底氣ノ毒ナルコトノ由被申。狂言師ノ内一人申サレハ、私ニ被仰付ハ、自由ニ金子出來致サセヤウ有之ハ、自由ニ被申。子細ヲ尋ネラレハ、中々各様ナドノ被仰聞分ニテハ申ス事ニ無之、上ニ被爲召、其上御側ノ人ヲ御拂被遊ハ、具サニ可申上旨申シハニ付キ、右ノ人其ノ趣ヲ被申上ハ、其ノ者ヲ早々呼寄候ヘトノ上意ニテ罷出。彼方申スニ任セラレ、御側ノ人ヲ被拂直ニ御聞被成ハ、去年佐渡

へ罷越、金山ノ様子見申ス處、堀ヤウ惡シク御座。段委細ニ申上ハニ付キ、則此ノ者ヲ奉行ニ被遣、御掘セ被成ハ、金子段々ニ出來申シ。其ノ後數十年ノ間、外國へモ毎年夥シク金子ヲ被遣ヘドモ、於今絶不申事、此ノ者ノ功ニ有之。尤モカヤウニ罷成リハ儀ハ、東照宮ノ下ヲ憂ヘサセラレハ御心ノ一筋ナル故、天道ノ感通仕ル所ニテト云々。凡ソコレヨリ掘ヤウ、并ニ鍛鍊ノ委キ様ニナリタルカ。

神君ノ厚德有難キコト推シテ可量。右狂言師ハ大久保石見守事ナルベシ。

烈祖成績ニ云フ。慶長六年辛丑年十二月、頃年佐渡出、白銀倍蓰、上杉景勝在越後時、石見出黃金亦倍蓰、毛利輝元管石見時、毎年二月、大久保安○石見守。至佐渡監銀坑、九月、至石見監金坑、運輸伏見、國用豐饒。創業記、松榮記事、巖瀬秘話並曰。

大久保石見守○長安。甲州人、大藏大夫之子、今春座申樂也。長於財利、請青山藤藏、請開諸國金銀銅鑛、神祖試之、敏捷有吏才、故擢爲士流、使掌其事、年每至伊豆・佐渡、冶金銀、國用大贍、補石見守、賜采邑于武州八王寺、龍山部屬數百人甚有權勢、死後姦謀發覺、神祖戮其子ト云々。

三貨圖彙 卷之七 金之部

第六節 霸都時代 (一)

諸侯賜邸權

慶長八年癸卯○紀元二二六三年二月、上杉中納言景勝、江戸ニ參觀ス。櫻田ニ於テ宅地ヲ賜

フ。諸侯ニ府内宅地ヲ與フルノ始メニシテ、江戸城下繁榮ノ一大要素ヲ加フ。○東照宮御實

紀。上杉文書。上杉米澤家譜。上杉年譜。

諸侯賜邸權

諸侯賜邸權與傳フ。

慶長八年二月、上杉中納言景勝江戸に參觀す。櫻田に於て宅地をたまふ。

東照宮御實紀卷五

宗心様御代之御事村田藩左衛門所持仕書物之内披書

慶長八年、江戸御屋敷相渡、御普請有。○前後略

上杉文書

慶長八年二月廿一日、櫻田邸ヲ賜フ。

上杉米澤家譜

二月廿三日、良辰ニ付、江戸櫻田ノ御屋敷ニ、御普請アリ、今日ヨリ經始ス。下條駿河守忠親ニ、總監ヲ命セラル。山田修理亮、楠川左京、上野内膳、此三士副監タリ。澁谷彌兵衛、作事方ヲ仰付ラル。米澤、福島ヨリ役夫ヲ差上ス。

上杉年譜

藩邸造營ノ爲メ、藩地ヨリ役夫江戸ニ入りタル狀亦察スベシ。

上方諸侯參觀

是年○慶長八年癸卯、(紀元二二六三年)春、上方諸大名江戸ニ參觀ス。○創業記考異。慶長年錄。黑田家傳。別本黑田家譜。松浦平戶家譜。深江記。大曲記。蜂須賀家記。

渭水見開録。續武者物語。

上方諸侯參觀 是年○慶長八年癸卯、(紀元二二六三年)春、上方諸大名江戸へ參觀ス。二月二十四日辛亥○辛亥、三正綜覽ニハ福岡城主

黒田長政、尋イデ平戸城主松浦鎮信、徳島城主蜂須賀至鎮等亦是頃ニ參觀シタル歟、日時詳ナラザレドモ

後ニ合セ掲グ。

此春○慶長八年上方諸大名關東へ下向、秀忠公へ有出仕。

創業記考異

四月、此春より、上方諸大名衆江戸へ下向、秀忠公へ出仕、此頃は大方歸參。

慶長年錄

○上略。三月廿五日拜賀ノ事ニ係ル。此時、長政より如水に被進書に曰、

半左衛門下著申ひ間、一筆申上ひ。恐惶謹言。

筑前守

長政

進上

如水様

黒田家傳

其方事、先年江北柳カ瀬表、柴田合戦ノ刻、秀吉眼前ニテ一番鎗ヲ合、其軍功掲焉タリト被遊、嘉明是ヲ見ゆへ、某一番鎗ニテイト被申ニ付、阿波守モ心服ス。市正既ニ可打果所ヲ、阿波守サマノ扱テ事濟畢。○武邊咄 聞書同ジ。

續武者物語

松浦鎮信ノ、家康ニ伏見ニ謁セシハ、二月トアレテ、其江戸ニ赴キシハ、何月ナルカヲ詳ニセズ。蜂須賀至鎮ノ事モ、亦明瞭ナラザルヲ上記ノ如シト雖下モ、今姑ク本條ニ合載ス。

〔附記〕

家康將軍宣下

慶長八年癸卯二月十二日征夷大將軍の宣下あり。禁中陣儀行はる。(政治篇参照)

東照宮御實紀卷五

豊島洲崎築
填市街弘擴

諸侯助役

三月三日庚申○慶長八年(紀元二二六三)年。○庚申、三正縁覽。幕府諸大名ニ課シテ豊島ノ洲崎ヲ築填セシメ、以テ江戸市街ヲ弘擴ス。是ニ於テ今ノ濱町○市内日 本橋區。以南新橋○市内 京橋區。附近ニ至ル市坊成ルト云フ。始テ日本橋○市内日 本橋區。ヲ架スル、是時ニ在リ。蓋、未前ノ大土木工事ニシテ、市街ノ弘擴ヲ見タルハ勿論、事業負擔ノ諸侯ハ各千石ニ付一人ノ役夫ヲ出セシヲ以テ夥多ノ人夫ガ諸國ヨリ江戸ニ入り、從ヒテ其糧食其他諸物資ノ需要起リ、或ハ是地ニ於テ是ヲ購買シ、或ハ諸藩地ヨリ輸入スル等、物貨ノ需給移動頻リニ

豊島洲崎築
填市街弘擴
事蹟

起り、是地繁榮ノ一大動因ヲナス。

○當代記。創業記。慶長見聞錄案紙。慶長見聞書。年々世間聞書。慶長見聞集。落穂集。武備神木抄。柳營秘鑑。武江年表。東京地理志料。長見聞集。

東京地理沿革考。慶長日記。慶長年錄。東照宮御實紀。御手傳覺書。毛利氏四代實錄考證論斷。吉川家譜。細川家記。細川系譜家傳錄。奥相舊記。中邑世紀秘説。

豊島洲崎築填市街弘擴 傳フ。

此頃○慶長八年(紀元二二六三)年。二月。自諸國武州江戸へ、千斛ニ一人宛役人下ル。町々名付テ町場普請ト也。

當代記三、○創 業記、同。

二月十二日○慶長八年癸卯、(紀元二二六三年)。

一、此頃諸國カ江戸ニ千石ニ一人ヅ、役之者下リ、町中國名書付、町場受取、普請爲之。

慶長日記○慶長見聞錄案紙。慶長見聞書、同。

一、當春○慶長八年(紀元二二六三年)。カ知行の千石に壹人役之者江戸え下リ、丁場を請取御普請。

慶長年錄

慶長八年卯三月カ、諸大名江戸へめし被寄、普請初リ、其年之内、屋敷カ外へ總町。○以下 糞食。

年々世間聞書

南海をうめ江戸町立給ふ事

見しは昔、當君武州豊島の郡江戸へ御打入よりカ町繁昌キ。志かれ共地形廣クらず、是ニ依マヤシほの洲崎ニ町をとんと仰有之、慶長八卯の年日本六十餘州の人歩をよせ、神田山をひきくづし、南方の海を四方三十餘町うめさせ陸地となし、其上ニ在家を立給ふ。○中略。此町の外家居つゞき廣大ある事、

爾都時代

五九五

南ハ品川、西はとやすの原、北は神田のそら、東ハ淺草まで町つゞきたり。豊嶋の名もおひ、民ゆとくよさふ事、それまんとんの都ハ、家居百萬間とクヤ、中々是をくらぬるよたらす。天地のいびやくより慶長迄の世をくろんがふるよ、此御代はまろじ、上一人の御恵み深けれど、下萬民皆榮花よほこる。君の代は千世よ一とひぬる塵の白雪か、ふ山をなるまで久しけれとぎ祝し侍る。

慶長見聞集

一、問て云、關東御入國以後町方の普請の義ハ何レの所を初て被仰付いと被聞及い哉。答て云、右長崎小木會など常ハ物語仕いハ、只今の日本橋筋の道三河岸通りの堅堀の堀られい初りて、夫が段々上堅堀横堀共に出來、其揚ケ土を堀端ハ山の如く積上有之いを諸國を參り集りい町人共願ひ出いへば、町屋を割被下いニ付、勝手次第右の揚ケ土を引取、地形を築立、屋敷取を仕り、表通りには先まし垣などを致し置、追々家作を仕り引移申ことく有之いへ共、初めの程ハ町屋願ひの者も多きは無之い處ニ、伊勢の國の者共餘多來り、屋敷望仕りい由沙汰有之いが、其ごとく町屋出來い以後、表に懸りいのまを見いへば、壹町の内に半分ハ伊勢屋と申書付相見いとい也。但し東の方程地形もひきく、御城内へも隔りいを以、繁昌致し兼いと有之義、御上へも相達し、遊女町を御免被遊、茨はらの場所を被仰付いゆへ、四方に堀をあく地形を築立、家作を調へ、遊女共を餘多集め置いを以、晝の間は諸人參りいへ共、其道筋左右共に茨はらの中て物念に有之ニ付、日暮にも及ひいへば、人通りも無之い故、渡世も仕り難き由にて、茨原町より願ひ上りいは、女歌舞妓を御免被遊被下い様にとの儀ニ付、願ひの通り被仰付いへば、町内ハ舞台を建て、棧敷を構へ、おどり芝居を初めいニ付、其比京・大坂にも無之

見物事と申て、貴賤共入込、殊外に繁昌致し、細道の左右に有之い茨をも切拂ひ江戸中々出座を仕い茶屋なども多く立ならひい。以後茨原町を願ひ上りいは、今程ハ泊り人なども多く在之、渡世も仕り安く成い間、女歌舞妓を相止め其芝居跡をも町屋に仕り度と申ニ付願ひの通りニ被仰付いとい也。其後猿若彦作と申狂言師御願ひ申上いハ、京都・大坂などにも古來有之義にも御座いへば、芝居を御免被遊いニ於て茨原を切開き、町屋を取立、若衆歌舞妓を初め申度との義ニ付、是又願ひの通りに被仰付只今の堺町を取立、おとり兒を集め狂言芝居を致し始めして我等幼少の節迄も右の彦作ハ餘程の年寄にて狂言など仕り其弟子猿若勘三郎とて有之い其者の子孫今程も彼所に於て芝居を仕いとい也。以前の義ハおとり兒共何きも前髪たちにして有之い處ハ石谷將監殿町奉行の節何方へやらん振舞ハ被相越其先ハ於て浪人小性の由にて罷出、酒の相手ニ成殊外利發なる立廻りに相見いニ付將監殿相客衆へ被申いハあの浪人兒姓ハ何者の世忤に有之い哉、我等の心安き方にて兒々姓を被尋い間、肝煎可遣との義ニ付、相客衆ひそかに被申いハあの者ハ堺町に罷在、歌舞妓子の義にいへば其元などの口入あられい様ある者にては無之いとの義を將監殿被聞歸宅被致いと其儘與力同心を堺町へ被差越名主へ御申付、今夜中はおとり兒共の義残りなく前髪をそり落させ可申い。但し元來若衆歌舞妓と有之御免の事ニいへはおとり兒共の中にて大夫分の者壹人前髪をたておかせい様ニとの御申渡しにて其夜中ニ悉く只今の通りの野良かしらとはなし被申い由同役の神尾備前守殿へも翌日御城に於て將監殿右之段御申達しいと也。

今の八町堀○市内京橋區。邊潮干瀉なり。潮除の堤を築きて、蘆原の水を落さん爲なら、船入の川々を堀せ、其土を以て地形とし、惣町屋敷を割付、其上に萬石以上の屋敷を賜りければ、昨日の蘆原菅野忽變而て繁昌亭宅と成、又諸國の土工商は招かざるに來り集る事、露○マの如く、次第に五穀酒香思ひの儘に諸國より持運び、荒野を開きて田畑とし、さしもの武藏野作毛の地と成、五穀豐饒にして民其處を得、山なければ、いか程も土地を開き、亭屋敷を廣くせん事も輒く、誠々天下の勝地なり。其頃御鷹匠頭にて使役たりし間宮左衛門が歌に、

海原や山の端まらで出る日の、入方もまと武藏野の原。
烏丸光廣卿・中院通村卿、此歌を甚だ其頃稱美し給ふとあり。

武備神木抄○初卷秘鑑同

慶長八年癸卯、今年江戸町割を命し給ふ。慶長見聞集に、日本六十餘州の入歩をよせ、神田の山を崩され、今駿河臺の東南なり。南の入海、四方三十餘町埋させ、在家を立させ給ふと云、

是まては、大名小路の邊、八代州河岸、道三河岸の邊、麴町の邊等に、町屋連りてありしとそ。凡江城の邊、むかしは千代田・寶田・齋田・芝崎等の村なり。南傳馬町小傳馬町は、千代田村の由なり。大傳馬町は、寶田村のうちなりしとそ。千代田、寶田ともに、今の龍の口、大手の邊ならんといへり。福田村は、本石町、銀町の邊也。櫻田村は、今の櫻田御門の邊なりしか、御城御造營の時、今の地へ移させられしよしなり。麴町は尤古く、御打入の時開給ひよし、紳書にいへり。赤坂一ツ木の町屋になりしは、天正十九年の事なるよし、或古記に見へたり、三河町は、江戸御打入の砌、三河國より御小人を召れ、

江戸町
ノ沿革
大要

社寺
移轉

此所に旅宿の地を開かれ、こゝに居らしめ給ふ。尤時節を定め、かはるゝ、本國より此所に交代せしか、後に町屋に改りしかと、古名を其儘に三河町と號すると云々。猿樂町といふは、觀世大夫の屋敷ありしを、後、外へ移されしよし、紳書にあり。平川は村名にして、平川といへる流あり。今の江戸川、龍慶橋筋より、水道橋の上の方より、飯田町下、魚板橋の所へわたり、一ツ橋の少し東南の流、白銀町、油町、濱町の方へ趣く、今の常盤橋も、其川筋なりしといふ。平川の流を隔て北の方神田口、芝崎道場もここに在し、今の淺草慶印寺、東漸寺など、芝崎にありしと云。其頃は、今の御城内、竝御外廓の邊、寺社多かりしなり。平河天満宮・山王社・築土明神昔へ田安明神と云・霞山稻荷今麻・法恩寺今本所・吉祥庵今駒込吉祥寺・東福寺藥師今麻・東光院藥師今下谷・大法寺今押上・源照寺今赤坂・淨土寺今一ツ木・金地院今芝・青松寺同・西迎寺今四谷・正藏院今牛込・祝言寺今淺草・養玉院今下谷・誓願寺今淺草・法禪寺今深川。其外にもありし。御城地廣がりしかは、各代地を給はりて、御城外へうつり、其後再び替地を給はりて、當時の所へうつりしなり。委しき事は往々古記に見えたれば略す。○以下、落穂集ヲ引用セリ。既ニ前ニ出シニヨリ略ス。

武江年表

八年○慶長(紀元二二六三年)。大に府下の市街及水路の修治あり。越前宰相秀康○結城以下六十五人の諸侯に其役を課せらる。是所謂古町なるもの、起立にて、後來市街の繁盛は、實に此に基し、其他下町の溝渠等、皆當時の經營なり。

○上。按に、江戸の地形は、當時(○慶長八年紀元二二六三年)の修築に一新して、後來の繁盛實に

此時に始りしなり。其修治せし箇所は、何地より何地までなりしか、今詳に指がたけれど、思ふに、今の下町なる堀川は、舊來の沼澤を乾涸さん爲めに疏鑿したるが、直に舟入となり、又新に築立しは淺草（〇市内）の南邊より内神田（〇市内）濱町（〇市内日本橋區）の邊、八町堀（〇市内京橋區）一圓、日本橋（〇市内日本橋區）より新橋（〇市内京橋區）の間、芝口（〇市内芝區）の邊までにして、日比谷（〇市内麴町區）の入海も、此時に埋立、西丸下の曲輪も、同時の新築なるべし。

東京地理志料

同〇慶八年癸卯〇紀元二二六三年二月、結城秀康・前田利長・上杉景勝・伊達政宗・池田輝政・福島正則・加藤清正・松平忠吉・細川忠興・黒田長政・淺野幸長以下數十諸侯ニ命ジ、千石毎ニ二人ヲ課シ、大ニ市街ヲ開キ、溝渠ヲ鑿タシメ、神田山駿河ヲ刻リ、東南海洲ヲ填築スル。凡三十四町餘、日比谷〇市内麴町區ノ入江ヲ埋ムル、亦此前後ニ在リ。蓋濱町〇市内日本橋區八町堀〇市内京橋區以南、銀座〇市内京橋區邊ノ地、此時ヲ以テ成ル。市街ノ稱、役夫ノ國名ヲ以テ之ヲ名ヅクル者アリ。出雲町・加賀町〇市内京橋區ノ若キ是ナリト云。當時南ハ品川〇市内品川區西ハ田安ノ原〇市内麴町區北ハ神田ノ原〇市内神田區東ハ淺草〇市内淺草區マテ、市街連ル。

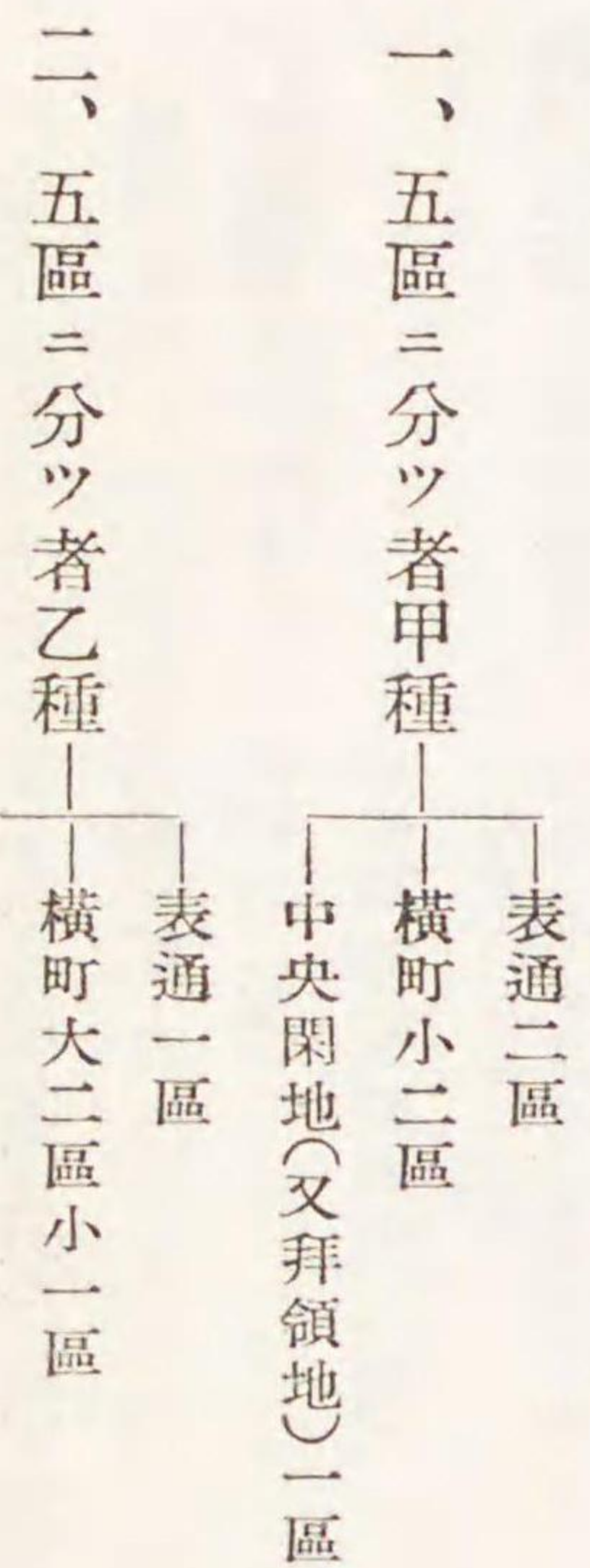
東京地理沿革考

町普請之
方針及其
範圍

按ズルニ、慶長八年〇紀元二二六三年ノ町普請ハ、多大ノ苦心ヲ以テ經營セラレタル者ノ如ク、往古江戸繪圖ヲ披キテ、其一端ヲ窺フ可シ。大體ノ方針ハ、下町北部南部及西部ニ陸ノ町ヲ開キ、中央東部ニ海ノ町即チ湊町ヲ設クルニ在リタル如ク、之ヲ實行スルニ填築疏鑿ノ兩方法ヲ以テシタリ。内本町〇市内本橋區ヲ中心トス

ル下町北部ノ陸ノ町ハ、既ニ天正十八年〇紀元二二五〇年ノ工事ニ成ルヲ以テ、此役ハ主トシテ下町南部ノ陸ノ町タル京橋〇市内京橋區新橋〇市内本橋區間及日本橋通〇市内本橋區以西ノ町地ヲ填築シ、一面日本橋川〇市内本橋區ヲ中心トシテ幾多ノ入堀ヲ疏鑿シ、以テ下町東部ニ新江戸湊ヲ開ケリ。其湊町ヲ京橋〇市内京橋區新橋〇市内京橋區間ニ開カズンテ、日本橋川〇市内本橋區ニ開キタルハ、成ル可ク之ヲ市中心ニ近ヅカシメムトシタルガ爲メナル可ク、此ノ設計ノ極メテ機宜ニ適シタルハ、日本橋川〇市内本橋區四邊ノ後來ニ於ケル繁昌如何ヲ見テモ、之ヲ察スルニ難カラズ。而シテ謂フ所ノ入堀ハ、日本橋川北岸〇市内本橋區ニ、小舟町〇市内本橋區堀江町〇市内本橋區等ノ入堀ヲ設ケ、更ニ小舟町入堀〇市内本橋區ヲ短折シテ、西ニ入ルコト一町半ナラシメ、日本橋川南岸〇市内本橋區ハ、楓川〇市内本橋區ヲ通ジ、楓川ヨリ、每一町ノ間隔ヲ以テ長サ一町半ノ入堀ヲ設ケ、中央中橋大入堀〇市内京橋區ヲ西ノ方外濠ニ達セシム。此内慶長十七年〇紀元二二七二年ノ工事ニ成リタル所無キニ非ザル可キモ、多クハ此役ニ成リタル者ナル可シ。各町ノ區劃ハ、

陸ノ町



中央閑地(又拜領地)一區

表通一區

三、四區ニ分ツ者

横町大二區

中央閑地(又拜領地)一區

四、三區ニ分ツ者

左右表通合テ二區

中央閑地(又拜領地)一區

湊町

一、四區ニ分ツ者

表通一區

横町大二區

中央入堀一區

二、三區ニ分ツ者

左右表通合テ二區

中央入堀一區

工事之狀

ニシテ、町家ハ何レモ其表口ヲ街路ニ開クヲ特色トス。○市街篇第 二、再録
 工事ハ神田山○市街河○市街ノ土ヲ取リテ海岸ヲ築填シ、其間ニ船入ノ溝渠ヲ疏鑿シタル者ニシテ、濱町○市内日 本橋區以南南新橋○市内日 本橋區邊ニ至ル市街地ノ成ルコトハ、諸説同ジキ所也。尾張町・加賀町・出雲町○以上市 内京橋區等、此時一國ノ役夫ヲ以テ之ヲ成シタルヨリノ稱ナリト云フ。往古江戸繪圖中橋○市 内其他幾多ノ船入堀有リトセム乎、同ジク此時ニ成リタルヤ論ナキノミ。京橋川○市内 京橋區新橋川○市内京橋 區、芝區モ同様ニ疏鑿、若クハ舊水面ヲ填メ殘シタル者ナラム歟。

日本橋架設

日本橋○市内日 本橋區は、慶長八癸卯年○紀元二 二六三年江戸町わりの時節、新敷出來たる橋なり。此橋の名を人間はかつて以て名付ず、天よりやふりけん、地よりや出けん、諸人一同に日本橋と呼ぬるを、きたいのふしぎと沙汰せり。
 見しは今、江戸町、東西南北に堀川有て、橋も多し、其數をしらず。扱又御城大手の堀を流れて落ちる大河一筋あり。此川町中を流れて南の海へおつる。此川は日本橋○市内日 本橋區たゞ一すぢかゝりたり。是は往復の橋也。町中ゆきかひの人、此はし一つに集りて往來なせり。○中 略件の日本橋○市内日 本橋區は、慶長八癸卯の年○紀元二 二六三年江戸町わりの時分、新規に出來たり。其後此橋御再興あり。元和四年戊午の年○紀元二 二七四年也。大河なればとて、川中へ兩方より石垣をつき出しかけ給ふ。敷板のうへ三十七間四尺五寸、廣さ四間二尺五寸なり。此橋に於ては、晝夜二六時中、諸人群をなし、くびすをついで往還たゆる事なし。○中 略此江戸川は橋なくんば、幾千萬の人川のみくすと成て、いたづらに命をうしなはん事必定、ありがたき橋のいとくなり。然ば先年江戸大普請の時分、日本國中の人集りてかけたる橋あり、是を日本橋と名付たり。又其川すそに、空へ高き橋あり。そを天竺橋と名付たり。是等の橋は、御代目出度時分、新規に出來たるにより、いづれも名高き橋どもあり。

慶長見聞集

是歲始テ日本橋ヲ架ス。

見聞集云、江戸町東西南北ニ堀川アリテ橋モ多シ。扱又御城大手ノ堀ノ流レテ落ル大河一筋アリ。此川町中ヲ流レテ南ノ海ヘ落ル。此川ニ日本橋只一筋カ、ル。是ハ往復ノ橋ナリ。町中行カヒノ人此橋

一ツニ集リテ往來セリ。○中略件ノ日本橋ハ慶長八癸卯年江戸町割ノ時分新規ニ出來タリ。其後此橋御再興ハ元和四戊午年ナリ。大川ナリトテ川中へ兩方ヨリ石垣ヲ築出シ懸給フ。敷板ノ上三十七間四尺五寸廣四間二尺五寸ナリ云々。

又云、日本橋ハ慶長八癸卯年江戸町割ノ時新敷出來タル橋ナリ。此橋ノ名人間ハカツテ以テ名付ス。天ヨリヤ降ケン地ヨリヤ出ケム、諸人一同ニ日本橋ト呼ヌル事、希代ノ不思議ト沙汰セリ。然ルニ武州ハ凡日本東西ノ中國ニ當レリト御定アリテ、江城日本橋ヲ一里塚ノ本ト定メ三十六町ヲ道一里ニツモリ、是ヨリ東ノハテ、西ノハテ、五畿七道ノコル所ナク一里塚ヲツカセ給フ。

○按ニ見聞集云フ所、此川ニ日本橋只一筋カ、ル云々疑フベシ。天正十八年既ニ橋ヲ造ル百餘所ニ及ヒ、此川モ亦同年ヲ以テ開鑿ス。而テ一橋ヲ架セサルノ理ナシ。但當時橋梁ノ製粗ニシテ且別ニ名號ナシ。是ニ至リ始テ兩岸石壁等ヲ増築シ、橋製亦稍美觀ヲ呈ス。故ニ當時噴々之ヲ稱道センナラム。

東京地理沿革考

即チ、名ニシ負フ日本橋○市内日本橋區ノ成ル、亦同時ナル可ク、江戸ノ幹街ガ西丸下大橋○常盤橋ノ通ヨリ、今ノ日本橋通ニ移リ、繁華ノ中心亦之ニ從ヒタル者、實ニ此役ノ結果ニ出ヅル如シ。明年○慶長九年(紀元二二六四年)日本橋○市内日本橋區ヲ基點トシテ全國ノ道程ヲ定メ、一里塚ヲ築カシメタルガ如キ、之ヲ證シテ餘リ有リ。日本橋・京橋及其中間ニ於ける中橋○市内日本橋區、乃至江戸橋○市内日本橋區等ノ稱、彼我相關連シテ同時ニ命名シタル者ニ似タリ。

諸侯助役事蹟

諸侯助役 是役ニ從事シタル御手傳諸侯ノ事蹟ニツキテハ諸書傳フル所アリ。

諸國の大名より各丁夫をめて、江戸の市街を修治し運漕の水路を疏鑿せしめらる。越前宰相秀康卿を上首としてこれに屬する者三人、松平下野守忠吉朝臣を上首としてこれに屬するもの四人、加賀中納言利長卿を上首としてこれに屬するもの四人、上杉中納言景勝卿を上首としてこれに屬するもの四人、蒲生藤三郎秀行に屬するもの一人、生駒讃岐守一正に屬する者十八人、細川越中守忠興に屬する者十人、黒田甲斐守長政に屬する者三人、加藤主計頭清正に屬する者三人、(以上所屬の徒詳ならず)淺野紀伊守幸長に屬する者三人、(以上所屬の徒詳ならず)池田少將輝政、堀尾信濃守忠晴、蜂須賀長門守至鎮、山内對馬守一豊、加藤左馬助嘉明、中村一學忠一、池田備前守長吉、山崎左馬允家盛、有馬玄蕃頭豊氏、中川修理大夫秀成、前田主膳正茂勝なり、(淺野家の書上による)この役夫すべて千石に一人づゝ課せられければ、世に名けて千石夫とよべり。又此時より市街の名みな役夫の國名を課せて名付しとぞ。

東照宮御實紀

慶長八年○紀元二二六三年御城廻り御普請之節、高萬石に付百人宛之積を以、人夫差出申い。此趣松平○淺野安藝守方より書付出し申い。淺野左京大夫○幸長相掛り之組、羽柴左衛門大夫○福島正則、越前宰相○結城秀康、下野○本多忠勝、加賀中納言○本多中書、羽柴藤三郎○蒲生秀行、羽柴越前○伊達政宗、生駒讃岐守○生駒一正、羽柴越中○細川忠興、黒田甲斐○黒田長政、加藤主計○加藤清正、景勝○姓名相知不申い。組合三人。○朝野、合拾八人。

〔景勝〕淺野左京大夫組合拾貳人、羽柴三左衛門堀尾信濃守、蜂須賀長門守、山内對馬守、加藤左馬助、中村一角、池田備中守、山崎左馬助、有馬玄蕃、中川修理、前田主膳、右之通御座い。

御手傳覺書

朝野新開
哀稿所收

十二日 〇慶長八年(紀元二二六三年)正月。江戸城中ノ修築、來ル三月一日ノ頃ヨリ始リケレバ、千石壹人ノ課役ヲ出シ、コレヲ助ケラル。

公 〇毛利 思召ル、ハ、熊谷豊前守直元ハ普請奉行トナシ、天野五郎右衛門元信・神村三郎兵衛元種ヲ以テコレニ副ヘ、二月中ヨリ限リ、江戸ヘ赴キ、丁場ヲ受取り、相共ニ議シテ其功ヲ成サシム。益田玄蕃頭元祥ハ、數年勤勞セシコトナレバ、遠役ヲ逸スベシ、國ニ在リテ佐世石見守元嘉ト相議シ、國內ノ士庶ニ令シ、速ニ役ニ赴カシムルコトヲ計ハンメント也。

今日 〇慶長八年(紀元二二六三年)三月十二日。林志摩守ヲ召テコレヲ仰セ含ラレ、御國ニ馳セ下ラシメラル。元祥ヘハ御書ナサレ、元直ヘハ口自ラコレヲ傳ヘシメラレ、元善。即チ命ヲ奉シ既ニ纜ヲ解キテ去リシガ、若モ風波ノ便ナク遲滞セシモ料リガタシトテ、申ノ刻バカリニ又御使ヲ發シ、道ヲ陸路ニ取リテ、元直ガ許ニ馳セ下ラシメ、同ジ旨ヲ仰セラル。

考證 益田頼母家譜

急度令申い。江戸御普請之儀、被仰出い條、様子爲可申い、林志摩差下い。改不及申い。手前無油斷可被申付儀、簡要い。從三月三日、御普請被相始、江戸下著候やうに、普請衆可被差下い。彼是被存寄所、佐石志摩守被相談、不可有緩事尤候。委細以條數申い。謹言。

正月十二日 〇慶長八年(紀元二二六三年)

〇毛利輝元 宗 瑞 御判

〇益田元祥 益 玄 參

熊谷帶刀書出

猶々。天五郎右神三兵衛を相副い條、萬事可申談い。以上。

急度申候。當年御役目之事、於江戸被仰付い。從三月三日、被相始之通被仰出い。然バ爲普請奉行可被差下い間、二月江戸下著候て、右之御普請町場被請取いやうに、可爲用意い。此儀に付る、林志摩今日差下いへども、ふねにてい間、自然遅々いてはと存、先早飛脚之申い。委細志摩口上ニ申合い。恐々謹言。

さるの刻 正月十二日 〇慶長八年(紀元二二六三年)

〇毛利輝元 宗 瑞 御判

熊 豊 元 眞

関五。前後略。

霸 都 時 代

一、當年○慶長八年(紀元二六三年)之御公役は、於江戶御普請可被仰付之由也。千石ニ一人づゝの御役目にて
ハ條、遠國ハへども、たやすき儀と申事也。三月一日○慶長八年(紀元二六三年)之御普請初と可有其心得也。

正月十日○慶長八年(紀元二六三年)

○毛利輝元
宗 瑞 御判

元 氏 參

元氏へノ御書ハ、前條ニモ援ル如ク、今年○慶長八年(紀元二六三年)タルコト明ナリ。其普請始ノ日、益田○元熊
谷○元直へノ御書ト異ナレドモ、僅カ一日ノ違ヒニテ、月は異ナラズ。然レバ孰レモ同年タルコト必セ
リ。且今年○慶長八年(紀元二六三年)江戶普請奉行熊谷○元直。タリシコト下ニ出セル如ク明徴アレバ、今年ニ決セリ。
益田○元祥へハ同人ノ御使同日ノ御書ナレバ、同年タルコト不諭可ナリ。

考撰雜彙前編

御手傳覺

天樹院様御代
一、慶長八年○紀元二六三年

江戶御城。

此ハ證書トハナシガタケレドモ、御書ニ符合セン確説ナレバ、參考ノ爲前後ヲ節略シテ出セリ。

御什書

宗瑞○毛利輝元御自筆
對熊谷豐前守存分之條々

一、去々年○慶長八年(紀元二六三年)於江戶公儀御普請申付時。下略。

コレハ慶長十年○紀元二六五年熊谷○元直。伏誅ノ時、罪狀ヲ條舉セラレシ書中ナレバ、去々年ハ即チ今年○慶長八年
(紀元二六三年)ナリ。熊谷○元直。普請奉行ノコト今年○慶長八年(紀元二六三年)タルコト、此ニテ定レリ。

益田頼母兼修家譜(前後略)

一、こゝもと公儀御普請、今迄者惣並相調也。可心安也。熊豊○熊谷肝煎にて也。

此御書中、江戶御下り、大納言殿○秀ニ御對面ノコトヲ載ラレケレバ、年紀今年○慶長八年(紀元二六三年)ニ係ルコ

ト疑ヒナシ。熊谷○元直。普請奉行今年○慶長八年(紀元二六三年)タルコト、益明確ナリ。

毛利氏四代實錄 考證論斷

慶長八年癸卯○紀元二六三年輝元公○毛利伏見○山城國ヨリ廣家公○吉川へ返書ヲ進ゼラル。

一、江戶へ之御普請衆、早々被差上セ候。殊慥之衆被遣候。尤可然存候。誠かろくとハ申ながら、
遠國事候。一入心遣存候。去年○慶長七年(紀元二六二年)之様に候多ハ、いかゞと申事候。○前後

二月十二日○慶長八年(紀元二六三年)

○毛利輝元
右 馬 御判

○吉川
廣 家 參る

江戶ノ城普請、御手傳人數ヲ遣シ玉フ。

廣家公○吉川ヨリ、廣正公○吉川就頼公○吉川へ進ゼラル、御書物。

按ズルニ、元和三年○紀元二七七年卯月廿四日、廣家公○吉川ヨリ、廣正公○吉川就頼公○吉川へ進ゼラル、御

霸都時代

書物ニ、慶長八年○紀元二二六三年江戸御普請、無不參相勤候御鐵炮衆、井原ノ二兵衛、福屋ノ五右衛門、同宗左衛門、市木ノ九郎兵衛、大坂ノ半右衛門、井原ノ小兵衛、市山ノ小左衛門、川戸ノ與左衛門、太田佐兵衛、市山伊右衛門、イヤト七郎右衛門、福屋又兵衛、新庄ノ源左衛門、近重ノ二右衛門、新庄ノ徳右衛門、宮迫ノ助右衛門、重宗ノ喜右衛門、寺原ノ長右衛門、井原ノ六右衛門、市山ノ外右衛門、岡ノ太郎右衛門、尾高ノ茂右衛門、小原ノ三右衛門、新庄ノ新五左衛門、川戸ノ彦右衛門、新見ノ與三右衛門、藏迫ノ伊兵衛、有田ノ佐左衛門、市山ノ九郎左衛門、福屋ノ源右衛門、有田ノ源左衛門、大朝ノ五郎右衛門、福屋ノ松右衛門、市木ノ孫右衛門、大塚ノ孫左衛門、太田ノ市兵衛、溝挾ノ次郎兵衛、肝煎近重久兵衛、兵左衛門トアリ。

吉川家譜○大日本史料收載

細川忠興
千石夫

慶長八年癸卯○紀元二二六三年正月、御のほり、伏見○山城國に御出被成候。今年○慶長八年(紀元二二六三年)江戸御舟入被仰付候に付、諸大名も、千石高に夫一人を出さる。是を千石夫と云。忠興君○細川よりハ鳴海丹後・小谷又右衛門・宍耳シシエ太郎兵衛、奉行に被仰付、此三人千石夫を召連、早々罷越相勤候。但貳萬石より下の衆ハ、本役にて、伏見○山城國の石垣を普請被仰付候。同○慶長八年(紀元二二六三年)正月廿日忠利君○細川へ被進候御書。已上。

態々人を下申候。

一、我々など其地○江戸之御普請被仰付候間、櫛式部○榊原康政岡太郎右、鵜兵庫三人へ被申候、小屋場

取可被置候事。

一、其地○江戸御普請奉行、誰とも此方にゐれ不申候間、是又右之三人へ被相尋入魂に、我等普請場に可成所被聞届、其近邊に、小屋場可被取候。六十六ヶ國の町普請被仰付、一國ノ町を可被定との事候間、前かとも、豊前の町も忘れ申事も可有之事。

一、我々役儀三百に候。乍去、餘慶の人をかけ候て、四五百可遣候。其兵糧之用にて候條、八木六百石可被調候。先金子五枚遣候間、是を手付に被仕、右之員數ほど可被調候。我々事、月合に此地を立、爲御見廻可下候間、二月十四五日○慶長八年(紀元二二六三年)頃ハ必々其地○江戸へ可著候。其時殘金子可相渡候。其間を何とそ才覺候て、かけ候様可被仕候。只今一度に金子を遣度候得共、路次之間機遣に候條、如此候。其方才覺に、兵糧調不成候ハ、右之三人之内をも可被頼事。

一、我々下候事、先々いつとも、其方にて被申間敷候。迎なとに被出候得者、むつかしく候條、爲其隱密肝要に候事。

一、當春○慶長八年(紀元二二六三年)爲祝儀、新七郎へ差越書狀・馬・太刀到來、幾久悦入候事。

一、我々下々に、上下二百人程可有之候。馬乗ハ十計も可有之候。乍去、馬ハ五ツに考過間敷候。いづれも給賃(駄カ)にての用意に候。遠江・駿河邊よりさきへ、人を可進候。可被得其意候事。

一、中島備中守、松山兵左衛門所へも、別紙可申候得共、此書中見せられ候、小屋場之儀、兵糧之調など可被申付候。恐々謹言。

正月廿日○慶長八年(紀元二二六三年)

御判○細川忠興

○細川忠利
内記 殿 進候

考に、此御書、慶長十五年○紀元二二七〇年名護屋○尾張國御普請御手傳の年に出したる書記有之者いぶかし。御役夫之數、其外、御文面の趣等を以考知べし。

家康公○德川。考當時御在洛、秀忠公○德川御見廻の爲、江戸に御くだり被成度思召也。然に此節御くだりの事、自餘の衆はかたく無用と被仰出○細川に付、忠興君○細川御斷被仰達○細川處、御望之通御下り可被成由に有、色々御懇意之上意とも本多上野介正純被仰聞○細川い。正月廿一日○慶長八年(紀元二二六三年)御鷹の鶴御拜領に付、爲御禮御登城被成○細川いへば、不時に御數奇屋にて御茶被進、御馳走不淺、去年○慶長七年(紀元二二六二年)御借被成○細川い御米壹萬石も、來秋○慶長九年(紀元二二六四年)まで其まゝ御借可被成由に有、御仕合殘所なく○細川い也。二月四日○慶長八年(紀元二二六三年)將軍宣下の御催有之○細川に付、忠興君○細川江戸には御滞留もなく御上り、三月十八日○慶長八年(紀元二二六三年)御京著被成○細川い。

一、四月○慶長八年(紀元二二六三年)忠興君○細川中津○豊前國に御下之上、被進○細川い御返書、四月廿七日○慶長八年(紀元二二六三年)三月廿二日○慶長八年(紀元二二六三年)之書狀披見○中略い。

一、其元普請之儀如何○細川い哉、承度○細川い事。
一、三人之奉行、其御禮申○細川い由、尤○細川い事。

卯月廿七日○慶長八年(紀元二二六三年)

御判○細川

○細川忠利
内記 殿 進之

御上書○細川内記 殿 進之 越○裏ニカ

考に、三人之奉行共御禮申○細川いと被遊○細川いは、今年○慶長八年(紀元二二六三年)江戸御舟入之御普請、諸大名千石夫を被出、忠興君○細川よりは鳴海丹後・小谷又右衛門・宍耳太郎兵衛奉行に被仰付相越○細川い。此三人の事なるべし。○細川忠利謹。

細川家記

慶長八年○紀元二二六三年於江戸開運漕之水路、命列國主、每千石徵一丁。○自註名之曰千石夫。忠興○細川勤其役。

細川系譜家傳錄○朝野舊聞 真稿所收

大膳亮利胤公○相馬御代

一、慶長八年癸卯○紀元二二六三年江戸諸所御普請千石夫被指出、其頃は人夫出人千石ニ付拾人之積を以被指出、是を千石夫と申○細川い由、出人五百人、江戸段々御取立之節に有、人夫諸大名被指出、何之場所と申傳は無○細川い之。

奉行 御家來 桑折 小左衛門○此子孫、當時在郷給人。

江井 八左衛門○知行二百石、此子孫斷絶。

相家舊記○奥相秘鑑、五、同。

一、同年○慶長八年(紀元二六三三年)千石夫相當、奉行桑折小左衛門・江井八右衛門。

奥相舊記

一、慶長八癸卯年○紀元二六三三年

一、江戸御普請ニ付、人夫千石十人之積、千石夫被差出、五百人被差出。

奉行

二百石

桑折小左衛門當時在郷給人。

江井八右衛門當時斷絶。

中邑世紀秘説

諸侯手傳
之範圍及
其經費

此役ハ、町普請中ノ大工事ニシテ、下町ノ一半ハ、實ニ此時ノ築垣ニ成ル者ノ如シ。此役手傳ヲ命ゼラレタルハ、二萬石以下ヲ除キタル全國ノ諸侯ナリシ如ク、細川家記ニ、「二萬石より下の衆は、本役にて、伏見○山城國の石垣を普請被仰付ハ」ト見エ、同書忠興○細川ノ書翰ニ、「六十六ヶ國の町普請被仰付、一國ノ町を可被定との事」ト有ルコト、既ニ之ヲ記ス。御手傳覺書淺野氏書上ニ、淺野幸長相掛リノ組ヲ擧ゲテ、

福島正則組合四人 結城秀康組合三人 松平忠吉組合四人 前田利長組合四人 本多忠勝組合四人 蒲生秀行、伊達政宗、生駒一正組合十人 細川忠興組合十人 黒田長政組合三人 加藤清正組合三人 上杉景勝組合十人 淺野幸長組合十人 等。

ト云ヘバ、合セテ六十八大名ナリシ歟。○東京地理志料六十五人ト爲ス。各千石一人ノ割合ヲ以テ役夫ヲ出シタル者ナリシモ、忠興○細川書翰ニ、「我ら役儀三百に有ハ。乍去餘慶の人をかけいで、四五百可遣ハ。」ト見ユル如ク、多クハ定員以上ヲ出セル如シ。現ニ相馬氏ノ如キ、千石十人ノ割合ヲ以テ之ヲ出シ、乃チ五百人ヲ出シタリ。以テ類推ス可キ也。而モ諸大名自身ハ、役ニ臨ムヲ必要トセザリシ者ノ如ク、細川家記「此節御くだりの事、自餘の衆はかたく無用と被仰出ハに付、忠興君○細川御斷被仰達ハ處、御望之通、御下り可被成由に有ハ」ト有リ。舊諸侯ノ記録中、此役ニ關スル書類少ナキハ、或ハ之ガ爲ナラム歟。

役ヲ負ヒタル諸大名ハ、各自ノ受持場所ニ、其石高ニ應ジテ所定ノ役夫、及ビ之ガ監督ノ爲ニ特ニ命ジタル普請奉行數名ヲ派遣シ、工事ニ從事セシム。而シテ各普請場ニハ、受持大名ノ國名ヲ書付、分擔區域ヲ明示シ、且ツ其附近ニ小屋場ヲ造リ、此處ニ役夫ヲ居ラシメタルモノ、如ク、是等役夫及ビ普請奉行ノ糧食其他ノ諸經費ハ、勿論諸大名ノ負擔スル處ニシテ、細川家記ニ據レバ、其役夫等ニ供スル糧食、米六百石ヲ江戸ニ於テ、現金ヲ以テ購入セシム。要スルニ斯ク、千石ニツキ一人ノ勞力ト之ニ伴フ諸經費トヲ諸大名ニ於テ負擔セシ結果、一方ニ於テ市街ノ構築拓開アリ、コレト同時ニ、他方ニ於テ諸國ヨリノ役夫ノ入府、居留ニ依リ、諸物資ノ日需頗ル急増シ、從ツテ此需要ニ應ゼンガタメ、諸商賈ノコノ地ニ來往スルモノ夥シキモノアリ。市坊營業ノ事業其者ガ、已ニ江戸繁榮の源ヲナセシコトハ、又疑ヒラ要セザル所ナラム歟。

若夫此役ノ起工ハ、慶長八年○紀元二六三三年三月三日ニ在ルコト、毛利宗瑞○輝元ノ書翰ニ見ユ。手傳ノ命出デタルハ、正月十二日○慶長八年(紀元二六三三年)前ナルコト、亦宗瑞○毛利輝元ノ書翰ヲ以テ之ヲ推スルニ足ル。竣工ノ日ハ明カ

江戸御堀御普請始ル。御手傳奉行トシテ林又右衛門・草川二左三作九仁右衛門出府。

ト記スノ類、或ハ城濠ニ非ズシテ城下ノ溝渠ヲ指ストセバ、工事ハ九年○慶長○紀元二二六四年中ニモ及ビタル者ナル如シ。

埋築市街ニ上水道増設 此時埋立ニ依ツテ構築セラレタル市街地ハ、自然飲料ノ井水ニ鹽サシ、市民難澁セルヲ以テ、更ニ水道ヲ増設シテ上水ヲ供ス。神田上水・溜池上水ノ二水是也。

江戸町水道の事

見しは昔、江戸町跡は今大名町ヨかり今の江戸町は十二年前まで大海原ありしを當君の御威勢ヨて南海をうめ陸地とまし町を立給ふ、然に町ゆたかにさかふるといへとも井の水へ鹽さし入萬民是を歎くと聞しめし民をあはれみ給ひ、神田明神山岸の水を北東の町へあらし山王山本の流を西南の町へあらし此二水を江戸町へあまねくあたへ給ふ。此水をあちはふるに、たゞ是藥のいづみなれや、五味百味を具足せる。色にそみてよし、身にふれてよし、飯をかしひてよし、酒茶によし。それ世間の水は必大海に入、一切の善は必法性に歸すと云ふ。此水大海へいらすして、悉く人中に流入。元來この水は、明神山王の御方便にて、氏人をあはれみわき出し給ふといへ共、人は是を去らず、其上此流の中間に悪水あつて流きをけがすにより、徒に水朽ぬ。然に今相がたき君の御めぐみにより、中間の濁水をのぞき去て、清水を萬人にあたへ給ふ。

此内神田山岸の流ハ、同書更ニ記シテ、

見しは今江戸に古へより細き流たゞ一筋あり。此水神田山岸の柳原より出る也。慶長十一年春、玄仍此流の邊に來りて青柳の木すへわく流かなと、發句せられたり。○中略然は此水、御城堀のめぐりを流れて舟町へおつる。

ト爲ス者はナル可ク、即チ今ノ江戸川ノ流ナラム歟。山王山本ノ流ハ、往古江戸繪圖ニ「ためいけ。江戸すいとうノみゐり。」ト記ス者はニシテ、御府内上水在絶略記ニハ左ノ如ク有リ。

御入國以前ハ、御府内所々不平ニシテ、谷々多シ。今赤坂築地トイフ邊ヨリ田町、今ノ溜池ニ續テ、一圓ノ谷地ニシテ、麻布青山四谷番町永田町邊高臺ノ谷水尤多シ。御城郭極テ、御城ノモノ、井ハ堀レトモ、濁水ニシテ用ル事難キニヨツテ、溜池ノ清水ヲ引テ、日用トストイフ。天水降續時ハ、四方ノ水落合テ、水嵩夥シ、是ノ備ニ堤アリ。柳ヲ植テ水防ノ助ケトス。時ノ人柳堤ト呼。今其所ニ名ノミ殘リテ形ナシ。玉川上水懸渡リテ、此水ヲ用ル事止タリト云傳フ。

思フニ武藏名勝圖繪「慶長年中より水道出來、神田上水と號する」ト記ス者、亦是時ノ工事ヲ指シタル者ナル可シ。而シテ此等ノ上水ガ果シテ何レノ邊ニマデ引用セラレシ乎、謂フ所ノ東北ノ町乃至西南ノ町ノ那邊ナリシ乎ハ、今明カナラズ。貞享頃ノ神田上水大繪圖、神田上水ノ配水區ヲ、今ノ龍口京橋川楓川以北神田川ニ至ル低地及小日向小石川下谷淺草ノ一部トスルヲ觀レバ、略謂フ所ノ東北ノ町ヲ推ス可ク、玉川上水大繪圖溜池上水ニ代リタル玉川上水配水區ヲ、麴町番町西丸下京橋以南楓川以東及櫻田芝等トスル

ヲ觀レバ、謂フ所ノ西南ノ町亦略之ヲ推シ得サルニ非ズ。

池田氏參觀

慶長八年癸卯○紀元二六三年。四月、池田輝政、江戸ニ參觀シ、第二子藤松丸忠ニ備前ヲ

賜ヒシ恩ヲ謝ス。○寛永諸家系圖傳。池水記(池田氏家譜集成所載)。

池田氏參觀事蹟

池田氏參觀 傳フ。

池田輝政、慶長八年四月、備前國を子息忠繼にたまはる。拜禮のため江戸におもむく。○備前ヲ賜ハリシハ、二月六日ニ係レリ。

台徳院殿御感におほしめされ、酒井雅樂頭忠世を上使として、在府中の糧米をくださる。輝政進物さへげて御目見いたし、殿中にて御茶をたまふ。歸國に及て、御腰物、ならびに虚堂キの墨蹟、名馬二疋を拜領す。鳳凰栗毛、騏驎青と名づく、其上大久保加賀守忠常、安藤對馬守重信を相そへられ、箱根までをくらせ給ふ。

寛永諸家系圖傳

慶長八年四月、藤松丸○忠、江戸へ參觀し給フ。

池水記 四○池田氏家譜集成所載。

諸國鄉村掟發令

慶長八年癸卯○紀元二六三年。三月廿七日癸未○癸未、三正綜覽。幕府開基後第一次ノ民政ニ關スル

法令、諸國鄉村掟ヲ發シ、御領・私領ニ於ケル代官・領主ノ非法ニ對シ百姓ノ居住權、年貢未進、免租、目安及ビ百姓ノ生命尊重ニ關シ七ヶ條ヲ規定シ、關東ハ勿論

諸國民政ノ基礎トス。

○東照宮御實紀。徳川禁令考。御法度書。日本財政經濟資料。

諸國鄉村掟發令事蹟

諸國鄉村掟發令

三月廿七日○慶長八年(紀元二六三年)。この日江戸にて内藤修理亮清成、青山常陸介忠成、公私領の農民へ令せしは、

御料私領の農民等、其地の代官并に領主を怨望して其地を逃去る時は、代官領主より其事を注進すると、みだりに還住せしむべからず、逃散の年貢未進あらば、奉行所に於て隣郷の賦税をもて各算勘し、其事終るまで何地にも居住せしむべし。領主の事をうたへんと思ふ者は、あらかじめ其地を退去すべく思ひ定めて後うたへ出べし。さもなくてみだりに領主の事を目安を以てうたへ出る事停禁たるべし。免相の事近郷の賦税に准じてはあらふべし。年貢高下の事、農民直に目安をさへげば曲事たるべし。すべて目安を直に捧る事嚴禁なり。しかりといへども人質をとられ、やむ事を得ざる時はこの限りにあらず。代官并に奉行所に再三目安をさへぐると雖ども、承引せざるに在りては其時直にさへぐべし。もし其事を代官奉行所にうたへずしてさへぐる者は成敗せらるべし。代官に非義あるに於ては其旨を告うたふるに及ばず直に目安をさへぐべし。みだりに農民を誅する事嚴禁あり。たとひ罪科ありともからめ取て奉行所に出し、上裁をへて定め行ふべしとなり。

東照宮御實紀卷五

諸國鄉村掟

覺

一、御料并私領百姓之事、其代官、領主依有非分、所を立退け付るハ、縱其主より相届けとも、猥に

霸都時代

六一九

代官領主ノ分ノ逃散ノ事

不可歸付事令條記ニハ不レ可レ歸事ニ作ル。

年貢未進
地頭彈

一、年貢未進等有之者、隣郷之取を以、於奉行所○イ、之、互ニ出入令勘定、相濟○イ、上、何方に成共可住居事
一、地頭之儀申上○イ、事、其郷中を可立退覺悟○イ、を相定にて、可申上○イ、之、尤も無くして、地頭之身上、直目安を以申上儀、御停止事

一、免相之事○イ、所、近郷之取を以可相計之○イ、事、附年貢高下之儀、直ニ目安上○イ、を上事儀、曲事思召事

めんあ
直目安
ノ禁

一、物別目安之事、直ニ差上儀、堅御法度○イ、也たり、但、人質を取られ、せんかたなきに付ては、不及是非、先御代官を以可申上○イ、衆、并奉行所へ、再三し上之并奉行所へ差上之、無承引付○イ、直、其上目安を以可申上、不相届して於申上○イ、申上に付ては之、可爲御成敗事

一、御代官衆之儀、非分於有之○イ、者、屈なしに、直目安可申上事

一、百姓をむさと殺し事御停止○イ、也たり、縦雖有科、搦捕之、於奉行所、對決之上○イ、被可申付事
右之條々依仰執達如件。

慶長八年三月廿七日

内藤修理亮○濟成、江戸町奉行兼關東奉行。
青山常陸介○忠成、同上。

德川禁令考

慶長八年癸卯三月廿七日

江戸において内藤修理亮清成、青山常陸介忠成奉りて、農民の制令數條を出す。

農民制令

百姓濫殺ノ禁

御制法載

定

一御領所并私領之百姓事、其代官其領主非分有之に依る、所を立のき候付る者、たとひ其主より相届候とも、みだりに不可歸付候事

一年貢未進等有之者、隣郷之取○取を以於奉行所互之出入令勘定、相濟候上何方に成共可居住事

一、地頭之義申上事、其郷中を立退べき覺悟を相定可申上、さも無くしてむざと地頭の身上、直目安を以申上儀御停止事

一、めんあひ○免の事は、近所の取を以相計候事

附、年貢高下之儀、直に目安を上事曲事に思召事

一、惣別目安之事直に差上申儀堅御法度也、但、人質をとられ、せんかたなきに付る者不及是非、先御代官衆并奉行所へ再三し上、無承引に付る者、其上目安を以可申上、不相届して申上に付るは可有御成敗事

一、御代官衆之儀者、非分あるにおいては屈なしに直目安を以可申上事

一、百姓むざところし候事御停止也、たとひ科ありともからめ取、奉行所において對決之上可被申付事
右條々依仰執達如件。

慶長八年三月二十七日

内藤修理亮
青山常陸介

〔野野間實稿四千九十七、令條秘録一、東照宮御實紀〕
〔五、令書要文十、十一、將軍家令條一〕

慶長八年癸卯三月廿七日

御代官并給人中へ之條目其外覺書

定

一御料所并私領之百姓事、其代官其領主非分有に依る所を立のき候付るは、たとひ其主より相届候共みだりに不可返付事

一年貢未進等有之者、隣郷之取を以於奉行所互に出入令勘定、相濟候上何方に成とも可居住事

一地頭之儀申上事、其郷中を立退べき覺悟を以可申上、さもなくしてむざと地頭之身上直目安を以申上義御停止之事

一めんあひの事は、近所の取を以可相計、附、年貢高下之儀直に目安を上事曲事に思召事

一惣別目安事直に差上申儀堅御法度也、但人質をとられ、せんかたなきに付る者不及是非先御代官并奉行所へ再三さし上、無承引に付る者其目安を以可申上、不相届して申上付るは御成敗あるべき事

一御代官衆之儀者、於有非分者届なしに直目安を以可申上事

一百姓むざと候事御停止也、縦科あり共からめ取、奉行所において對決之上可被申付事

右條々依仰執達如件。

慶長八年三月二十七日

内藤修理亮

青山常陸介

御法度書二 ○日本財政經
濟資料二、同。

町奉行青山
氏采地加賜

慶長八年癸卯○紀元二
二六三年。四月六日癸巳○癸巳、三
正綜覽。幕府、江戸町奉行青山忠成ニ、采地五

千石ヲ加賜シ、又與力同心ノ給分五千石ヲ授ク。○青山文書。青
山(笹山)家譜。

町奉行青山
氏采地加賜
事蹟

町奉行青山氏采地加賜 相傳フ。

一領地目録 常陸國信太郡江戸崎領之内

高壹萬石 此郷分

一千百三拾七石六斗九升六合

東安中

一千七拾貳石壹升九合

西安中

一貳百八拾貳石四斗五升九合

春崎

一八百六拾四石六斗八合

佐倉

一五百六拾三石七斗一升五合

古渡

一五百六拾一石六斗六升八合

大谷

一五百五石三斗

興津

一八百石四斗八升八合

信田

一四百四拾八石八斗四升八合

衣塚

一三四四拾四石六斗六升八合

土岐崎

一三五五拾八石四斗六升七合

石川

霸都時代

一千百拾八石六斗四升四合
一千三百七拾九石四斗五升四合

神内
□ □

高合壹萬七拾八石三升四合

但壹萬石之餘米ハ、自餘へ渡可申所ニイ。□□右之内へ相加、渡申イ也。

慶長八年癸卯四月六日

内修理(花押)○江戸町奉行兼關東東
行、内藤修理亮清成。

青山常陸介殿

内

但、此内五千石馬乘同心給也。

青山文書

忠成、慶長六年辛丑二月三日、上總、下總兩國ノ地ニ於テ、壹萬五千石ヲ加フ。○舊ヲ合セテ
二萬七千石。同年連署判

ノ事ヲ命セラル。同年十一月五日、江戸町奉行ヲ命セラレ、關東奉行職ヲ兼掌ス。○本多正信、内藤清
成、コレヲ共ニス。及ヒ、

與力ノ士二十五騎、同心卒百人、且裏門同心卒六十人ヲ更ニ附屬セラル。

忠俊、慶長五年庚子十一月十七日、徳川氏參内ス。是日伯耆守ニ任ス。同八年癸卯、常陸國江戸崎ニ於

テ、初テ領地五千石ヲ給ヒ、且父忠成ニ代リ、騎士二十五名、卒百名ヲ附ラル。○士卒ノ給、別ニ五千石ヲ受ケ、
○寛政重修諸家譜同ジ。

青山家譜

〔附記〕 江戸地震

慶長八年四月二十八日甲寅、江戸地震。

附記
江戸地震

廿八日、今夜地震、其後大に震動。

慶長年録

今年○慶長八年卯月廿八日之夜、大震動。

慶長見聞書

慶長八年癸卯

○紀元二
二六三年

春、關西諸大名、順次江戸へ來リ大納言

○徳川
秀忠

ニ謁ス。都會

トシテノ江戸ノ發達ト共ニ此頃諸國人來往シ、四方ノ遊民職ヲ求メテ來任ス。○東
照宮

御賞
紀。

關西諸侯參觀并諸國人來住 傳フ。

是春○慶長八年癸卯
紀元二六三年

關西の諸大名は次第を追て江戸へ參り、大納言殿○徳川
秀忠へ拜謁す。伊達越前守政宗が

子虎菊伏見より江戸に參り、大納言殿に拜謁し、守家の御刀、眞長の御脇差をたまふ。時に五歳なり。

この頃、江戸彌大都會となりて、諸國の人輻湊し繁昌大かたならず、四方の遊民等身のすぎはひをもと

めて雲霞の如くあつまる。京より國といふ女くんだり、歌舞妓といふ戲場を開く、貴賤めづらしく思ひ、

見る者堵のごとし。

東照宮御實紀卷五

慶長八年五月七日癸亥

○癸亥、三
正綜覽

毛利輝元山城國伏見ヲ發シ江戸ニ參觀ス。尋デ江戸

關西諸侯參
觀諸國人來
住

關西諸侯參
觀并諸國人
來住事蹟

毛利輝元參
觀并參觀經
路

ヲ發シテ伏見○山城國ニ歸ル。往路ハ東海道ヲ經、歸路ハ本曾路ニ依ル。伏見ト江戸

トノ路次日數等交通ノ一斑ヲ推ス可シ。○吉川家譜。毛利家三代實錄考證。

毛利輝元參
觀并參觀經
路事蹟

毛利輝元參觀并參觀經路 傳フ。

慶長八年癸卯、輝元公伏見ヨリ、廣家公へ返書ヲ進セラル。○コノ書狀、本條關係ノ事ハ、第六項ニ止ルト雖モ、便宜ニヨリ、其全文ヲ掲載ス。

御息さま、御成人候すると存候。一段御りもつに見へ申候由、竹庵物かたり申候。悅申候。藤七郎○秀就可申談に候。目出候。吉事候。かしく。

被思召寄御狀、殊兩樽、并爰元珍このこ野大根、杏々被懸御意、御懇志之至、別而賞翫此御事候。御酒一入候。何もくそに置申、日夜給候。重寶秘藏申事候。

一爰元替儀無之候。○中略、將軍宣下ノ事ニ係リ。二月十二日ノ條ニアリ。

一江戸へ之御普請衆。○中略、三月三日ノ條ニアリ。

一藤七郎事御懇承候。一段息災候之由候、年明候も、我等も一兩度左右承候。

一御筋氣者、冬寒に御いたみ之由候。無御心元候。此春一かと御療治尤存候。不可有御油斷候。

折々御上洛可然之通、徳法達る被申事と、福越にも被申たる由候間、可申候。我等氣分、さいくにてつゝき申候。きハキハともなき體可有御察候。そや六十のあたりへ參候間、次第々々、不及是非成行候。草臥當年は一入候。中々、申ても御そつかしく存事、藤七爲を存不捨候も、ふらめき居申計候。萬期ニ面拜時候。

一我等御暇之儀申上候ハ、可被下趣候へとも、内府様、八月にハ御下之由候間、爰元御座之間ハ詰申、江戸御下向之節可罷下候。

一池三左二男へ備前被遣候。○中略、二月六日ノ條ニアリ。

二月十二日

廣 家 參

右

馬 御判

吉川家譜十五家

毛利家三代實錄考證ニ曰ク。

四月十六日○慶長八年(紀元二二六三年)。公、○毛利輝元。江戸大納言殿ノ起居ヲ候シマキラセントテ、彼地へ御下向ノ、久々思召シ立セラレ、事煩シクテ緩カセニナリニシカ、諸州牧モ、既ニ下向アリツル由聞シ召レンシカハ、即チ福原廣俊ヲ召シ、此地ニ留守スヘキ旨ヲ仰セ、又益田元祥ニ御書ヲサレ、佐世元嘉ト相謀リ、國事ヲ處置シ、言上セント欲スルヲアラハ、貞俊カ許マテ申上スヘキ旨命セラレツ、御旅裝修理マシ、榎本伊豆守等ヲ召シ、今朝伏見○山城國ノ御屋形ヲ出サセラル。近江國大津ヲ經サセ給ヒ、石邊トイヘル所ニ御宿ヲ占サセラル、今日ノ路程ハ十里バカリ。

考證

益田頼母兼修家譜

追申候。江戸大納言様爲御見廻、諸大名衆下向候、我等事、頓にも可罷下事、本意候へ共、手前用意不相成候も延引申候、然者、來十六日ふと江戸罷下候。やかて可罷上候條、其節可申候。

霸 都 時 代

六二七

輝元伏
見出發

遙々之義と申、俄のやうに候て、太儀可有推量候。恐々謹言。

卯月七日

宗

瑞 御判

益

玄 參

如先書申候。江戸大納言殿へ爲御禮罷下候。悉大名衆下向之旨にて候間、差急右通候。萬太義可有御推量候。伏見にハ福越殘置候條、自然可被申上儀共候は、彼所まで可被申候。五郎右事、やがて可罷歸候。其元之儀、佐石被仰談、何篇憑存候。猶吉事重疊可申承候。恐々かしく。

卯月十六日

○慶長八年四月

宗

瑞 御判

益

玄 參

祕府明和抄書 符込雜文之内

生島子折本
慶長八卯月十六日、伏見御立

江戸參
觀道中

大津セ、
カサキ

此間十里

同日御泊

江州石邊

十七日、公、江州石邊ヲ御進發マシ、六里行テ、同州土山ニ至リ給フ。

○中略、考證ニ、祕府明和抄書ヲ引

及ビ里數ヲ記スルニ止マ
ルヲ以テ、往々省略セリ。

十八日、雨天ニテ、同所御滯駕アラセラル。

十九日、鈴鹿ノ關ヲ越ヘサセラル、勢州四日市へ著カセ給フ。今日ノ路程十一里ナリ。

二十日、四日市ヲ發シ、桑名ニ至リ、舟ヲ買フテ、三里ノ海程ヲ經テ、尾張ノ國津島ニ著セラル、同

國熱田ニ至テ、御旅館ヲ點セラル。道程作日ニ同ジ。

二十一日、熱田ヨリ鳴海ノ驛ニ至リ、八橋ノ古跡ナト御覽セラレ、三河ノ岡崎ニ至リ給ヘバ、日已ニ

暮ル。古蹟ノ御探訪ニテ、程ヲ食ラセ給ハザリシカバ、僅八里ニテ御馬ヲ止メサセ給フ。

二十二日、朝發岡崎、經赤坂吉田驛、至界川、即參遠分界之地、登鹽見坂、遙見富士山于雲表、賞觀

久之、至白須賀投宿。

廿三日、遠州見付御止宿、白須賀ヨリ八里ノ路程ナリ。今切ノ渡シ、大小天龍ノ二川等越サセラル、

池田ノ驛ヲ經サセラル。

廿四日、雨天、御逗留。

廿六日、西坂、佐夜中山等ヲ經テ、同州金屋ニ至テ、宿ニ投ゼラル。

廿七日、大井川ヲ涉リテ、島田ニ出デ、宇津山ヲ踰ヘ、葛ノ細道過キテ、阿部川ヲ揭厲マシ、駿

州府中ニ至テ、宿ニ投ゼラル。

廿八日、同所御滯宿。

廿九日、同前、三保ノ松原ニ盤桓シ、田子ノ浦ヲニ徜徉マシマスノヲアリ。
卅日、今日ハ、駿州清見寺ヲ御旅館ト遊バサル。

五月一日、味爽、清見寺ヲ出サセ給ヒテ、富士川ヲ渡リ、浮島原ヲ御遊覽マシマシ、千貫樋過キテ、
豆州三島ニ至ル。十一里ノ道程ナレハ、甚タ御困勞遊シシヲ以テ、此ニ御駕ヲ停メラル。

三日、箱根ノ嶺ヲ踰ヘ、嶺下ノ湖ヲ御覽ジツ、相模ノ小田原ニ著セラル。

四日、大磯ノ驛ヲ過キ、馬入ノ水ヲ涉リ、藤澤ヨリ鎌倉ニ入り、古昔ヲ感懷シ、一夜此ニ滯ラセ給フ。

五日、武州狩野川奈川御止宿。

六日、同所御滯宿。

七日、鎌倉(狩野川)ヲ御發駕マシ、六郷川ヲ渡ラセラル、巳ノ刻江戸へ著セ給ヒ、天徳寺ヲ以テ御旅館ニ
點セラル。即テ御旅裝解セラレ、雨中御城ニ登ラセラル。大納言殿コレヲ延テ御對面アラセラル、千

里命駕ノ厚意ヲ深ク喜ビ給ヒ、接遇ノ厚キ、饗應ノ盛ナル、イト懇切ナリ。左右ノ諸輩モ、皆大納言
殿ノ意ヲ體シ、心ヲ竭シテ周旋セリ。公ニハ百廿八里ノ客程、且今日モ七里ノ修途ヲ經サセ給ヒシカ
バ、ソノ御困勞大方ナラザリシカモ、多年ノ交契、一旦逆賊ノ爲ニ絶ラレシヲ、今復舊ノ如クナリシ
カバ、コレヲ甚ク喜バセラル、御困勞ヲモ忘ラレツ。

考證

大和玄修日記

ロクコウワタリアリ、舟

此間七里

七日、同州江戸御著

合百廿八里

益田頼母兼修家譜

此地罷下候以後は不申候

一去七日江戸著候て、則御城罷出、大納言殿御懇意不及申候。御家中衆取もち非大形候。外實本望
候。乍去相草臥候段、可有御推量候。略中

五月十四日

益 玄 參

宗

瑞 御判

大和玄修日記

慶長八年五月

一七日、宗瑞様、巳刻ニ爰元へ御下向候。路次ニ有休庵同道ニ有參候。御付以後雨ふり候。宗恕様
ハ文被下候。

十八日、公、大久保加州ト同シク、舟ヲ墨陀川ニ泛ベラレ、酒殺ヲ載ラル。秀就君モ、淺草ヨリ舟ニ
召サセラレ、公ノ御遊ニ陪セラル。

考證

大和玄修日記

慶長八年五月

一十八日、大方様御振廻にて、我々參候。大久保加州舟にて、宗瑞様御同舟にて、すみた川へ御成にて候。舟にて酒有之、藤七様も淺草より舟にめして、我々も御供申、舟に乗。

輝元西
上道中

廿二日、公、將經木會歸京師、今日發江戸、秀就君往送之、公賜菓於君及扈從臣、公駕已發矣、君以謂、公老而艱歩、吾將以一良馬爲驢、急購得之、令岡田某追而贈之、公大悅、過板橋渡戸田、十三里餘而達鴻巢、投宿。

廿三日、公、鴻巢ヲ御發駕マシ、熊谷寺ニ詣ラレ、蓮生坊ノ像ヲ御覽マシマシ、武州本城○本ニ御宿ヲ投ゼラル。

廿四日、上州、武州ノ界ニ、カンナ川アリ。コレヲ涉リ、又、三川ヲ渡リテ、高崎ニ出テ、松枝ニ至テ御投宿アラセラル。

廿五日、白井峠ヲ下上州、信州
分界ノ地踰へ、淺間嶽ヲ御覽ジツ、信州岩村田ニ御馬ヲ停メラル。

廿六日、信州上和田ニ御止宿。

廿七日、和田ノ嶺ヲ踰へ、諏方ノ湖ニ臨ミ、今夜ハ下諏方ニテ御旅宿ヲ占サセラル。

廿九日、雨霽、發下諏方、遙拜諏方祠、華表立山下、至升平、自此所謂木會也。投宿于奈良井。

六月一日、公、奈良井嶺ヲ下リ、宮越ト云地ニ出テ、旭將軍ノ古墟ヲ過テ、ソノ武勇ヲ感シ、末路ノ

窮困ヲ悲ミ給フ。旅店ニ憩セラレシカハ、土産ノ柿ヲ進メ參ラス。同州上松ニ至テ御宿ヲ投セララル。

二日、同州ツマコニ御泊。○三日、四日ノ記事ナシ。美濃ヨリ
尾張ニ入りシコト、此間ニ在ルベシ。

五日、同州清須。

六日、尾州ノ萩原、尾越、美濃ノ洲俣等ノ三川ヲ渡ラセ給ヒ、八里ノ道程ヲ經テ大垣ニ宿セララル。

考證

大和玄修日記

柳三左、爲見廻罷下候。委細先書申候。昨晚大垣罷上、石川長門○廣馳走、是又不及申候。以

下、七日ノ條ニ引
用セルモノニ接ス。

御判

六月七日

國 隼

兒 五 左

○前次中も、下野殿○松平石川長門守などの懇意取持、餘々迷惑候ほとこの事候。推量外候。面ならてハ不被申候。○下

六月十二日

宗 瑞 様 御判

梶 下

七日、大垣ヲ御發マシ、不破ノ關ヲ踰、寢物語各地ヲ經、近江ノ國醒井ニ出テ、佐和山ニ至リテ

霸 都 時 代

御停駕アラセラル。此ニテ、前日江戸ヨリ、京師伏見へ申シ遣シツル兵糧二千石、此ニテ御買得アラセラレ、急ニ遭運アルヘキ旨、國司隼人佐、兒玉五左衛門ニ御書ナサル。

考證

大和玄修日記

略。前今日佐和山迄罷越候。仍其元兵糧無之候條、貳千石可被積廻之由、自其許、先日福越へ申遣候つる。こゝもとへ左右候は、其用意申付、急度舟罷下候由候條、其元可得其心候。追々兵糧調次第可差下候。猶此もの可申候かしく。

六月七日

御判

國 隼

兒 五 左

八日、江州草津ニ御投宿。

九日、公、今日伏見御屋形ニ、御歸著アラセラル。公ノ江戸ニ在ルヤ、大納言殿最懇ニ御待遇マシマシ、御馬、脇指等、種々ノ賜物アリ。公亦恭順ノ道ヲ盡サセ給フ。

考證

益田頼母家譜

自江戸ニ昨日九日上著候。略。下

六月十一日

宗 瑞 様 御判

益 玄 參

楳杜家什書

略。前江戸ヨリ者、九日ニ此表上著候。今度大納言殿御懇意、種々、御馬、御わきさし拜領、度々被召寄、御會釋非大かた候。略。下

六月十二日

宗 瑞 様 御判

楳 下

吉川家譜

以上ノ文書ハ、毛利輝元江戸參觀ノ次第及ビ其旅程ヲ窺ハシムル者ニシテ、就中、毛利三代實錄考證ニ記サル、江戸參觀ノ道中ノ模様ハ、當時ニ於ケル山城國伏見及ビ江戸間ノ陸路交通ノ狀ヲ窺フベキ好資料タルヲ失ハズ。由是觀之、毛利輝元ノ山城國伏見ヲ發スルヤ、慶長八年ノ四月十六日ニシテ、其江戸ニ着セシハ、五月七日トス。此間ノ旅程百廿八里ニシテ、費ス所ノ日數二十一日、内雨天、見物、休養ノ爲ニ滯留セルモノ六日ヲ除ケバ、十五日間ニシテ東海道ヲ經テ江戸ニ至レリ。而シテ更ニ返路ハ、江戸ヨリ木曾路ヲ經テ山城國伏見ニ至ルモノニシテ、其日數十七日、内降雨滯留セル一日ヲ除ケバ十六日ナリ。

毛利輝元參觀往返旅程及日數

山城國伏見江戸ヨリ往路(東海道)

四月十六日、山城國伏見屋形出發↓近江國大津↓石邊泊(行程十里)。同十七日、↓近江國大山泊(同六里)。

霸 都 時 代

六三五

毛利輝元
參觀往返
旅程及日
數

同十八日、雨、滞留。同十九日、↓伊勢國四日市泊(同十一里)。同廿日、↓桑名(海路三里)↓尾張國津島↓熱田泊(同十一里)。同廿一日、↓鳴海↓八橋↓三河國岡崎泊(八里)。同二十二日、↓赤坂吉田驛↓界川↓鹽見坂↓白須賀泊。同廿三日、↓今切↓大・小天龍二川↓池田驛↓遠江國見付泊(八里)。同廿四・五兩日、雨、滞留。同廿六日、↓西坂↓佐夜中山↓同國金屋泊。同廿七日、↓大井川↓島田↓宇津山↓阿部川↓駿州府中泊。同廿八日、滞留。同廿九日、滞留(三保ノ松原、田子浦見物)。同卅日、↓駿河國清見寺泊。五月一日、↓富士川↓浮島原↓伊豆國三島泊(同十一里)。同二日、缺、滞留カ。同三日、↓箱根↓相模小田原泊。同四日、↓大磯驛↓馬入川↓藤澤↓鎌倉泊。同五日、↓武藏同狩野川(神奈川)泊。同六日、滞留。同七日、↓六郷川↓已刻江戸着(七里)。計百廿八里、日數二十一日、内滞留六日。

江戸ヨリ山城國、伏見歸路(木曾路)

五月廿二日、江戸發↓板橋↓戸田↓鴻巣泊。同廿三日、↓熊谷寺↓武藏國本城(本庄)泊。同廿四日、↓カンナ川↓高崎↓松枝泊。同廿五日、↓白井峠↓淺間嶽ヲ見↓信州岩田村泊。同廿六日、↓信州上和田泊。同廿七日、↓和田嶺↓下諏訪泊。同廿八日、缺。同廿九日、↓片平↓奈良井泊。六月一日、↓宮越↓同州上松泊。同二日、↓同州ツマコ泊。同三日、缺。同四日、缺。同五日、↓尾張國清須泊。同六日、↓尾張國萩原川↓尾越川↓美濃國洲俣川↓大垣泊。同七日、↓不破關↓寢物語↓近江國醒井↓佐和山泊。同八日↓近江國草津泊。同九日↓山城國伏見屋形歸着。日數十七日、内一日(五月廿八日)滞留。サレバ當時、伏見及ビ江戸ノ間ノ旅程ガ、十五日乃至二十日間ヲ要シタルヲ知ルベク、是レ當時交通ノ上ニ特ニ便宜ヲ具ヘタル大名ノ行旅ニシテ既ニ然リ、一般庶民及ビ商賈ノ旅行又ハ物貨輸送ニ關シテハ更ニ

附記
毛利氏
江戸
邸

困難ト日數ヲ加ヘタルヤ知ルベキノミ。況ンヤ、諸川ノ川止メ、馬止メ等、行路ヲ阻滞セシムル事情ノ發生ハ豫知スベカラザル處ナルニ於テフヤ。

〔附記〕 毛利氏江戸邸

慶長八年五月六日、是ヨリ先、幕府、毛利輝元ニ江戸櫻田ノ邸地ヲ賜フ。是日、新邸成ルヲ以テ、秀就之ニ徙ル。

八月^{○慶長八年}六月六日、今日秀就君^{○毛利秀就}。櫻田ノ御屋形へ御移徙アラセラル。君^{○毛利秀就}。先年御下向アリテヨリハ、天徳寺ヲ借り給ヒテ、御旅館ニ點セラレツルカ、今年大納言殿ヨリ、櫻田ノ地ニ御屋形ヲ造ランメラレケレハ、天徳寺主ヨリ早ク御明ケ渡シアランコトヲ屢々來リ促ス。因是、去ル六月廿五日公^{○毛利輝元}。國司隼人佐ニ仰セテ、櫻田ニ假屋ヲシツラヒ、急キコレニ移リ居ルベシ。天徳寺主へ、姑ク緩クスベキヤウ辭謝スベキ旨ナリシカハ、工匠ヲ聚メ、土石ヲ運ヒ、日々經營アラセラル。去月^{○慶長八年七月}十日、公又、國司隼人佐ニ御書ヲサレテ、今月中落成ノ功ヲ奏シ、來月ニ至リテハ、必ズコレニ移ルベキ旨、仰セラレシカ、頃漸ク落成ノ功ヲ奏シヌレバ、今日御移徙アラセラル。兒玉五左衛門ヨリ、初雁ノ板ヲ呈上シテ、御移徙ヲ賀シ奉ル。其他諸臣モ皆慶賀ヲ陳フ、コレニ御饗アリ。

考證

大和玄修日記

慶長八年^{○紀元三二六三年}八月

一六日、藤七様^{○毛利秀就}。屋形へ移徙にて候。兒玉五左衛門初雁之板出弘藤右家中衆、何も不殘御振舞にて候。

年紀考引書 自慶長六年至同八年

略○前 屋敷普請之儀、かりや漸相調可申候。其内之儀、やど主いうかれ候とも、理を申候て可然候。其以後は、なにとも無沙汰候哉。略○中

六月廿五日

國 隼

宗 瑞 様 [御判]

略○前 屋敷普請之儀、追々普請相調、先居候所さへ出来候は、うつり候て可然と存候。此段兒五左可令談合候。略○中

七月二日

國 隼

宗 瑞 様 [御判]

略○前 屋敷普請も、定ぬかり屋は、此月中可相澄候條、來月には、うつり候て可然候。略○下

七月十日

國 隼 人

[御判]

櫻田御屋敷之次第

一慶長八年癸卯、春夏之際御拜領之事。

但、月日御控ニ相見兼候。略○下

一同年八月六日、或者九月、ミ中傳候。大照院様御移徙之事。

但右、大和玄修自筆之日記ニ相見え候。又九月と申傳候儀、記録物ニ相見候。

——毛利三代實錄考證

[附記] 石見ノ土人銀鑛ヲ獻ズ

慶長八年癸卯八月一日

石見の土人安原傳兵衛、銀山の石を獻じて拜謁す、略○於 大久保石見守長安披露す。

——朝野舊聞哀稿 ○日本財政經濟資料二、同。

八月朔日 略○中 石見國の土人安原傳兵衛おがみ奉る事をゆるさる。傳兵衛さきに國中の銀鑛を搜得て大久保石見守長安にうたへしかば、長安是をゆるして掘らしむるに、年々三千六百貫、あるは千貫二千貫を掘出て上納せしかば、長安大によるこび其事聞えあげしにより、けふ召て見えしめらる。傳兵衛は一問四面の洲濱に銀性の石を、蓬萊のかたちに積あげ車にて引てさゝぐ、ことに御感ありて參謁の諸大名にも見せしめらる。衆人奇珍なりとて稱歎せざるものなし。御賜殿上日記、銀山記。

霸都時代

六三九

附記
石見土人
銀鑛奉獻

しかば、おもひくして同國清水寺の觀音に參籠して祈請丹誠をこらしける。七日にみつる夜不思議の異夢を蒙り、鍵を授けらるゝとみて立かへり、其後銀山を求得て其時金銀山奉行大久保石見守長安にうたへ、公のおゆるしを蒙りて掘はじめしに、銀の出ることおびたしく年々公にみつぎすること若干あり。故に此年頃石州の銀山に諸國の者あつまり來り、山中の繁昌大方ならず、京堺にもおとらぬ都會とあり、傳兵衛が家は甚富をなし、召つかふ家僕千餘人に及べりといへり。この時銀性の石を車につみ御覽にそなへ御感を蒙りしをもて、今も石見の國より大坂城の府庫に納る税銀は、車をもて引事を佳例に傳へたりとぞ。銀山記。

東照宮御實紀卷六

同三日丁亥○慶長八年八月〇丁亥、三正標覽紀元二六三年。安原傳兵衛ガ採鑛ノ苦心ヲ賞ス。

三日○慶長八年八月。小堀新助正次御使として、石見の安原傳兵衛が、積年銀鑛の事に心用ひしを褒せられて、備中と名のらしむべきよし大久保石見守長安に仰下さる。銀山記。

東照宮御實紀卷六

同五日己丑○慶長八年八月〇己丑、三正標覽紀元二六三年。安原備中改稱ヲ謝ス。

五日○慶長八年八月〇己丑、三正標覽紀元二六三年。安原備中改稱を謝し奉り、伏見へまうのぼる。御前に召て着御の御羽織御扇を賜はる。備中頓首して落涙におよぶ。貞享書上。銀山記。

東照宮御實紀卷六

略上慶長一統ノ後、彦坂小刑部、大久保十兵衛ヲ奉行トシ給フ。○以上廿四字、石見銀山紀開所收本ニ據リテ補フ。天正年中に、安原

大久保長安

釜屋間歩

銀山運上銀上例納吉例家康傳兵衛賞ス

仙の山

田兵衛草壁真人知種といふ者有り。備中早島の人なり、來りて本谷に住居せり。久敷銀山に心を盡しけれ共、金銀を費すのみにして、外に方便もなかりしかは、常に歩を運ぶ清水寺の觀音へ祈願せんとて、七日潔齋しけるか、第七日の曉方に、銀の釜を賜はると靈夢を得、時の奉行大久保石見守殿へ言上す。此石見守と申は、東照神君、六十餘州金銀山の奉行たるへき旨、仰を蒙り居給ひ、諸國金銀山、興衰の訴有る時は、公方、當國に扶持し置給ふ諸士の内、銀山の事に預るものを以、諸國に馳行しめ給ふ。其行時は必御朱印を頂戴す。今吉岡姓の子孫是を以寶す。扱石見守殿、彼安原か夢を聞、驚き言れけるハ、吾も、又瑞夢を得たり。疑ふ所にあらずとて、多くの財寶金銀を賜り、安原間歩を開きけるか、靈夢にたかはす夥敷鍵○銀山傳記、山言葉ノ條ニ、鍵ハ、石に銀氣附候をいふ。銅氣鉛氣相添、有之トアリ。を掘出し、無雙の福人となる。是全觀音の御惠となりと悦び、鍵を出す間歩は、觀音の夢の御告にかたとり、釜屋間歩と名付たる、此間歩を納る所の運上銀、一ケ年に三千六百貫目也。御奉行石見守殿、此旨をは上へ奏達有ければ、御感ましまし、頓て安原を召れけり。安原召に應じ、伏見の御所へ罷上る。比は慶長八年七月也。八朔の節句には、大御所様の御目見を許し給ひ、豊間四面の盤の上に、銀の粹精を積立、車を以挽き、是を献上し奉る。去は今に至る迄、石見の國銀山の運上銀を、大坂御城納に、車に載せて引く事、此吉例と承る。大御所様家康公御感不斜、受領御免有りて、備中と唱へ可申由仰有り。其上自著し給ふ所の上服、并に御扇子を賜はる。今清水寺に有。○中略。

右銀山仙の山と申は、纏廻り二里餘、高さ三百間の大山に、數多の絃筋、東西に行渡り候を心懸、所々より間歩を開き相稼、夥敷得盛、家數貳萬六千軒餘、寺百ヶ寺程も有之由申傳ふ。尤當時にても

名跡残り存す。勿論往古は、出灰吹銀、御引上にも不相成、上納物計灰吹銀にて相納、餘は當時通用銀の様に、壹匁、貳匁、或ハ拾匁、廿匁と申様に、悉く切銀にいたし、融通に遣ひ候故、一ケ年灰吹銀何程と申出高、相知れ不申候得共、寛永元子年に、千貳百貫目餘之諸運上、灰吹銀を以上納仕候趣ハ、其節の銀山奉行竹村丹後守、并に役人之内連名之御勘定帳に有之候。右様大盛之砌ハ、山内取締として、銀山總廻り、山之峰續き、垣を結び、出入口にハ、番所八ヶ所有之候處、右垣、年々修復入用相掛り候に付、寛永十八巳年、杉田九郎兵衛銀山奉行の節、右垣を相止め、其跡へ並木に松を植付、當時桓松と相唱へ、大木に相成居申候。○中

銀山支配之儀、慶長五子年以前ハ、皖と相志れ不申候得共、慶長六丑年、大久保石見守銀山奉行被仰付、延寶三卯年、永田作大夫迄、七十五ヶ年の間奉行所にて、同年拓植傳兵衛、御代官ニ相成、當時迄御代官所ニ御座候。○石見銀山紀開所收石見國銀山由來略。朝野舊聞。哀稿所載石州銀山小録、并ニ異事ナキヲ以テ省ク。

銀山舊記

銀山支配

御羽織奉納書

粵ニ、人王一百八世、太上天皇ノ御宇、武將相國源ノ家康公ト奉申、武勇譽世、草如風加悉偃、握六合掌、依政道正直、萬民歸正路、天下治一統、定諫鼓音深而、鳥不驚御代成者、四海波靜、野之末山奥迄茂、圍繞渴仰之傾首事不淺、唐賢王御代ニハ、麒麟鳳凰出現ス。日域聖朝、幸ニシテ、諸國金銀涌出ノ山多シ。就夫、當石州銀山爲御奉行、大久保石見守殿、三枝源藏尉殿、彦坂小刑部少輔殿、御成御下著、然所ニ私常信觀音、當國清水寺致建立所ニ、或夜不思議ノ蒙御靈夢、汝心直而、發心越

人、本谷釜屋間歩水道ノ御訟訴、御守護所ニ申上ル者ナラハ、天下ニ可得其名、隨成任御告、御奉行所ニ參シ、御靈夢ノ趣具ニ言上ス。就中石見守殿聞召、御勸行被爲成、我モ從清水有御告、於此山繁榮無疑、則御入目被下、頓頓御山繁昌影シ、依之、自分ニ召使者及千餘人、國々人群集貳十萬餘、谷々ニ銀鏈充滿、而六谷窰クラボヤ超過日比、屋作家風尋常ニシ、佛閣薨ヲ雙べ、六時之鐘ヲ鳴シ、或ハ大鼓ヲ打テ、晝夜賑事、不異京堺、或時石見守殿、公方様於御前、石州安原傳兵衛ト申者、觀世音ノ依テ御夢想、御山盛成由被仰上者、公方様御尊意、古へ景清、盛久社、觀音ノ蒙利生、至末世、浩ル瑞夢奇特也ト、御感ノ餘ニ、急其安原呼上セ、可被成御覽、依テ御上意下ルニ、慶長八年七月上旬ニ罷上ル。此節繁榮ノ山、雖有數多、取分釜屋間歩ノ鏈、靈驗之故勝自餘、銀性之美麗成事、相似瑤瑤、則是ヲ致持參、八月朔日、於伏見ノ御所、大久保石見守殿以御披露御目見仕ル時、豎横一間之折洲濱作り、其中ニ、彼銀性如蓬萊積舉、御尊前ニ奉捧、其時御上意ニ、元來雖金銀珠玉、直成銀性之花麗、初テ御覽被爲成、御感不斜、御前ニ被成御詰諸大名衆、古今無雙之珍物哉と、各驚目給事無比類、同三日、小堀新助尉殿爲御上使、大久保石見守殿ニ御入來被成、公方様御上意ニ、傳兵衛受領被爲仰付、則備中ニ被成下、難有仕合、生涯之面目何事カ如之、同五日御禮ニ登城仕ル。忝モ上様被爲成御召御羽織、御扇子御直ニ下シ給フ。難有御事更々巨演言語、同廿一日亦爲御上使、小堀新助殿、石見守殿ニ御入來被成、御上意、明日四座御能仰付之間、備中召行登城可仕由、依御上意下ルニ、石見守殿御供申、登城仕、備中爲凡卑身、諸御高位之御座ニ被召出非而已、剩從公方様、御羽織致拜領事、難有仕合不過之、日本諸大名衆驚目、天晴冥加至極、安原預御褒美事、是偏觀世音ノ御佛力之故也。御羽織、御

扇子、安原子々孫々家傳之謂重寶ト、一ニハ爲名利恐、相構テ々々不可疎ニ、予雖短才愚智、爲備後胤之龜鏡、所覃愚意、此記錄留置者也。

于時慶長十年乙

三月十七日

安原備中

因 繁 (花押)

御奉納書物

乍恐謹而言上

石州邇摩郡本谷、安原十兵衛(郎脱カ)と申者に御座候。私祖父安原備中と申者、石州於銀山、蒙觀音靈夢之告、御山之儀、大久保石見守様へ奉願候處、石見守様にも、右之趣度々御靈夢之由に御被仰付、其時より御山盛、御運上金、壹ケ年三千六百貫目宛、三年指上、其以後も、千貫目、貳千貫宛數年差上候。因之、石見守様右之趣被達御上聞、慶長八年八月初日、於伏見御所、乍恐大御所様被爲召出、御目見被爲仰付、則備中に被成下、爲御褒美、忝も御羽織、御扇子御直拜領仕候儀、偏佛神三寶之御加護と、難有頂戴仕候。備中并世倅主税助、私迄三代年數八十餘年所持仕候。○下

貞享元年甲子

安原十郎兵衛(印)

卯月十四日

世倅 權三郎(印)

同 清右衛門(印)

御奉行所様

石見銀山紀聞

銀山、慶長五庚子年より徳川家の料となりて彦坂小刑部といふを奉行とし、次に八月廿八日に、大久保重兵衛長安と云を奉行とす。○長安ノ奉行トナル。年 是を後に石見守と云ふ。同七壬寅年に至り、獲る處の白銀二萬五千斤とろ、二萬五千斤は、四千萬貫目なり。此間の事にや、安原備中と云人、採銀の事に功あり、登坂の時徳川東照公より、御目見へを仰付られ、陣羽織陣扇を拜領す。今に清水寺の寶物となれり。○因繁の墓は、安原備中因繁、元和九癸亥年八月初五日にあり。此子孫邑知郡日貫村に在りて、家號を富士屋といふ。清水寺にあり。

石見國名跡考上 邇摩郡。

邇摩郡下 大國郷之内佐間村

眞言、銀峯山清水寺、除地十石、當國一番札所、○中寶物、日珠、水珠、東照宮御陣羽織、陣扇、右ハ安原備中、銀鏈ヲ一間四方ノ臺ニ盛り、伏見ノ御所へ持參獻上セシ時、御褒賞トシテ下シ賜ハル所ナリ。

銀山山師安原傳兵衛○中。其子孫安原佐三郎ト申ス。當時○文。津和野領日貫村ニ住ス。

石見八重葎四 邇摩郡下。

○上。慶長七年に、御奉行大久保重兵衛様、御社頭五拾石御寄附、同八年の春、銀山大火、今の火横相か、米かみ岩の所迄、燒失す。社頭も類燒致し、重兵衛様御再建也。

石見國銀山要集

六四五

霸都時代

安原子孫

松前慶廣參
觀
松前慶廣參
觀事蹟

慶長八年癸卯

○紀元二六三年

冬、松前慶廣、江戸ニ參觀ス。

○寛政重修諸家譜

松前慶廣參觀 傳フ。

松前慶廣、慶長八年冬參觀し、十一月十八日○慶長八年月俸百口をとまひ、このうち、慶廣參府することにこれをたまふ。

寛政重修諸家譜

細川氏江戸
運送廻船管
掌

慶長八年癸卯

○紀元二六三年

細川越中守忠興ヲシテ江戸運送廻船ノ事ヲツカサドラシム。

○東照宮御實紀
寛政重修諸家譜

細川氏江戸運送廻船管掌

細川氏江戸
運送廻船管
掌事蹟

是年○慶長八年癸卯、○中元二六三年略。細川越中守忠興は、江戸運送廻船の事をつかうまつらしめらる。

東照宮御實紀卷七

忠興 熊千代、與一郎、越中守、從五位下、侍從從四位下、左少將、參議從三位、剃髮號三齋宗立、實は長岡兵部大輔藤孝が長男、母は沼田上野介光兼が女。

○上このとし○慶長八年江戸運送船入のことを勤む。○下

寛政重修諸家譜

其ノ所務内容ヲ詳ニセザルヲ憾ミトス。

〔附記、一〕

町人十人組濫觴

附記、一
町人十人
組濫觴

一今年○慶長八年（紀元二六三年）京ニ十人組といふ事初る。此内壹人惡事有之バ、十人及迷惑、又福人貧者と組事令難儀財寶找他所へ運送。

慶長年録

此月○慶長八年（紀元二六三年）十二月。京町人十人組と言事を初む。

慶長見聞録案紙○慶長見聞録

此年○慶長八年。京都町人を十人組と云事あり。依將軍仰也。洛中上下迷惑す。十人之中一人犯惡事は、九人の者可與同罪之由也。是は京・伏見其外邊土に、盜賊令亂行之間、爲政道如此、然共福人は貧人に組事を愁、財寶を他所に令運送置之、此政於洛中先代不聞之由云々。

當代記

蓋、後ノ五人組制度ノ淵源ニシテ、此連帶制ガ時人ニ恐慌感ヲ生ゼシメタルノ狀想見スベク、有意義ノ資料トス。尙ホ是ヨリ先、慶長三年戊戌三月七日、徳川氏江戸ニ於テ、辻切、拘摸、盜賊等防止ノ爲メニ諸奉公人、侍五人組、下人十人組ヲ結バンシメシ事、參考スベシ。

〔附記、二〕

佐渡奉行私曲

五日己未○慶長八年七月（紀元二六三年）佐渡奉行中川主税、吉田佐太郎、恣ニ租稅ヲ増徴ス。佐渡ノ民之ヲ幕府ニ訴フ。

慶長八癸卯○紀元二六三年。四奉行之内、川村、田中歸國にゐ、今年ノ翌年迄貳年之間

合 澤 主 税○慶長六年ノ條ニ、中川主税トモトアリ。

附記、二
佐渡奉行
私曲

中川主
税吉田
佐太郎

吉田 佐太郎

中使免、江料免引等有之、右之衆中、七月五日、本斗に五割増被掛候。依之百姓致江戸詰、訴訟を上候。其人數、上新保村半四郎、羽茂白井勘兵衛、北方村豊四郎此三人也。右訴之事に付、佐太郎殿不首尾、夫故當國に切腹を申、○佐渡年代記抄書ニハ、切腹致し申傳ふトアリ。主税殿事不知、○佐渡年代記抄書ニハ、改易トアリ。豊四郎は、後法體して、了雲を申て、畑村○佐渡年代記抄書ニハ、畑方科トアリ。に住す。

御上使

中川市右衛門
鳥井九郎左衛門
横目 板倉 隼人

佐渡風土記 中

(卯辰カ) 慶長八癸卯年 ○紀元二二六三年。 去年御代官の輩、私に御年貢割増を掛けし事。

百姓共三人、上新保半四郎、羽茂勘兵衛、北方豊四郎。 出國して、愁訴を遂しによりて、吉田佐太郎は自殺し、中川主税は改易せられ、田中清六、川村彦右衛門は、御暇給ると云。○佐渡年代記同ジ。

佐渡志略

慶長八癸卯年 ○紀元二二六三年。 御上使中川市右衛門、鳥井九郎左衛門、按ずるに、佐渡年代記には、九郎右衛門とあり。今年十一月御寮内供奉の交名にも、語記左右を混記せり。此人の傳詳ならされハ、得失を辨し難し。

佐渡國記一 ○朝野舊聞哀稿 四百九十八所載。

大久保石見守長安
佐渡奉行奉命

大久保石見守長安佐渡奉行任命

是歲 ○慶長八年。紀元二二六三年。 幕府、大久保石見守長安ヲ佐渡奉行ニ任命ス。
是歲 ○慶長八年。紀元二二六三年。 大久保石見守長安に佐渡奉行をかねしめられ、○下略。

東照宮御實紀卷七

慶長八年癸卯月日

大久保石見守長安に佐渡奉行を兼ねべき旨命ぜらる。

朝野舊聞哀稿 ○日本財經濟資料二、同。

今年 ○慶長八年。 同拾八丑年迄、拾壹年之間御支配、

六萬石 拾三萬石共 大久保 石見守

一年も入國なき年は、次家老留主居とし、國順見に差出す。或、地方、銀山を分被預候事も有、則人數左に記す。今年は無入國、宗岡を渡す。陣屋者鶴子に有。

家老 大久保 山城

小宮 山式部

長谷川 傳右衛門

宗岡 佐渡 初、彌右衛門。

吉田 出雲

本田 又十郎

御直步行衆

六四九

割間歩立始

霸都時代

小川半左衛門

目付役 長谷川羽右衛門

此長谷川は慶長十巳三月來り、國中順見して、同十四酉年迄五年之間、當國にいる。

高切米千俵 原 鏡 彦 左衛門 土 佐

長安ノ
長安慕

此者(古カ)小木太城預、羽茂々西三川迄支配、土佐後に宗勇と云。信州の侍川中島井上殿又甥萩野太郎右衛門親類に有、當國へ罷越、宗勇悍原孫右衛門、寛永三寅年御暇申請、小笠原右近大夫殿へ仕、此家に於祿五百石被下、略中石州入國之節、同勢百三十人之内、女中三拾人被召連、其外於當國、物徳町田中宗徳娘おえなと云女を被召抱、此女、石州當國支配之内相果、大安寺に葬る。當寺に有之石に於圍候墓、其頃おえな墓云傳候得共、是は石州之石碑にて候得共、其砌可致遠慮事有之、依之申違候。おえな存生之内、自分にも銀山を稼候故、此古敷于今おえな間歩と云。

大久保石見守殿由緒之事

長安ノ
素性ノ
長安下
大久保
忠隣
長安家
康安仕

大久保石見守長安、初號大和國大藏大夫、甲州信玄猿樂金春方之能師に有、信玄逝去之後、勝頼に含恨逐、電甲州を、參州に居住、其頃大久保相模守忠隣舞曲を好、政事暇催遊興、長安縁を求、忠隣に取入出頭、合力を得、忠隣之伯父大久保次右衛門忠佐を名字ヲ給り、大藏大夫大久保重兵衛を改、甲州之安内を致、或時權現様於駿州岩淵に、金銀山御稼方之次第、御側之役人青山藤藏を以達上聞、仍る御台前に被召、御上意を蒙り、其後御家人に成、段々出頭し、武州八王子邊に三萬石を被下、同

相川ノ
繁盛

陣屋相
川移轉

國瀧山に居住、從五位之下大久保石見守に昇進し、其頃御郡代伊名備中守(奈カ)熊初、號三、熊藏此兩人、御領地御藏を預る。諸國金銀山支配、別る佐渡銀山、日本第一之用山成故、一年に兩度宛來著可致由被仰付、慶長八卯年々支配、翌年辰五月、惣勢百三拾人にも佐渡の渡海、支配十一年。略中
慶長九年ノ條相川府中と成、府中開發之事、銀山次第に盛出る、間歩口數拾個所に及へり。依之他國の大勢來り、所縁を求て爰に住ん事を願ふ。夫迄(モカ)もしか、家居も不定、銀山をかせく者も、其所に於てもへ木を伐、其を以て堀立に住居を拵、稼所變あれば崩し、又稼所に立て住居せり。則是を山小屋と云。其後人家定り家居と成事は、去年依台命、大久保石見守當國奉行職を蒙れり。夫迄は陣屋鶴子に有つる所、同年、先達宗岡彌右衛門後、佐を渡し、陣屋を相川に移す事になれり。石州は今年渡海有、山林を伐、田畑を埋、平地とし、陣屋を始、それレに構を立たり。銀山猶々盛なれば、銀山の掟を定め、由緒有牢人を他國へ招抱之、其々の役人となしぬ。是當國役人之根元なり。又石州家來之内、地方、銀山と分け、兼役を被申付ける。

地方 大久保山城
銀山 宗岡 佐渡略中

佐渡風土記 中

長安ノ
目代

慶長八癸卯年、略中佐渡代官處割ノ事ニ係、九、七月五日ノ條ニ收メタリ。大久保石見守目代として、大久保山城、宗岡佐渡、初名、彌右衛門小宮山式部等を遣す。山城、式部、地方を預り、佐渡ハ金銀山の事を沙汰すと云。

霸都時代

佐州ノ御船二艘、紀州におゐて造作せしめ、辻將監、加藤和泉に御預となり、佐州へ廻す。二艘共櫓數八十挺立にて、御船號を新宮丸、小鷹丸と云。定下番六十人、水主百六十人御抱となる。辻將監、加藤和泉か子孫、永く佐州に在りて御船を預る。

相川の内、字半田清水か窪と云田地を、持主山崎宗清と云ものより、價の金子五百兩にて買取りて、陣屋を築く、來春に至りて成就すとみへたり。其頃大久保長安より、普請の役人水田與左衛門へ遣す所の文面左の如し。

一うらのすゞみやの手つかいもよき様に可致候。くはしく山城所へ申越候事。
 一うらのすゞみやへ越候所、女共居候處より参り候みちに、ほそくとうらかをいたし、らうかつたひにありき候様に可致候。らうかは、上はかりふきて下は飛石にて参り候様可致候。
 一うらのすゞみやの庭にも、兼多如申、井のもとほりて、くるま井戸にいたし置可申事。
 一座敷ハ小座敷にもいたし、へいの内ひいろく致し方々々風参り候様に可致事。
 以上

極月廿二日

水田與左衛門殿

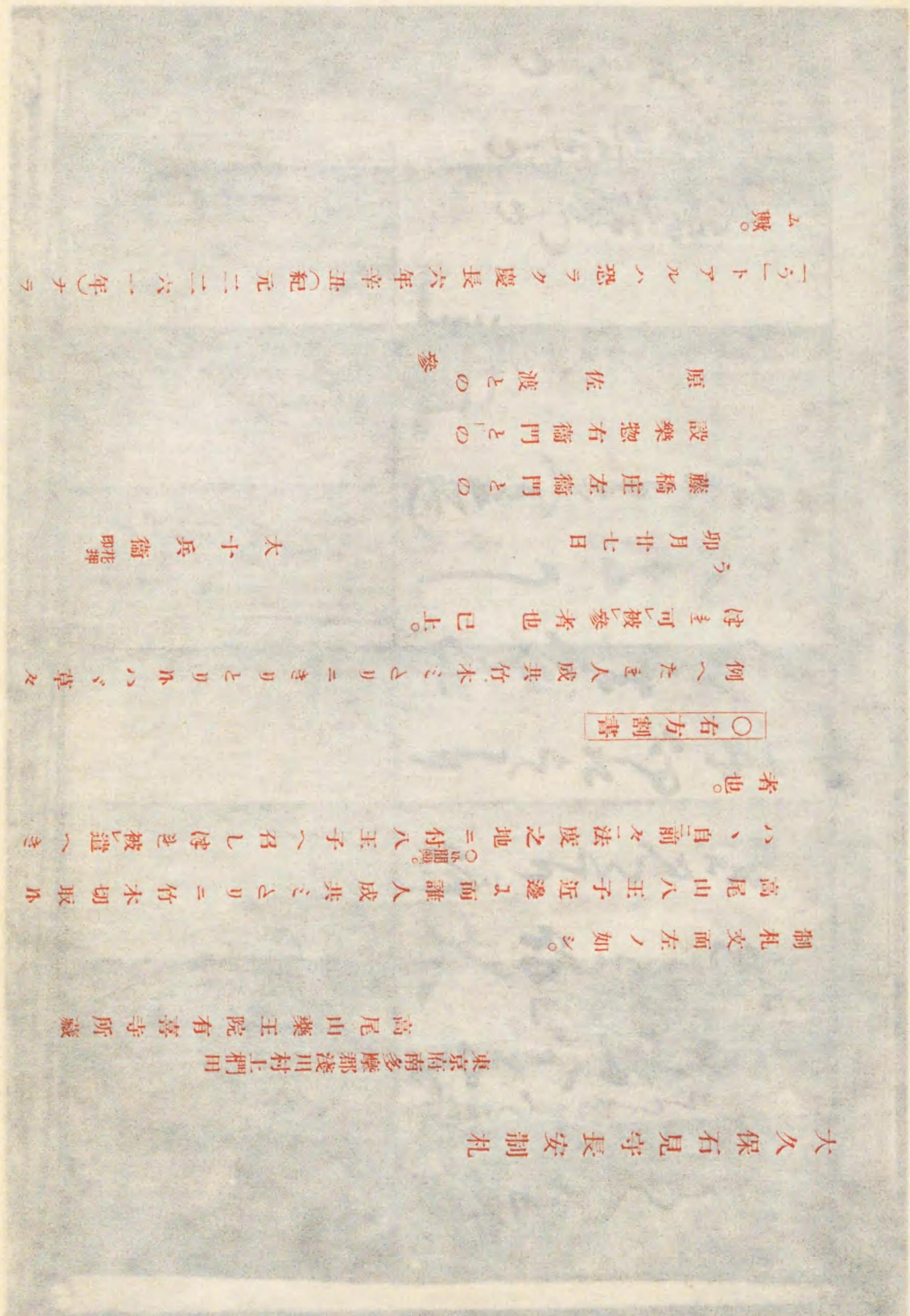
石

見(判)

此時新造の書院、制度を越るに依て、元和四年、鎮目市左衛門壞取。

按るに、佐州の御役所をさして、廣間と言事、此時より始りしとみへたり。

○佐渡志略ハ、大略本書下同ジ。
佐渡年代記



大久保石見守長安制札

東京府南多摩郡淺川村上柳田
高尾山藥王院有喜寺所藏

制札文面左ノ如シ。

高尾山八王子近邊ノ面誰人成共ニシテ竹木切取ルハ、自前々法度之地ニ付八王子へ召し侍せ被遣へき者也。

○右方割書

例へたま人成共竹木ニシテニきリトリハハ草々
けま可被参者也 已上。

大十兵衛
卯月廿七日

藤橋庄左衛門との

設樂惣右衛門との

原 佐渡との 参

ノ興。

「う」トアルハ恐ラク慶長六年辛丑(紀元二二六一年)ナラ

佐州ノ御船二艘、紀州におゐて造作せしめ、辻將監、加藤和泉に御預となり、佐州へ廻す。二艘共櫓數八十挺立にて、御船號を新宮丸、小鷹丸と云。定下番六十人、水主百六十人御抱となる。辻將監、加藤和泉か子孫、永く佐州に在りて御船を預る。

相川の内、字半田清水か窪と云田地を、持主山崎宗清と云ものより、價の金子五百兩にて買取りて、陣屋を築く、來春に至りて成就すとみへたり。其頃大久保長安より、普請の役人水田與左衛門へ遣す所の文面左の如し。

一うらのすゞみやの手つかいもよき様に可致候。くはしくハ山城所へ申越候事。

一うらのすゞみやへ越候所、女共居候處より参り候みちに、ほそくとうらかをいたし、らうかつたひにありき候様に可致候。らうかは、上はかりふきて下は飛石にて参り候様可致候。

一うらのすゞみやの庭にも、兼命如申、井のもとほりて、くるま井戸にいたし置可申事。

一座敷ハ小座敷にもいたし、へいの内ひいろく致し方々風参り候様に可致事。

以上

極月廿二日

石

見(判)

水田與左衛門殿

廣間

此時新造の書院、制度を越るに依て、元和四年、鎮目市左衛門壞取。

按るに、佐州の御役所をさして、廣間と言事、此時より始りしとみへたり。

○佐渡志略ハ、大略本書ト同じ。

佐渡年代記

▲敷。

「う」トアルハ恐ラケ慶長六年辛丑(紀元二二六二年)ナラ

原 設樂惣右衛門との
藤橋庄左衛門との
佐 渡との 参

卯月廿七日

大十兵衛 御

物へたま人成共竹木と云りニきりとりハ草々

はま可被参者也 已上。

○右方御書

者也。

ハ、自前々法度之地ニ付八王子へ召し侍被遣へき
高尾山八王子近邊ニ而誰人成共と云りニ竹木切取亦

制札文面左ノ如シ。

東京府南多摩郡淺川村上村田
高尾山藥王院有喜寺所藏

大久保石見守長安制札



一、
 二、
 三、

四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

十一、
 十二、
 十三、

○ 在 心 願 祈

十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

高 山 山 王 御 許 喜 志 御 願
 東京 神 奈 川 縣 相 模 郡 上 野 町

大 火 船 洋 見 守 其 安 睡 其

相川町割

長安ノ家老ノ

○本書、自カラ別本ニシテ、上文、佐渡年代記ノ披書ニハ非ズ。去々年○慶長六年ハ相川銀山始りて、次第に山所盛を得、他國の人多入込故、最初ハ小屋を掛て居住す。其後當卯年○慶長八年ハ、中の臺野田千疋といふ田地を潰し、人家を建連ね、町割を定め、夫より相川を府中と定め、相川御陣屋の御修復始る。今の御役所の地也。南澤北澤ハ、檜杉茂りたる林なるを、次第に切廣けて、追々町並をなすと申傳ふ。

右中川、吉田跡、○四奉行ノ内、中川主税、吉田佐太郎ナリ。七月五日ノ條ヲ參看スベシ。今年大久保石見守被仰付、支配之内年々入國、其外ハ、家老を以留守居として、在國あらしめらるゝといふ。當年は入國なし。宗岡彌右衛門を被越といふ。則家老左之通り。

年々代々在國、但大久保山城ハ地方引受、宗岡佐渡ハ銀山引受ト云。發之分、引請不_レ知、山城也、慶長九辰、石見守殿同道トモニ。

家老

大久保山城

長谷川も慶長十二來り、同十四迄五年在國ト云ふ。

小宮山式部

宗岡ハ慶長八ニ來り、同十當國ニ而卒、一向宗澤根町專得寺ニ葬、法名道雪ト云。

長谷川傳右衛門

吉田ハ慶長十巳年ニ來、銀山支配ト云。

宗岡佐渡

吉田出雲

右之外御直參御徒衆

本多又十郎

小川半左衛門

目付役
長谷川羽右衛門

小木古城預ケ被置候由、小木の城を預、西之川迄支配ト云。

霸都時代

六五三

鏡彦左衛門

原土佐

生國大和來ル

高田六郎兵衛

一今年被召出候役人。

慶長九甲辰年、大久保石見守、此石見守、元猿樂ニ有、○中略。上文、佐渡風土記ト大略同シ。或時、駿府岩淵にて、神君於御前御夜咄之節、天下をも被知召候へとも、御心儘に不成金銀之事之由、御物語を被遊候を承り、御夜咄引後、御年寄土井大炊頭、大倉大夫申けるハ、先刻金銀の事、御心ニ不被任旨、上意ニ候處、其儀ニ付、聊存寄有之旨申之ニ付、則大炊頭言上ニ被及候處、存寄之趣相尋候様上意ニ付、被尋候處、土中ニ有之金銀、可取出工夫有之ニ付、其奉行被仰付候ハ、才覺を以、諸國ノ金銀を穿出可申旨申上ニ付、則御當家被召出、大久保十兵衛ト改、伊豆銀山、石見銀山等取立、其後佐渡銀山取立、於佐州ハ、莫大之大盛穿致候ニ付、追々御加増被下、高三萬石、六萬石、拾三萬石共、説多し。武州於瀧山城主ニ被成下、石見守と受領有之、其後、諸國總御代官頭被仰付、百廿萬石支配之由申傳、石見守死後隱謀露顯、一族不殘御仕置ニ成、斷絶と云。○本書、及上文、佐渡風土記ニ、長安ヲ六萬石、或ハ十三萬石トイヘルハ誤ナラン。當代記。慶長十八年五月、長安ノ賊匪發覺ノ條ニ、石見國務、并佐渡國拜領ノ由思設所、惣而知行分、於關東ニ千石ナラテハ、不被施行丁由貴命也トアリ。

佐渡奉行

慶長六丑七月ヨリ卯年迄

吉田佐太郎
(川カ)
中澤主税助 吉次

八王寺城主
大久保石見守

佐渡年代記拔書 三

諸役人系圖 七

佐渡奉行

慶長六丑七月分、同卯年迄支配。

御代官

河村彦左衛門

田中清六

中川主税

吉田佐太郎

大久保石見守

累代武鑑 五

慶長八卯年、同十八丑年迄。

蓋シ大久保石見守長安ガ佐渡奉行ニ任命セラル、ノ以前ニ於テハ、中川主税、吉田佐太郎ノ兩名該職ヲ奉ゼンガ、是年七月五日、恣ニ租稅ヲ増徴スルノ故ヲ以テ佐渡住民ヨリ幕府ニ訴フル處トナリ、各處分セラル。大久保長安ノ任命ハ、其ノ後ヲ承ケ、同地金山開鑿ノ事ヲ管掌セシムルニ有リタルヤ明ケン。

〔附記、三〕 絲割符起原

慶長八年癸卯月日

異船白絲多く持渡りしが、買とるものなきにより、長崎奉行小笠原一庵その事を言上せしに、御思慮ありて、京堺及び近國の商賈等在崎のものに買得せしめらる。

——通航一覽百五十三

慶長八癸卯年絲割符商賣始り、その會所を博多町に建られ、割賦會所と稱す。

——通航一覽百四十四

霸都時代

六五五

附記、三
絲割符起原

黒船着岸之時定め置年寄ども糸のねいたさる以前に諸商人長崎え入べからずい。糸のね相定候上者
萬望次第商賣いたす可者也。

慶長九年五月三日

本多上野介判
板倉伊賀守判

——絲亂記卷一

歐洲形船建
造事蹟

是頃、幕府新ニ歐洲形船ヲ建造シ、是ヲ淺草川○武藏國ニ繫留ス。○ウイリアム・アダムス書翰。慶長見聞集。通航一覽。文政町方書上。府内誌殘篇。港灣篇第一參照。

歐洲形船建
造事蹟

歐洲形船建造 歐洲形船ハ、家康、英人ウイリアム・アダムスニ命ジテ造ル。

○上 其後四五年ノ間、皇帝○德川家康ハ、以前ノ如キ特殊ナル場合ニ、余ヲ招致シテ、種々下問有リシガ、或時余ハ一小船ヲ建造ス可キ命ヲ受ケタリ。元來余ハ造船工ニ非レバ、從テ其ニ關スル智識モ乏シキ旨ヲ答ヘタルニ、皇帝ハ、兎モ角モ盡力セヨト命ジ、結果不良ニ終ルモ苦シカラズト云ヘリ。故ニ其命ニ從ヒテ積載約八十噸ノ船一隻ヲ建造シ、其形式一切ハ、全ク歐洲風ニ則リシニ、竣工後、皇帝ハ親シク乗船シテ、大ニ之ヲ賞揚セリ。此事有リテ以來、余ハ一層信任セラレ、面謁シテ常ニ下賜品ヲ受ケ、聽テ日本ニボンドノ米ト共ニ、年々約七デユカツトノ多額ナル俸祿ヲ受クル事ト爲レリ。斯クテ余ハ更ニ幾何學ノ諸要點或ハ數學ノ解法、其他ヲ教授シテ、一層ノ寵遇ヲ受ケ、遂ニ皇帝ヲシテ余ノ言ニ抗セシメザル程ニ滿悅セシメタリ。○中略。

扱余ハ余ガ嚮ニ建造セル船ニテ一二回航海セン事有リシガ、皇帝ハ更ニ一船ヲ建造ス可シト命ジタレバ、余ハ新ニ積載約百二十噸ノ船ヲ造リ、其ニ乗シテ都ヨリ江戸ニ航行センコトモ有リキ。其距離恰モロンドンヨリリザード崎或ハラランヅ、エンド岬ニ至ルガ如シ。

——ウイリアム・アダムス書翰○一六二一年（慶長十

而シテ該歐洲形船ノ建造地ハ、伊豆國伊東ノ地タリシコト、慶長見聞集記ス所ノ如シ。

見しは昔、慶長年中、家康公唐船を作らしめ給ひ、淺草川の入口につなかせ玉ふ。かゝる大船をつくり海にうかへる事、汀にては人力も及がたかるべし。いかやうなる手たて有て出るや、さらに分別に及ず。○中 先年作らしめ給ふ淺草川の唐船は、伊豆國伊東といふ濱邊に在所にあり。是こそ唐船作るべき地形なりとて、其濱の砂の上に柱をしききたいとして、其上に舟の敷を置、半作の比より砂を堀あげ、敷臺の柱をこしづつさげ、堀乃内に舟をおき、此舟海中へうかへる時に至りて河尻をせたとめ、其河水を船の有堀へ流し入、水の力をもて海中へおし出す。此たくみを昔鎌倉の人はしらざるや。

——慶長見聞集

淺草川歐洲形船繫留 斯クシテ建造セラレタル洋形船ハ、是ヲ廻漕シテ、淺草川ニ繫留センコト、上文「慶長年中、家康公唐船を作らしめ給ひ、淺草川の入口につなかせ玉ふ」ト見エ、○下略。通航一覽ニ

慶長のはしめ、伊豆國伊東賀茂郡に屬す。において唐船を造らしめ、江戸淺草川に繫せ給ふ。同六年の秋、上總國大湊浦に呂宋國の船漂着せし時此御船を賜はりて歸航せしめらる。○中略。

淺草川歐洲
形船繫留事
蹟

ト有リ。

當時ノ繫留所ハ、其所ヲ明ニセズト雖、文政町方書淺草黒船町書上ニ、

黒船町○市内
淺草區。

一、右町之儀者、御年貢地に有、當時中村八太夫様御代官所、往古武州豊島郡峽田領石濱庄新町村と申、其昔石濱に有之稲、阿蘭陀船來朝、其後正保四丁亥○紀元二
三〇七年。中又候黒船來朝、依之右村に有之稻荷を黒船稻荷と申、町名の儀淺草黒船町と唱來由申傳。

ト爲シ、又府内誌殘篇ニ、

黒船町○市内
淺草區。此地昔ハ石濱庄新町ノ内ニテ大川ノ流海ト連リ廣漠ナリシ時、阿蘭陀ノ黒船此濱ニ著岸セ

シ事アリ。正保四年ニモ又來著セシ故商家ヲ造ルニ及テ直チニ町名トセリト傳へ、且北隣諏訪町ニ黒船番屋鋪蹟アリ是著岸ノ時番ノ者ヲ置レシ遺名ニテ證トスヘシト云フ。按スルニ黒船ノ此地ニ漂著セシト云ハ未他ノ所見ナシ。見聞集ニ慶長年中唐船ヲ摸シテ造ラシメ給ヒ淺草川ノ入江ニ繫キ置シコト見ユ。

又長崎實錄ト云書ニ正保九年奥州南部ニ漂著セシ蘭人五人召ニ依テ江戸ニ來リ暫ク滞留セシ由載タレハ恐クハ此地草創以前ニ著岸セント云フハ慶長中ニ造ラレシ唐船ノコニシテ正保中漂著ト云ルハカノ蘭人五人滞留ノ時此地ニテ寓舎ヲ賜リシヲ直ニ此岸ニ著セシ如ク誤傳フルナラン。黒船番屋鋪○淺草
諏訪町。ト云ヘルモ彼蘭人ヲ警衛セシモノ、居蹟ナルヘシ。

ト曰フヲ觀レバ、或ハ今ノ黒船町附近ニ在リタル歟ト思ハル。

而シテ該歐洲形船ハ、後、幕府前フィリッピン太守ドン・ロドリゴニ賜ヒ、慶長十五年六月十三日、京都ノ商人田中勝介ヲ同乗セシメテ、新西班牙へ向ケ江戸湊ヨリ發航歸還セシム。

余ハ余カ嚮ニ建造セル船ニテ一二回航海セシ事有リシガ、皇帝ハ更ニ一船ヲ建造ス可シト命ジタレバ、余ハ新ニ積載約百二十噸ノ船ヲ造リ、其ニ乗ジテ都ヨリ江戸ニ航行セシコトモ有リキ。○中
略。此ノ新造船ハ、一千六百九年○慶長
十四年。ニ至リテ、マニラ太守ニ貸與シ、乗組員八十人ニテアカブルカニ航セシメタリ。

是ヨリ先一千六百九年サン・フランシスコト稱スル約一千噸ノ大船北緯三十五度五十分ニ當ル日本ノ海岸ニテ難破セシガ、抑此ノ大船ハ、洋中ニテ暴風ニ遭ヒ、主樁折レ、船體破レテ、日本ノ海岸ニ避難シ、夜ニ入りテ海岸ニ打上ゲラレ、遂ニ難破ノ厄ニ遭ヒタル者ニシテ、乗船者中三十六人ハ溺死シ、救ハレタル者三百五十人ナリ。船客中ノヴァ・スバニアニ歸ラントスルマニラ太守有リ、余カ建造船ニテ一千六百年○慶長
十五年。アカブルカニ赴ケルハ、即チ是人ナリ。一千六百十一年此ノ太守ハ、使節ヲ伴ヒテ再び日本ニ來リ、他ノ船ト數多ノ贈物トヲ獻ジ、厚ク前年ノ好意ヲ謝シ、又皇帝ノ船ノ代價トシテ、物品及金員ヲ贈レリ。其船ハ今ヤイスバニア人ノ所有ニ歸シ、目下フィリッピン群島ノ附近ニ在ラム。○下
略。

——ウイリアム・アダムス書翰○一六二一年
十月廿二日付。

又予に所有の船を給し、必需品購入の資として、カスチリヤ○イスパニ
ヤを云ふ。金にて四千ドカドを貸與し、又右の船は予の考次第、彼地○アカブ
ルコ港。にて之を賣却し、賣上高を以て商品を買入れ、送付することを命じたり。右の如き寵遇を與へたる後、皇帝は、予に宮廷を辭して、其子皇太子の宮廷に向ふ事を命ぜしが、彼も

亦我等の君なる國王に書翰及び進物を贈り、總督にも亦之を贈りたり。而して同地にて予が乗船サン・ブエナベンツォラ San Buenaventura の出港準備を整へ、必要なる物を悉く與へたれば一六一〇年八月一日○慶長十五年六月十三日出帆し、南の海にて嘗て見たることなき幸運の航海を遂げ、同年十月二十七日○我が九月十一日カリフォルニアの入口に在るマタンチエル Matanchel 港に着きたり。

——ドン・ロドリゴ日本見聞録○異國叢書所收

田中勝介○東遷基業、勝成ニ作ル。當代記ニハ、米屋リウセイト有リ。外國入津記ハ洛の朱摩隆成トシ、泉州堺の産小田助左衛門ト註ス。便乗ハ駿府記「今日○慶長十五年九月廿二日紫羅紗其長十三間内藤主馬□□自御庫取出之。是御鷹野可裁御羽織也。東海之中、有濃毘須般國、自古未通。去年京町人田中勝介、就後藤少三郎望渡海、今夏歸朝、數色之羅紗並葡萄酒持來。件紫紗其一也。其海路八九千里云々。」ト記シ、如官日簿抄○通航一覽收。「慶長十五庚戌年、東海中有濃毘須般、自古不通、京の町人田中勝助望て渡る。同十六年夏歸朝、數多羅紗葡萄酒持來獻駿府。海上八九千と云々、重て渡海無用の由、日本人へ示之。」ト記ス。

〔參考〕

當時我造船は、家康の獎勵により海外通商の發達と共に、歩を進めて益々盛に彼の海外渡航船の如きは其の構造に其装置に頗る堅牢壯大を極むるに至り、舳船船底施すに漆髹を以てし、或は支那形を摸し、或は西洋形を採り、或は折衷形を出して船形亦頗る多様なりき。故に當日の我が外國貿易船たる御朱印船は、秀吉時代に僅に九艘に過ぎざりしもの爾來漸く其の數を増して、徳川初代には實に百九十七艘の多きを見るに至りぬ。されば其の船舶の多様なる日本前と稱するものあり唐船造りと稱する

ものあり。「みすつゝいす」造りと稱するものあり。而して此の唐船造りは、更に之を支那形と西洋形との兩種に分てり。彼の徳川家康が墨西哥航海に用る、伊達政宗が海外渡航に用ゐたる實に此の西洋形なりとす。

支那形は又別に花形船とも呼ばれて最も博く用ひられ、日本前船は此等兩種の諸制を斟酌折衷して、製作したるものにして、尤も完全なる船舶なりき。

「みすつゝいす」造の構造に付傳ふる所によれば、

船の長十五間乃至二十間、大は荷物二百萬斤、中は百五十萬斤、小は百二十萬斤を積む。造り方帆具唐船に同じく、底深くして舵に數ヶ所大なる鐵の肘を打ち、其肘を受くる所に又大なるつばをうちて舵をはむ。船の上廻を赤く丹土色に塗る、又油漆の類をぬるあり。船底水に入る所は總て油石灰にて白くぬる、艫に短き檣ありて遣出しといふ。之に帆をかく、又本帆、彌帆の上に更に帆をかく、之を高帆といふ。高帆、遣出の帆とも木綿なりとぞ。

かくて當時に於ける此等遠洋渡航船の船積は、大凡百卅萬斤乃至二百萬斤の積量を有し、其大さは長二十間内外幅九間内外にして約人員三四百人を容るべく、二本若くは三本の桅檣に幾多の布帆を装ひ、角倉與市殿艦、長さ二十間横九間の船にて、人數三百九十七人乗りゆ。(天竺徳兵衛渡天物語)

或は海賊を禦くべき装置として、左右兩舷に大砲を備へ、又檣樓を設けて、敵を狙撃するの便を有したる者ありき。而して此等の船舶は其旗章として朱の丸の旗を翻し安南、暹羅、呂宋、東埔塞及び西洋等に航行したるものにして、松浦法印、島津義弘、加藤清正、鍋島直茂、五島盛利、長崎の末次平

藏、船本彌平次、荒木總右衛門、糸屋徳右衛門、堺の伊豫屋良千、京都の角倉與市、同大膳、茶屋四郎次郎、末吉孫左衛門の如きは、當時の大船所有者として知られたるものなりき。乃ち京末吉孫左衛門の船は、長二十間にして、艫に宮殿風の樓閣を築き、三本の櫓を立て、帆は板、木綿を併用したりといひ、角倉與市の船は、長二十間幅九間にして、三百九十七人を乗せたりと云ひ、山田長政が其軍艦を圖して、駿州府中の淺間神社に寄進せしものも其形之に類似し、然かも亦現今の洋形帆船の如くにして、其艫部の左右舷に鐵砲を裝置し、三本の櫓と之に人を立たしむべき檣樓とを設け、且つ多數の櫓をも具へきと云ふ。亦以て當時我勇敢なる國民をして泰然東西の大洋に跳梁せしめし船舶の技工と航海力の壯大とを察知するに餘あるべし。

かくて我が海運も造船術も、漸く旺盛に冲せんとせし時しも、幕府が禁教の結果國民の海外渡航を杜絶せしめんがため寛永十二年五百石以上の船を沒收して、亦之を製作するを禁せしかば、我が造船術は、一時茲に蹉跌し、遂に永く萎微退縮するに至りたりき。されば此の時に於て、我が堅固巨大なる船舶の二桅以上のものは禁止せられて悉く一桅船となり、船底の龍骨は廢せられ、舵は大になりて船體脆弱に震蕩し易く全く遠航に堪ゆべからざる地廻船とはなりぬ。蓋し僅に少風浪にあふも、船體の動搖激しく、動もすれば覆没の患ある船舶にありては、誰れか航海操船の術に長し、冒險敢爲の氣に富むとも何ぞよく其生命を托して遠洋波濤の間に横行し得べきぞ。かくの如くにして我が航海造船の術は、忽ち阻遏し永く其餘殃を後世に残したり。近世我が海運の不振なる實に茲に胚胎すといふべし。

— 海の大日本史 下巻

慶長九年甲辰○紀元二二六四年。二月四日乙酉○乙酉、三正綜覽。幕府命ジテ、東海・東山・北陸諸道ノ

道路ヲ修シ、三十六町ヲ以テ一里トシ、道ノ幅員ヲ五間トナシ、日本橋○市内日本橋區ヲ

起點ニ、一里毎ニ方五間ノ里塚ヲ築カシメ、諸街道交通ノ安全ト便益トヲ圖ル。當○

代記。慶長見聞集。慶長年錄。家忠日記追加。開見集。落穂集。永田幾三郎家傳。東照宮御實紀。國史大辭典。寛政重修諸家譜。御用達町人由緒書。中邑世紀秘説。津輕一統志。上杉年譜。細川家記。求麻外史。東京地理志料。寛永諸家系圖傳。奥相秘鑑。佐竹氏記録。武徳編年集成。新編相模風土記。駿國雜志。新編常陸國誌。佐州年表。近代世事談。若格隨筆。雨窓閑話。地方凡例錄。江戸圖正大全。大日本史料。佐野氏記録。大日本驛遞志考證。

海道修築里塚築造 是レ幕府交通政策ノ第一着歩ニシテ、江戸ヲ中心ニ諸道交通ノ容易圓滑ヲ圖ランガタ

メ、一里ヲ三十六町ニ一定シ、江戸日本橋ヲ起點トシテ、一里毎ニ里塚ヲ設ケ、道傍ニ松樹、里塚ニ榎樹ヲ植ウ。○復選定ニツキテハ、大久保長安ノ間諜リトナス傳説アレドモ、元來復ハ其根柢ク廣マ道路ノ私領ヲ通ズルモノハ、是ガ構

築ヲ地頭ニ命ジ、公領ヲ通ズルモノハ、代官ニ命ジテ、築造ノ事ニ從ハシム。○東照宮御實紀。又幕府任ズル所ノ奉行者ニ對シテハ、公私領ノ別ナク其ノ命ニ應ジテ人足ヲ差シ出スベキ事ヲ令シ三郎家傳。以テエヲ督セシム。

此工、沿道ノ諸侯命ヲ受ケ、負擔シテ事ニ當リタルハ言ヲ俟タズ。○上杉年譜。中邑世紀秘説。奥相秘鑑。而シテ此事業ノ管掌者ハ、大久保石見守長安ヲ總督トシ、東海道及ビ中山道ハ永井彌右衛門白元、本多佐太夫光重、コレヲ奉行シ、東山道ハ、山本新五右衛門重成、米津清右衛門正勝コレヲ奉行シ、江戸町年寄樽屋藤左衛門、奈良屋市右衛門コレニ屬シテ、エヲ督セリト云フ。○慶長年錄。東照宮御實紀。然レドモ一里塚築造奉行ノ氏名ハ、諸書必ズンモ同一ナラズ。朝野舊聞哀稿所收永田幾三郎家傳及ビ寛政呈譜ニハ、東海道、東山道、北陸道一里塚奉行

トシテ永田勝左衛門重眞、太田庄兵衛(重吉歟)ノ二名ヲ擧グ。○兩黨閥語ノ如キト。蓋シ諸道其人ヲ異ニセシヲ以テ、彼ヲ傳ヘ、是ヲ逸シ、若シクハ五ニ混同セシナラン歟。東山道ヲ奉行セシ、山本、米津二氏ニ就テハ、本條ノ事、寛政重修諸家譜、略譜共ニ所見ナシ。○大日本史料。

里塚築造ノ月日

里塚築造ノ月日ニ關シ三説アリ。一、慶長九年八月ト爲スモノ。○當代記。二、同年二月四日トナスモノ。○家忠日記。落穂集。東三二、同年中トシテ月日不明トナスモノ。○慶長見聞集。慶長年録。是也。大日本史料ハ、右ニツキ「本條ノ事、當代記、創業記考異ニハ八月ニ係ケ、下ニ出セル家忠日記増補、落穂集等ニハ二月トセリ。其五月ニ成就スト云ヘルガ如キハ、頗ル疑ハシ、今姑ク次ニ掲グル慶長見聞集等ノ、九年トシテ月ヲ書セザルニ從フ、」トテ、第三説ヲ採リ月日ヲ記サズ、單ニ慶長九年中ノ事トセリ。國史大辭典ハ、諸説ヲ掲ゲテ、便宜上東照宮御實紀ニ從ヒ、第二説ノ二月四日トナス。今ソノ何レヲ的正ナリト斷ズ可カラズト雖モ、茲ニハ二月四日ニ配ス。蓋シ家忠日記追加、落穂集、東照宮御實紀、中邑世紀秘説、上杉年譜、細川家記、求麻外史、佐竹氏記録、駿國雜志、新編相模風土記稿類記スル所ニ據レル也。

里塚成就ノ月日ニツキテハ、東照宮御實紀其他諸書五月トナセドモ、諸道同時ニ竣工ヲ見タリトモ思ハレズ、或ハ一部豫定路ノ竣工ヲ言フ歟。永田幾三郎家傳ニ、奥州一里塚奉行下命ノ御朱印ニ七月初日トアルヲ見レバ、五月下旬全道竣工ノ事愈々疑フベキト同時ニ、七・八月ニ至リ猶ホ補修工事、工績巡檢等ノ行ハレタルモノアリ。因テ第一説タル八月説ヲ生ジタルモノニ非ザル歟、詳ナラズ。

又里塚築造ノ年次ヲ慶長十七年トナスモノアリ。御用達町人由緒書、地方凡例録ノ類是也。其ノ誤リナリト思ハル、ハ、家忠日記、慶長見聞集其他諸書悉ク、是ヲ九年トナシ、朝野舊聞哀稿ノ如キモ既ニ御用達

町人由緒ノ記事ヲ疑ヒテ、「恐クは今年○慶長九年大久保長安、永井白元等が下に屬して此事を奉せしを、後に年代を誤りしなるべし」ト云ヘリ。或ハ然ラズ。

而シテ里塚築造ハ、東海道・中山道・奥州海道ニエヲ進メ、尋イデ西南諸道ニ及ビタルモノ、如ク、津輕一統志ハ「此年五畿七道モ司職ノ者蒙台命勤之」ト記シ、求麻外史ハ「慶長九年甲辰春二月、幕府下令東北三道每里置塚、○中略既而西南四道、亦皆倣之」ト記録ス。而シテ一里三十六町ノ定制全國ニ施行セラレタル次第ナレドモ、官道以外ノ邊境ニ於テハ必ズシモ然ラズ。佐州年表ハ「此年、東海、東山、北陸道ニ一里塚を築ク。當國○佐渡國ハ其事を爲すに違あらず、今に至て五十町一里なり」ト云ヒ、地方凡例録マタ「一里三十六丁ト云モ、未行渡國々有、伊勢國ハ五十丁一里多シ、紀伊國ニモ伊勢近キ所ハ五十丁一里有、九州ノ内肥後・肥前等ニモ五十丁一里ノ所モアリ、併九州ハ多分三十六丁一里也。四國ノ内ニ四十丁一里ノ所モアリ、奥州白川領ヨリ東ハ、總テ六丁一里也」ト述ブ。以テ推スベシ。

里塚築造、沿道植樹、里程一定ガ、庶人ノ行旅ニ與ヘタル便益ハ、雨窓閑話ニ「是誠に不易長久の遠慮なり、今において、往來の旅人歡ぶ事限をなし。其並松の間をゆけば、夏ハ日をよけ暑を凌ぎ、冬ハ風を除け散らして惱なし。其上一里塚といふものあれば、今一里ノ一と思ふ競ひ心の、一圃に此塚をたのしみに、道のはかどり格別にして、遠近をはかり、行程の便にする事、天下の人大なる爲なり」ト云ヘルニ審ナリ。諸書本條ニ關シ傳フル處左ノ如シ。

里塚築造、諸書載スル所左ノ如シ。

當月○慶長九年(紀元二二六四年)八月中、關東從右大將秀忠公○德川諸國道路可作之由使相上、廣サ五間也。一里塚五間四

塙塚をきづかしむ。此時又改めて江戸日本橋を道程の始と定め、七道に塙塚を築かれしとぞ。其時大久保石見守(長安)に、塙樹にはよい木を用ひよと仰ありしを、長安承り誤りて榎木を植しがいまにのこれりとぞ。(落穂集、武徳編年集成)

——東照宮御實紀卷八

道幅五間
塙方五間

是月○慶長九年九月是ヨリ先喪亂ノ久キ里程度ナシ、織田信長有志ニ命シテ其封内ノ里程ヲ定メ塙ヲ築キ之ニ樹ルニ松及榎ヲ以テス。是ニ於テ以テ準トシ、東海、東山、北陸三道ノ道路ヲ修シ、塙ヲ每三十六町ニ築ク。道路其幅五間、塙其方五間後西南諸道モ亦此法ニ倣テ以テ之ヲ置ク。○落穂集。天寛日記。武按スルニ家忠日記ニ慶長九年山本新五左衛門、榎木清右衛門東奥ノ驛路ニ一里塚ヲ築カセラル。此年五畿、七道モ亦司職ニ令シテ之ヲ築カシム。云々。又雨窓閑話ニ三代將軍ノ時諸國大ニ旱シテ死スルモノ其數ヲ知ラス。殊ニ往來ノ旅客行歩ニ堪ヘスシテ死スルモノ多シ。之ニ依テ土井大炊頭利勝ニ命シテ諸道路傍ニ松ヲ植ヘシメ旅客ノ助トナス。然レ路次行先モ行先モ皆松原ノミニテ旅人退屈センコトヲ思ヒ大炊守ノ了簡ニ一里塚トイフ者ヲ築キ置ハ然ラン。乍去松ハ路傍ノ並松ニ紛シケレハ如何スベキト上意ヲ伺ケレバ大炊頭カ申ス所至極理ニアタレリ。一里塚ニハ餘ノ木ヲ植サセヨト仰アリシヲ大炊頭老年ニテ耳遠ク餘ノ木ヲ榎木ト聞誤リ榎木ヲ植ヘタリ云々。

——大日本驛志考證

相馬大膳大夫利胤

一、同○慶長九年九甲辰年○紀元二二六四年

一、二月○慶長九年(紀元二二六四年)秀忠公○德川々東海道奥州街道○奥州街道五月(○慶長九年(紀元二二六四年)成就)一里塚築候様被仰出三十六町

三郡○陸奥國宇多郡。標葉郡。處々築之。此時土井大炊頭○和一り塚え松を植可申哉と伺所、餘の木を植よと被申○落穂集ノ申○下稍異リ。いを受違、榎木を植申○和い。

——中邑世紀秘説

○相馬舊記ニハ「一、同年(○慶長九年、紀元二二六四年)東海道、越後、奥州共ニ一里塚築立候様被仰付、宇多、行方、標葉三郡(○磐城國)築之」下有リ。

慶長九年○紀元二二六四年。台命トシテ山本新五左衛門・榎木○朝野舊聞異稿云下向、東奥ノ驛路ニ一里塚ヲ築セラル。○朝野舊聞異稿云下向、東奥ノ驛路ニ一里塚ヲ築セラル。

——津輕一統志

同年○慶長九年(紀元二二六四年)。春二月四日、秀忠○德川諸將ニ命ジ、東海道及越後・奥州海道ニ里塚ヲ築カシム。五月下旬○慶長九年(紀元二二六四年)ニ漸ク落成ス。此ニヨリ米澤○羽前國。福島○岩代國。ニ於テモ、里塚ヲ立ベキ旨公命アリ。○上杉年譜勝譜。

慶長九甲辰○紀元二二六四年。二月、神君○德川命ジテ東海道・越後・奥州ニ一里塚ヲ築カシム。五月○慶長九年(紀元二二六四年)其功成。

——佐野氏記録○大日本史料所收。

今年○慶長九年(紀元二二六四年)。家康公○德川東海道を始め、諸道一里塚を築き、里敷を定め、木を植、驛路人馬の賃

錢等を御定被成ゆ。

慶長九年甲辰○紀元二二六四年。春二月、幕府下令東北三道、每里置塚、用織田氏故法、以三十六町、爲一里、樹以松及榎、既而西南四道、亦皆倣之。

細川家記

當家累代御奉公之事

求麻外史大日本史料所收

大膳大夫利胤御代、慶長九年、東海道、并越後、陸奥兩國一里塚築、間合三宇多、行方、標葉三郡仰ヲ承テ築之。

奥相秘鑑五

慶長九甲辰二月、神君命ノ、東海道、越後、奥州ニ一里塚ヲ築カシム。五月其功成。

佐竹氏記録

慶長九年○紀元二二六四年。二月四日、江戸より諸方への道中筋、一里塚を築しめらる。大久保石見守○長。是を奉行、同年○慶長九年(紀元二二六四年)。五月下旬悉く出来、大久保石見守○長。一里塚の上に何にても木を植いては如何と

被相伺ひへば、一段可然との仰に付、何木を植させ可申と重て被相窺ひ處、よい木を植させゆ様にと仰にゆを、石見守は榎木をうへよとの仰と聞違、精をして榎木を植させゆとあり。○朝野舊聞異稿云フ。此書安のみ此職ヲ奉ぜし如くしるしたれども、此頃長安は佐渡銀山を奉行したれば、恐らくは北陸道のみを奉行せしなるべし。

落穂集

白元○永井

慶長九年○紀元二二六四年。台徳院殿○徳川秀忠。海道え一里塚を築しむ。時に白元○永井。本多佐太夫○光重。と中仙道をつかしめてかへる。又仰によりて諸道一里塚の成否を改見て歸る。

寛永諸家系圖傳

永井白元○永井、彌右衛門、監物。慶長七年より、台徳院殿につかへたてまつり、御側に勤仕す。九年○慶長(紀元二二六四年)。東海、中山、をよひ陸奥、越後等の海道に、一里塚を築かしたまふとき、本多佐太夫光重とともに、この事をうけたまはりて、中山道におもむき、これを築かしむ。功成てかへるとき、又鈞命をかうふり、諸道におもむき、一里塚を檢す。

寛政重修諸家譜六百二十三

光重○本多

東海中山をよび陸奥・越後等の海道に一里塚を築かしたまふるとき、永井監物白元とともに、この事をうけたまはりて、中山道におもむき、功成てかへるとき、又鈞命をかうふり、諸道の一里塚を巡檢す。

寛政重修諸家譜

一、慶長十七子年○紀元二二七二年。東海道・中山道一里塚出来ゆ御用、樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門兩人を被仰付ゆ。先祖藤左衛門道中を罷越、差圖仕、築立させ、罷歸ゆ節、銀子拜領仕ゆ。○上略。

享保十年巳八月

町年寄

樽屋藤左衛門印

御町方

御番所

御用達町人由緒書所收町年寄由緒書

略。上。東海道、中仙道、一里塚御用、略。中。樽屋藤左衛門書付御坐候間、略。中之申上候。以上。

享保十年巳八月

町年寄

奈良屋市右衛門印

御町方

御番所

御用達町人由緒書所收町年寄由緒書

慶長九年○紀元二二六四年東海道・東山道・北陸道・一里塚奉行永田勝左衛門重眞被仰付。○寛政呈請二八一奥州壹里塚奉行被仰付は、右御用ニ付御判物トシテ、左ノ文書ヲ載ス。文書申宛名「分國中」ト有リ。

就路一里塚申付、太田勝兵衛○太田庄兵衛尉重吉殿・永田庄左衛門○重眞差遣い。何れ之知行方之内たりと云共、彼奉行次第、人足可出之者也。

七月朔日○慶長九年(紀元二二六四年)

御朱印

永田幾三郎家傳○朝野菴閑哀稿所收

重眞○永田。○呈請、重勝。

永田重眞勝左衛門。今の呈請重勝につくる。○中。文祿四年、台徳院殿に付屬せられ、○中。そのうち、御使番となり、慶長九年○紀元二二六四年東海、東山、北陸の三道に一里塚を築かしめらるゝのとき、太田勝兵衛某とおなしく仰をうけたまはり、陸奥におもむきその事を奉行す。

寛政重修諸家譜千五十六

二月四日、台徳公、東海、東山、北陸三道に一里塚ヲ築シメ玉フ。天正ニ、織田信長分國ノ中、一里塚ヲ築シム。其迄ハ里數ノ名ノミ有テ、一里ノ町數定メザリシヲ、地ノ三十六禽ヲ表シ、三十六町ニ究メ、塚ノ上ニハ、榎ヲ植ラル。此度モ准ゼラルベキ旨、有司ニ命ゼラル。中夏ニ至テ、諸國ニ於テ其功ヲ終ル。

武徳編年集成五十

官路 慶長九年二月、始テ、大久保石見守長安奉ハリ、江戸ヨリノ行程ヲ計リ、往還ノ左右ニ里塚ヲ築キ、各榎樹ヲ栽ウ。○注文。國中ニ築ク所數所、今現存スルモノ二十一、中古廢スルモノ、其遺蹟存亡一ナラズ、委シクハ各其地ニ就テ記載スレバ、茲ニ贅セズ。

新編相模風土記稿二 建置沿革

東海道 慶長九年二月四日、神祖、台徳院殿大樹の兩君命有テ、東海、東山兩道ノ驛路を修し、封堠を築せらる。大久保石見守長安奉行たり。時に塚上に松を植べきや否を伺ふ。仰に曰、他ノ木を植よ、長安誤り聞テ榎を植ゆ、然らず、松ハ御稱號を憚る也云々。此説うけかたし、榎ハ、其根深く廣こりて、塚崩れす、故に此木を植しならん。○中。是行人往來の里數をはかりて、旅泊の遲速なからしむる也。其里數

霸都時代

六七三

信里長塚ノ例築クニイフズトイハレ

榎ヲ植エシメテ緣ノ由ニシテ

ハ、屠兒の住地を除て計るを例とするとぞ。

駿國雜誌十二

里程計
算ニハ
穢多村
ヲ除ク
一里山

一里塚 大道、中路、凡テコノ塚アリ。三十六町ニシテ、道路ノ左右ニ必スコノ塚ヲ置ク。墳上榎樹ヲ植ユ、古クハ一里山トモ云シニヤ。延寶路程記ニハ、一里山トアリ。此塚ヲ始メ置カレシ時代、諸説多シ。一ニ云信長ノ時ナリ、一ニ云秀吉ノ時ナリ、皆非ナリ。一ニ云神祖ノ御代ナリ。信長ノ時ト云モノハ是ニアラス、何トナレハ、信長武將ノ位ニ居ルトイヘトモ、未タ天下ヲ一統スルコトナクシテ薨ス。且、關東奥羽三十六町ヲ以テ一里トスルモノハ、秀吉ノ制ナリ。信長ノ時置カレシト云モノ、非ナルヲ知ルベシ。

新編當陸國誌三十八
墳墓下。

一里塚 正親町院天正年中、一里の行程を定玉ふ。地の三十六禽を表して、三十六町を一里とす。諸國に一里塚をつかしまむ。しるしに松杉をうゆへきやと、信長公へうかふに、餘の木をうゆへしと也、かしまつて榎を植たり。よの木ゑのきの聞たがへなりと云傳ふ。○下略。コノ説ニツキテハ、下ノ地方凡例録ニ其辨アリ。

近代世事談 雜事門。

○上略。下ノ北史章孝寬傳等ノ事ヲ記セリ。 信長公命ニ、松杉ハ並木ニ等シ、餘ノ木ヲ栽ヘシトノ玉ヒシヲ、餘ノ木ヲ榎木ト誤シト云ヘトモ、密ニ考ヘルニ、榎ト槐ト、其木相似テ、槐ハ少ニ榎木ハ多キモノユヘ、得ニ安ク、尤松杉ト異ニシテ、ヒカケヲナシテ、大木トナルヲ以テ、槐ニ代テ塚ノ木トナセンナルヘシ。

蒼梧隨筆 古今旅行異同辨。

一里塚
ノ利便

一里塚始 御三代目將軍家の御時、諸國早して死する者數をしらす、別して往來の旅人、道をさりあへずして死せり。是に依りて、土井大炊頭利勝侯、上意を經給ひ、往還筋道の左右へ松を植ゑしめ給ふ。大に旅行の助となれり。然れども、行く先も皆松原のみにて、旅人の退屈せん事を思ひおかり、かさねて大炊頭殿御了簡にて、一里塚と云ものを築き、一里づゝに拵へ置くらハしかるべからん。されども、松ハかの道端並松とまがひもすべき間、如何すべきと上意を伺ひけるに、大炊頭申す所、尤至極理にあたり。一里塚にハ、餘の木を植ゑさせよと仰せ有しを、大炊頭殿、老年にて耳遠くおはしけれハ、餘の木を榎木と聞き誤りて、榎木を植ゑしめらる。今に一里塚に榎木を植うるハ此故なりとぞ。某の人曰く、是誠に不易長久の遠慮なり。今において、往來の旅人歡ぶ事限なし。其並松の間をゆけば、夏ハ日をよけ暑を凌ぎ、冬は風を除け散らして惱なし。其上一里塚といふものあれば、今一里と思ふ競ひ心の、一圖に此塚をたのしみに、道のはかどり格別にして、遠近をはかり、行程の便にする事、天下の人大なる爲なり。○下略。

雨窓閑話

一 壹里塚始之事

上古ハ一リノ法不定、里ヨリ迄ヲ一里ト云シナリ。仍テ間數ニハ悉ク長短アリ。中華ハ六町ヲ以テ一里トス。本朝モ是ニ倣ヒ、六町ヲ一里トサダメタル由申傳フト雖時代不詳、其遺風ニテ今モ奥州ハ六町一里、數モ六町ヲ以テ一里トス。中頃人皇百七代正親町院ノ御宇、天正年中三十六町ヲ以テ一里トキハメタル由、其頃一里毎ニ塚ヲ築シメ、印ノ木ヲ植サセラル、時、松杉ヲ可植ヤト時ノ武將信長公

へ伺シニ、松杉ハ類多ケレバ餘ノ木ヲウエ可ト有シヲ、役人聞違ヒ榎ヲウエ可ヨシ處々へ申ツケニ寄、今一里塚ノ樹スベテエノ木ナル由、世事談ニミュレドモ、一里三十六町ニサダマリタルハ、信長公時代ニモ有ベケレドモ、一里塚初リ國々へ築立、エノ木ヲウエタルコトハ台徳院様御治世、慶長十七壬子年、大久保石見守奉行トシテ、從江戸諸國へ道中筋一里ツカヲ築セラル。下掛リハ江戸町年寄樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門兩人へ被仰付、同年二月初旬ハジメテ五月下旬迄ニ、諸國一里ヅカ悉ク成就ス。依テ冢上ニ印ノ木ヲ植テハ如何ト、石見守伺シ所、一段可然トノ嚴命ニ附、何ノ木ヲ可植キト重テ窺シニ、ヨキ木ヲウエヨトノ命ヲ、石見守エノ木ト間違ヒ、統テエノ木ヲウエタル由、或書ニモ見エ、又樽屋・奈良屋ノ掛リタル事ハ、有徳院様御代、御府内其外國々諸事御糺明ノ節、享保十乙巳年八月、町奉行中山出雲守・大岡越前守へ、町年寄共由緒書差出シタル内ニ、一里ヅカ成就ノ上拜領物等迄アリ。委キハ江戸官鑰祕鑿ニ詳ナリ。信長公上方筋ハ一圓ニ雖被爲領、天正ノ頃ハ、關東ハ北條領、海道筋ニハ御當家川氏。今川、甲州ハ武田家等有之、戰國ノ時日本一統ニ一里ヅカヲ可被築様ナシ。世事談ノ説ハ、御當家ノ命ヲ信長公ノ時一里三十六丁ニ成タルニ附會シタル説成ベシ。海内國々ニアル一里塚成ハ、御當家ニ成テ出來タルコト歴然也。一里三十六丁ト云モ未行渡國々有、伊勢國ハ五十丁一里多シ。紀伊國ニモ伊勢近キ所ハ五十丁一里有、九州ノ内肥後・肥前等ニモ、五十丁一里ノ所モアリ。併九州ハ多分三十六丁一里也。四國ノ内ニ四十丁一里ノ所モアリ。奥州白川領ヨリ東ハ、總テ六丁一里也。一里ノ町區々成コト、其發不詳、案ニ天正年中、海内三十六丁ニ被命トイヘドモ、奥州・九州・四國等ノ片鄙、王命ノ行届カザル故、古來ヨリ仕來リヲ改メズ、今モ區々ノマチ數有ハ、國々古來ノ儘差置タルコトミ

エタリ。一里ノマチ數改リ、ツカニ榎ヲウユルコト前書ノ如ク記スト雖、懺成引書モ無、朱書等ニ相見エ、出ル處正カラザレドモ、申傳ニ任セ記置者也。

地方凡例錄卷六

此年○慶長九年東海、東山、北陸道に一里塚を築く。當國ハ、其事を爲すに違あらず。今に至て五十町一里なり。

佐州年表卷一 獲參 集八所載

オイワケ一リツカ○地圖ハ省略ス。

○コノ江戸圖ハ、元祿八年ノモノニシテ、オイワケハ、今ノ駒込追分ナリ。コノ他延寶四年、天和二年、貞享四年、元祿八年、同十一年、享保二年等ノ江戸圖ニモ亦見エタリ。

江戸圖正大全

諸國に一里塚を築かせしは、慶長九年○紀元二二六四年と云ふを正しとすべし。まか見えたるは、家忠日記追加卷十八に、「慶長九年○紀元二二六四年二月四日台徳院○徳川秀忠鈞命ニ依テ、東海道及越後海道奥州各一里塚ヲ築カシメ給フ。御家人是ヲ監ス。同年○慶長九年(紀元二二六四年)五月下旬ニ成就ス。」○徳川秀忠又武徳編年集成卷五十にも、「慶長九年○紀元二二六四年二月四日台徳公○徳川秀忠東海・東山・北陸三道ニ一里塚ヲ築シメ給フ。天正○紀元二三三三年ニ織田信長分國ノ中ニ一里塚ヲ築カシム。其時迄ハ里數ノ名ノミ有テ、一里ノ町數定メザリシヲ、地ノ三十六禽ヲ表シ、三十六町ニ究メ、塚ノ上ニハ榎ヲ植ラル。此度モ准ゼラルベキ旨有司ニ命ゼラル、

一五佐ナ一佐
里十渡シ里塚
丁ノ塚ニ

甲州街道ハ、日本橋○市内日に起り、吳服町○市内日より内曲輪○市内へ入り、八重洲河岸通り○市内外櫻田○市内を經、麴町通り○市内四谷門○市内を出て、四谷傳馬町通り○市内内藤新宿○武藏國より循路西行す。青梅街道も之に同じ。但、追分○武藏國より右へ分る。

陸羽街道は、日本橋○市内日に起り、室町○市内日より本町通り○市内日淺草橋○市内日を過、藏前通り○市内淺草寺前○市内より花川戸通り○市内山谷○市内を經て、千住○武藏國より北行す。陸前濱街道明治五年(○紀元二五三三年)に定めらる。も之に同じ。但、千住北組○武藏國より東に分る。○花川戸通り、今は馬道通りなる。

千葉街道は、日本橋○市内日より、本町通り○市内日淺草○市内千住○一部武藏國を經て、市川より東行す。然るに明治九年○紀元二五三六年に之を改め、本町○市内日より兩國橋○市内日を過て、本所相生町通り○市内五ノ橋町○武藏國より逆井○武藏國を經て、東行す。行徳街道と云も之に同じ。

東山道中山道ニ云は、東山道の中道の義なりミ、高田興藩云云。は、日本橋○市内日に起り、通町通り○市内日萬世橋○市内を渡り、本郷通り○市内追分○市内より巢鴨を經、下板橋○武藏國に至りて北行す。浦和道・川越街道も之に同じ。但、川越街道は、上板橋○武藏國より左に分る。

日光街道は、本郷追分○市内より駒込富士前通り○市内西ヶ原・王子・岩淵○以上武藏國を經て北行す。岩槻街道も之に同じ。四ツ木街道は、本所中の郷○市内より小梅・押上○市内を經て、龜有村○武藏國に至る。

相州中原往還は、白金猿町○市内より品川台町通り○武藏國大崎・桐谷・戸越○武藏國等を経て南行す。相州厚木道は、赤坂門○市内より、赤坂表町通り○市内青山○一部澁谷より、世田谷○武藏國を經て南行す。○南関東話云、青山百人町より、小田原(○相模國)へ往來するを中道と呼ぶ。昔の奥州道といふは、大抵北道筋なるべし。更に一筋上目黒・池尻・池澤(○武藏國)在原部)等を経て南行するものあり。

東京地理志料

一里塚 街道の一里毎、其標として路傍に築きたる塚を云。起源詳かならざれども、箕輪軍記に長野業政が、箕輪城にて病死することを述べて、我死せば一里塚同じにつきこめ、塔婆をも立つべからず云々とあり。これ永祿四年のことあれば(此書は永祿六年の撰なり)其以前既に一里塚の制ありしことを知るべし。成形成説は信長記を引きて、天文九年四十里を一里とし、里塚の上に松と檜を植ゑたりとあれど、信長記を檢するに、さる記事なければ、信を措きがたきに似たり。江戸時代に及び、慶長九年二月(當代記、創業記考異には八月とし、家忠日記以下の諸書には多く二月とし、大日本史料には共に之を疑ひて、月日不詳とするの可あるを説きたり。今暫く徳川實紀の説に従ふ)將軍、徳川家康命じて、東海・東山・中山等の諸街道を修理し、且つ一里塚を築かしむ。東海・中山の兩道は、永井白元、本多光重、東山道は山本重成、米津正勝奉行し、町年寄榊屋藤左衛門、奈良屋市右衛門等、これに屬してその事を務め、大久保長安之を總督し、其外公領は代官、私領は領主に沙汰し、五月に至りて成功す。而して塚に榎を植ゑたるに就きては(一)大久保長安が塚には何の木を植うべきやと將軍に問ひたるに、よい木を植ゑよとありしを榎と聞き誤しかりとも(二)又長安が松を植ゑては如何と問ひし、他

の木を植ゑよとありしを榎と聞き誤りしかりとも稱すれども、恐らくは附會に近し。駿國雜誌に、右の第二説を引きて、此説うけがたし榎は其根深く廣がりて、塚崩れず、故に此木を植ゑしならん」といへるもの、蓋し穩當の説あるべし。

國史大辭典

當時ノ街道及里塚ノ狀ハ、慶長十四年九月五日(或ハ三日)○西曆一六〇九年。舊フイリツピン諸島長官兼司令官、ドン・ロドリゴ・デ・ビベロ・ベラスコ Don Rodrigo de Vivero y Velasco 其任ヲ終へ、新イスパニアニ歸航ノ途、其乗船難破シテ、上總國夷隅郡岸和田浦田尻ニ漂着シ、江戸ニ上リ、尋イデ駿河ニ至ルノ間、親シク目睹セシ沿道ノ狀景ヲ叙述スル所ノ其著日本見聞録ニ描寫アリ。即ち左ノ如シ。

○上 四日を経て江戸より四十レグワのスルンガ Surunga ○駿河 の宮廷に向け出發せり。而して途中見たる所の諸市と其宏大にして珍奇なることに付語るべきものあれども、時を空費せざらんが爲め、只住民二萬ある所は之をアルデア ○江 村と稱し、一の宮廷 ○駿 戸より他の宮廷 ○駿 戸に到り、又駿河より都 ○駿 市に到るまで、距離百レグワを越ゆるに拘らず、無住の地は一レグワの四分の一もなく、通行者頭を擧ぐれば必ず人の往來を認むべく、通常貴地の我が町村に於て認むる如く多數なり。道の兩側には松の並樹あり。愉快なる蔭を作り、通行者の大陽に苦しめらるゝこと甚だ稀なり。又里數を尋ぬるに必要ならしめん爲め之を側り、一レグワの終る所には小山一つと二つの樹木 ○里塚 を置けり。若し一レグワの終端町の中央に當る時は、家屋を破壊して此標を置き、情誼に依りて之を延長し、又は短縮することなし。○「幕府は慶長九年に日本橋を中心とし三十六町一里として一里塚を各街道に築かしたるなり」

——ドン・ロドリゴ日本見聞録 異國叢書所收

官道駄賃始定

是月 ○慶長九年(紀元二二六四年)二月。又始テ官道ノ駄賃錢ヲ一里十六文ニ定ム。

○東照宮御實紀附録。大日本驛遞志稿。大日本驛遞志考證。聞

官道駄賃始定事蹟

見集。慶長見聞集。細川家記。

始テ駄賃錢ヲ定ム 諸書載スル所左ノ如シ。

又その頃、駄賃錢の定額なくて、行旅艱困するよし聞えたれば、衆に議せしめて一里十六文、その餘官道ならぬ所は、まし加へて賃錢定りしとぞ。一駄は四十貫目、乗懸は兩荷二十二貫目、乗主は十八貫、合せて四十貫、米一石も四十貫ありしとぞ。

——東照宮御實紀附録

又始テ駄賃錢ヲ定テ、一里十六文ト爲ス。

——大日本驛遞志稿

又始テ官道ノ駄賃錢ヲ定テ、一里十六文トス。私道ハ適宜ノ増賃錢ヲ出サシム旅人皆之ヲ喜フ。

——大日本驛遞志考證

今年 ○慶長九年。家康公、東海道を始め、諸道に一里塚を築き、里數を定め、木を植、驛路人馬の賃錢等を御定被成候。

——細川家記 十三忠興七

其後家康様 ○德川 御代に、江戸日本橋を道のはじめに被成、東西南北の國々へ繩をはり、これも三拾六

町は一里にして、一里ごとに塚を御つかせ、塚ごとの上に榎をうへ申す。雖然だちん錢の定り是をく
いまゝ、手間入て、はか行兼申す。上方かうしやの大名衆、江戸にて皆々御相談之上、一里十六文
づゝ、此外山川にはまし錢さしくはゝり、駄賃定り申す。

只今はだちんまし錢有之やうに承す。壹駄荷は四拾貫目、のりかけは兩荷貳拾貳貫目、乗主拾八貫目、
合して是も四拾貫目、米壹石も四拾貫目。

聞見集

上記東照宮御實紀附録、聞見集記ス如ク、駄賃定制ハ諸侯江戸へノ上下往來ノ便宜ニ基クモ、茲ニ街道交
通ノ制漸ク備ハリ、庶人行旅ニ益スル處大ナリシハ、慶長見聞集ニ左ノ記事アルニ依ツテ察スベシ。

盲目遠路をゐる事

見しハ今、江戸町ニ下岡才兵衛といふ人、京へのぼる、始ての道全れよき連もろかといふ所ニ、座頭
聞てわき此度官の爲上洛仕るけるえんニ、めくらを同道有てたべしといふ。才兵衛聞て道去れるつま
をこそ願ひつれ、めくらハ却て道のさまぬげとおもへ共、ちえんありとて同道し、品川よつきぬり。
然ハ河崎への駄賃錢出入ニ付て才兵衛馬主と問答し斷やむ事なし。座頭聞てあら専き問答カ罷、川崎
迄の駄賃定りてゆ程ニ、わきハ代物を渡し、馬を取たり、馬方申ごとく錢を渡し道を急ぎ給へといふ。
才兵衛聞て座頭めくらをきハ、京迄の遠路駄賃のきし引をバ、それ聞て渡を事不届者ありとま
るニ、座頭聞て我もじめての上洛をれど、江戸より京までの道のつも、馬次の在所を人よく尋覺へ
あり。其上一里ニ付て代物○錢十六文づゝの定りよてかくれなし、御存知なくバ語りて聞せ申さん。江

戸より二里参りて品川、是より二里半行て川崎、二里半神奈川、一里半ほどあや、一里戸塚、二り藤澤、
三り平塚、一り大磯、四り小田原、四り箱根、四り三島、一り半三枚橋、二り原、二り吉原、三り蒲原、
一り由井、二り清見、一り江尻、三り府中、一り鞠子、二り岡部、二り藤枝、二り嶋田、一り金谷、二
り新坂、二り掛川、二り半袋井、一り半見付、三り濱松、三り最坂、一り半荒井、一り白須賀、二り二
川、二り吉田、二り御油、一り赤坂、二り富士川、二り岡崎、三り池鯉鮒、三里鳴海、一り半桑名、三
り四日市、三り石薬師、一り半庄野、二り龜山、一り半關地蔵、二り坂下、二り土山、三り水口、三り
石部、三り草津、四り大津、三り京迄道、合百二十四里ありと云。才兵衛聞て盲目きどくに道を覺へと
りといへバ、座頭聞て、此上ハ京迄駄賃の指引をそめくら御まかせ給へとて、遠路駄賃の問答もあ、
目有人ハ、目くらを教らき、江戸より京迄のほり付たり。(下略)

慶長見聞集

彈左衛門ニ
傳馬支給

二月

○慶長九年甲辰(紀元二二六四年)

六日丁亥

○丁亥、三正綜覽

淺草ノ長吏彈左衛門ガ、鹿皮消柔ノ公用ヲ

辨ズルガ爲、江戸・小田原間九驛ニ命ジ、傳馬一匹ヲ出サシム。

○東照宮御實紀。大日本驛遞志考證。彈左衛門由緒書。

彈左衛門ニ
傳馬支給事

彈左衛門ニ傳馬支給

同○慶長九年二月六日

青山常陸介忠成、内藤修理亮清成、大久保石見守長安、長谷川七左衛門長綱、伊奈備前守忠次奉りて、
長吏(非人の長なり)彈左衛門に江戸小田原の傳馬下知狀をさづく。其文にいふ、江戸より小田原まで、

驛馬一疋を立べし。これは鹿毛皮白皮に製せしめられんためなれば、滯る事あるべからずと也。(由緒書)

東照宮御實紀卷八

九年○慶長甲辰(紀元二二六四年)二月東海道品川、神奈川、程ヶ谷、藤澤、平塚、大磯、小田原ノ七驛ニ令シテ淺草彈左衛門ノ爲ニ傳馬一匹ヲ出サシム鹿皮消柔ノ公用ヲ辨スルヲ以テナリ。彈左衛門由緒書

大日本驛遞志考證

彈左衛門代々所持之書物寶物

御傳馬壹疋、從江戸小田原迄、無相違可被立イ。是考鹿毛皮、白染○イ皮被成イ御用ニ參イもの也。○朝野稿五百四ニ收ムルモノニハ、御用ニして參る者也。仍而如件トアリ。

辰二月六日

青	常	陸	判
内	修	理	判
大	石	見	判
長	谷	七	左
伊	備	前	判
江	戸、品川、川崎、神奈川、		
程	ヶ谷、藤澤、平塚、大磯、		
小	田原、合九宿		

町奉行任命

三月六日丁巳○慶長九年(紀元二二六四年)○丁巳、三正綜覽。使番米津田政○勘ヲ江戸町奉行ト爲ス。○寛永諸家系圖傳。武家職

彈左衛門由緒

役傳。東武實錄。米津系譜。武德編年集成。米津家譜。

町奉行任命

町奉行任命 米津田政○勘慶長九年○紀元二二六四年ヲ以テ江戸町奉行ト爲ル。

米津勘兵衛○田慶長九年○紀元二二六四年ヨリ江戸町奉行ヲ勤ム。是ヨリ先キ大御番組頭ヲ勤メ、其後御使番ヲ役ス。

東武實錄寛永元年十一月二十六日條

米津勘兵衛田政

慶長九年○紀元二二六四年米津勘兵衛田政江府ノ町司ト成ナリ。是ハ味方原軍ノ時御旗奉行ニテ忠死ヲ遂シ小大夫政信子ナリ。

武德編年集成

田政、文祿ノ年間、台徳公ニ仕ヘテ使番トナル。○中略。慶長九年甲辰不詳。町奉行トナル。○寛政重修諸家譜同ジ。

米津家譜

江戸町奉行

青山常陸介忠成 米津勘兵衛田正、慶長九年、元御使番

諸役人系圖

町奉行、慶長九年○紀元二二六四年米津勘兵衛田正元御使番。

霸都時代

同○慶長九年○紀元二二六四年。江戸町奉行となる。

——武家職役傳

忠盛○米津

——寛永諸家系圖傳

同○慶長九年甲辰○紀元二二六四年。三月六日爲江戸町奉行。

——米津系譜

任命ノ日ヲ慶長九年○紀元二二六四年三月六日トスル、米津系譜ノ外見ル所ナント雖、其明ニ月日ヲ記スヲ觀レバ、何等カノ據ル所有ルヤ知ル可シ。今姑ク之ニ從フ。若夫市尹雜載之ヲ慶長十一丙午○紀元二二六六年二月トスルハ、今取ラズ。

慶長九年甲辰○紀元二二六四年。四月十二日壬辰○壬辰、三正綜覽。幕府關東代官長谷川長綱死ス。○慶長年錄

寛政重修諸家譜。新編相模風土記稿。武徳編年集成。

關東代官長谷川氏死去 相傳フ。

四月十二日、御代官頭長谷川七左衛門死、大御所の出頭人。

——慶長年錄○朝野舊聞哀稿五百六所載

此月○九月。御代官長谷川七左衛門死去。二六十六歳。此者内府様御出頭人也。

——慶長見聞錄案紙

關東代官長谷川氏死去

關東代官長谷川氏死去

慶長見聞書、略之ニ同ジ。而シテ、一書並ニ九月トスルハ誤レリ。今慶長年錄、墓碑文及ビ寛政重修諸家譜等ニ從フ。

長谷川長久 三郎兵衛

上宗安 隼人 向井伊勢守正重ク養子。

長盛 藤太郎、藤兵衛 長親 藤太郎、藤兵衛

長綱 七左衛門 某 久五郎

長綱 母は某氏、東照宮よつかへたてまつり、關東御入國のとき、檢地の事をうけたまはり、れち御代官をつとせ、仰を蒙ふり、相模國三浦郡横須賀村にをいて、一寺を造立して海寶院と號す。是より先御陣のとき、僧舎一字を焼却せられしに、觀音の木像一軀ありしを、長綱に預けたまふ。是を彼寺に安置し、十八石の地を寄附せらる。後同郡の沼間村にうつさる。慶長九年四月十二日死、年六十二、法名節叟、海寶院に葬る。嗣をくして家たゆ。

——寛政重修諸家譜

沼間村○相模國三浦郡海寶院、長谷山ト號ス。曹洞宗、駿州富士郡寶村保壽寺末本尊十一面觀音、開山支源ハ、本寺二世ノ僧ナリ。退隱シテ駿州ニ閑居ス。後又當郡横須賀村良長院ニ移住シケルカ、當村ノ地ハ高敞ニシテ、富士山眺望ノ勝地タレハ、官ニ請テ彼院ヲ爰ニ引キ、今ノ院號ニ改ム。後年舊地ニ一寺ヲ建テ、長長院ノ古名ヲ存ス。今猶アリ。時ニ縣令長谷川七左衛門長綱、力ヲ戮テ堂舎ヲ修飾ス。故ニ長綱ヲ開基トス。山號ハ其家號ニ取レリ。天正十九年十一

關東時代

六八九

月、寺領十八石ノ御朱印ヲ賜フ。支源會テ、駿州ノ隱栖ニ、菊數種ヲ栽テ樂ミトス。其頃東照宮、御獵ノ序入御アリテ、源ヲ菊長老ト召サレシトシ、其後四年十一月二十一日寂セリ。

洪鐘 庫裏ノ樓上ニ掛ク。武州多摩郡小野路村小野社ノ鐘ナリ。應永十年ノ序銘ヲ鐫ル。長谷川長綱當寺ニ寄附スト云フ。ハ略ス。〇銘文。

長谷川七左衛門長綱墓表ニ、海寶院節叟玄忠、慶長九年四月十二日、裏ニ、家康公御郡代奉行長谷川七左衛門尉、源朝臣長綱ト鐫ル。

——新編相模風土記稿

四月十二日、相、豆、駿ノ公領租税ノ吏、長谷川七左衛門長綱卒ス。〇下略。

——武德編年集成

附記
關東風雨

〔附記〕 大風雨洪水

慶長九年四月二十三日癸卯、關東、大風雨洪水アリ。

四月廿三日、關東大風雨洪水、上方ハサシテ不降。

——當代記

絲割符高制定

慶長九年甲辰〇紀元二二六四年。五月三日癸丑〇癸丑、三正綜覽。京・堺・長崎三所ノ商人及ビ幕府吳

服所ノ者ニ絲割符ノ高ヲ制ス。〇長崎御用書物、古集記。通航一覽。日本財政經濟資料。長崎古今集覽。延寶三年武鑑。東照宮御實紀。參考錄餘。崎陽群談。糸割符由緒。堺市尹書留。

京鑑拔書。長崎志。吳服師由緒書。

絲割符高制定
定事蹟

絲割符高制定 相傳フ。

慶長九年甲辰五月三日

明年（慶長九年）また多分に積渡りかつ其價賤きにより、京、堺、長崎の大商愁訴のむねにまかせ、絲割符の事を命ぜられ、五月三日執政本多上野介正純、京都所司代板倉伊賀守勝重奉はりて、其指令を出す。また割符年寄役を命じ給ふ。

慶長九甲辰年

割符割付之高

白絲百丸 京

同 百貳拾丸 堺

同 百丸 長崎

同 六拾丸 吳服所五人

此内

貳拾丸 後藤縫殿

八丸 茶屋四郎次郎

八丸 茶屋宗固

八丸 龜屋正兵衛

八丸 三島屋祐徳

霸都時代

(是まで崎陽記録長崎集同じ)

同年に御奉書出る寫(按ずるには老中本多上野介正純京都所司代板倉伊賀守勝重の奉書にして下京鑑披書に載するところと同じければかれにゆする)

——長崎御用書物、古集記

一 權現様御代慶長九甲辰年五月京堺長崎三ヶ所へ始る唐船白絲割符被爲御付候割賦

題絲百丸 京。 同百貳拾丸 堺。 同百丸 長崎。

右之節本多上野介、板倉伊賀守在判、左之通

黒船着岸之時、定置年寄共絲のねいたさる以前に、諸商人長崎へ不可入候。いとね相定候上は、

萬望次第致商賣べき者也。

慶長九年五月三日

右本紙、長崎高木作右衛門方に于今致所持候。先祖作右衛門絲年寄役義相勤候。

——通航一覽百五十三○日本財政經濟資料同。

慶長 年 月 日

慶長年より、長崎奉行をはじめ御代官以下地役人等、唐商よりの八朔禮物を受納す。

寛文六丙午年、奉行松平甚三郎、河野權右衛門に加恩ありて、かの禮物を受まじき旨命ぜらる。同十

二壬子年、牛込忠右衛門、岡野孫九郎奉行の時より其高を減じて、また八朔禮を受く。貞享二乙丑年

商賣高を定められ、八朔禮大低舊に復す。寛政二庚戌年御改正ありて、同三辛亥年より、またその數

八朔禮物受納

を減ぜらる。

——通航一覽百六十九○日本財政經濟資料同。

糸割符ノ高

糸割符之事

略。慶長九甲辰年、割符之高、白糸百丸京、同百廿丸堺、同百丸長崎、同六十丸吳服所、内廿丸後藤縫

殿、八丸龜屋正兵衛、八丸茶屋四郎次郎、八丸三島屋祐徳、八丸茶や長固、八丸糸柳彦兵衛、メ。○下略。

——長崎古今集覽十二

御吳服所

後藤源左衛門

茶や四郎二郎

かめや庄兵衛

茶や新四郎

上柳彦十郎

三嶋や吉兵衛

橋本甚左衛門

——延寶三年武鑑

- 南二丁メ
- 丁
- メ
- メ
- やはし
- 丁

三日 ○慶長九年(紀元二二六四年)五月。 本多上野介正純、板倉伊賀守勝重より長崎舶來の白糸の事を令す。唐船着津の時か

ねて定めらるゝ所の父老等會議し糸價を定むべし。その價いまだ定まらざる間は、諸商長崎のみなとへ

覇都時代

六九三

入事をゆるさず、糸價治定の後は心まかせに商賣すべしとなり。これは先に長崎へ唐船入津せし時、白糸若干つみのせ來りしに、これを買とる者なければ既につみ歸らんとせしとき、京堺の商人來り費をいとはず、其糸をことごとく買とり、その翌年もまた若干のせ來りしにも、京堺の商人あまさず買取しかば、其賞として此後白糸はみな京堺のもの并長崎の土人買取て後、その餘の諸物は諸國の商人買とるべしとて、其制は糸百丸は京商、百丸は長崎商と定め、堺商は百廿丸と定めらる。これ先につみ來りたる糸多くは堺商買とりし故とぞ聞えし。この時より糸割符の者十人と定めらる。諸國の商人輻湊する時、これを頭領するものなければ、混亂する事多きが故なり。

東照宮御實紀卷八

糸割符

幕府のとき、糸割符といふ用達商人あり。江戸に四人、京都に六人、大坂に三人、堺に五人、長崎に四人、合廿二人なり。五ヶ所とも、年番ありて、年頭とよ江戸ニ於て拜謁を許さること、江戸の町名主、京・大坂・奈良・堺等の地役人ニ同じ。此糸割符の起立ハ、或書ニ京・大坂・堺・長崎等ニ糸割符といふものあるハ、皆往古過書船を仕立て渡海し、異國へ交易せし者の子孫なり、國初異國渡海のこと禁ぜられし砌、右のもの渡海成るときは付て、渡りの糸の割符を賜りて家業とせさせ給ふ。

参考録餘

南蠻船、唐船、阿蘭陀船商賣來由、段々改り來り大略之事、從往古、商賣之仕形品々有之といへ共、其以前之儀ハ無益之儀故、委細不相記し事。

御一統之以後ハ、白糸割符商賣ニ相窺ひ。其仕形ハ、惣多、異國船ヲ持渡りの品々、雖數多ハ、縦へハ十分の物七分ハ、糸、端物類ニ有之。夫故、其節一番ニ渡り來りし船の、糸の直段を相極め、此糸直段を諸品の元ニ立て、直段を相究、商賣仕事ハ。右糸買取儀、始めは諸國の商人も、遠境を來りしハ、商ひし事不好し故、商人數少くハ間、糸其外之物まで、買留し事數少しくハ。夫ゆへ江戸・京・堺・大阪四ヶ所の者其の内ニ被仰付、其者共當地に來りしハ、荷物買取りし。右の通の譯にて、商人不好し所を、任被仰付、遠境に罷越商賣仕儀故を以て、白糸の分は、四ヶ所の者元直段ニ買取、外の者えも、一切爲買取不申事に相極り其以後長崎の者差加り、都合五ヶ所ニ罷成。此外段々様子有之ハ、吳服師、且又筑前博多、筑後柳川、久留米、肥前平戸、佐賀、對州、豊前小倉等にも、少々宛割符の人數有之。右之節糸買取儀次第ハ、五ヶ所ニ有、宿老相定メ、此者共唐人と相對に、元直段相窺ひゆへ、時節の相場に構ひなく、買取ゆて、可然程を以て元直段相定ハ故、せり上ケし事もなく、買取たる事に。其節其外の品は、持渡りの數少く、糸の直段につれハて、元直段相極メし事故、相對商賣にハ得共、諸色下直に有之し事。

崎陽群談二

慶長年中、長崎御公領ニ相成、新港御取立、異國來船入津仕ト相成候テモ、商人ノ作法不相定、異國船商賣隙取、滯船永ク、迷惑仕候旨願出候ニ付、積戻候テハ、重テ積來中間敷候間、買取候様、大權現様○徳川家康御思召ニ付、長崎御奉行小笠原一庵様ヲ以テ被仰出、割符人共不殘買取、異國船共歸帆仕候。其翌年、又々糸大分ニ持來、下直ニ賣候故、前年上意ニテ買取候者共、多分損銀仕候間、此者ニ

糸割符
由來

糸割符
奉書

限り、利分有之候様ニ直段ヲ立、去年之買高ニ、割符買取候様被爲御付、此度ノ上意、自ラ糸割符御定ノ基ニ罷成、其格ヲ以、年々此者共買受申候。然ル處、長崎表へ諸國ヨリ入込候者多、外國商人モ、代物直段難相定候故、是迄異國商賣頭立相勤、勿論元來御由緒有之者共被召出、慶長九辰年五月三日、於伏見御城、始テ糸割符御奉書頂戴候爲、左ニ記之候。
黒船著岸之時、定置年寄共、糸ノ直イタサマル以前ニ、諸國商人長崎へ不可入候。糸ノ直相定候上ハ、萬望次第致商賣可者也。

慶長九年五月三日

本多 上野 介 在判

板倉 伊賀 守 在判

高題糸ノ

右御奉書ハ、長崎高木作右衛門殿方ニ預有之候。但作右衛門殿、其砌長崎糸年寄ニテ御座候。右之節御定ノ題糸高

京 百丸 堺 百貳拾丸 長崎 百丸

三ヶ所合三百貳拾丸、但壹丸五十斤入、壹斤量目百六拾目。○中

右被下置候、題糸ト申義ハ、唐、阿蘭陀ヨリ、糸高何程多持渡候テモ、個所々々へ、不殘題糸ニ、割符被下置候御事ニ御座候。○中

題糸

長崎新港御取立前後、割符ノ者共、乍恐御下知ヲ奉請、隨分相働キ出精仕候テ、入船勝手宜、何程荷物積來候テモ無滯買取、糸割符人御定モ相定候ニ付、異國船共段々代物多持來、追々御作法備リ、發旦御思召ノ通、長崎表御草創御成就ニテ、永々和漢交易ノ港ニ相成申。尤慶長拾巳年、又夥敷諸

白糸買

上糸ヲ

伏見城

糸年寄

色持來候故、割符方商人共ニ金銀手支、商賣可及延引ニ付、白糸千丸御買上ニ相成、小笠原一庵様、長谷川波右衛門様御持登、右ノ糸千丸共、伏見御城へ納申候。

長崎御開發以後、年々御作法相定候得共、商人共諸國ヨリ入込候儀故、兎角一致不仕、間々我意ノ儀多ク御座候處、乍恐、長崎交易根本ノ割符方ノ儀ニ御座候ニ付、右御奉書ヲ以、糸年寄共御定被成下、毎年罷下リ、異國船著岸ノ節ハ、壹人宛船々へ、乘入候テ、御停止ノ荷物相改、積荷見届候上、商賣被仰付候。御檢使へ五ヶ所○幕府、五ヶ所ト定ムルハ、寛永九年ノコトニ係ル。糸年寄共立合、諸商人共支配任、異國交易、當時迄仕法相定申候。依之ハ、所々ニヨリ、毎年糸年寄トモ壹人宛交代、長崎へ相詰、受拂役、糸、端

物、藥種、荒物、目利役ノ者共召連、在勤仕候。且又中興迄ニ、糸元直段相濟不申内ハ、長崎入口エ諸商人不可入トノ札相立置キ、糸直段相濟候段、御役所へ御届申上、右□札候上、商人共、追々長崎へ入來リ、夫ヨリ諸色入札商賣被仰付候。

糸割符由緒

權現様○徳川家康御代、長崎ニ黒船着岸之節、荷物賣拂之儀成兼候に付、長崎ニ罷下候商人共、不殘買取候様被仰出、商之内頭人無之者共、相調間敷旨に有、伏見於御城、糸割符年寄被仰付候。其節、堺

糸年寄大分買取候に付、京・長崎之割方より、堺計ニ貳割増被下候。伏見於御城被仰付候。堺糸年寄筋目之者拾人、左之通、

伊丹屋道弟

伊豫屋良千

高石屋宗岸

奈良屋道汐

小山 良觀

芝辻 道意

成尾屋宗化

具足屋宗據

安井 道二

阿知子宗實

關都時代

六九七

堺糸年寄

糸割符年寄

慶長九甲辰年、糸割符京百丸、長崎百丸、堺百貳拾丸、割方被仰付候。御定御書付ハ、長崎高木作右衛門方ニ有寫。○定書、上ニ出デタル。ト同ジキニヨリ省ク。

堺市尹書留○朝野菰間良稿五百六所載。

白糸ノ
買取制

白糸割
符

糸割符之儀、權現様○徳川家康。御代慶長之頃、長崎へ黒船著岸之節、白糸大分積來候得共、日本之商人共買取候事難叶、既ニ異國に積戻り候ニ付、京堺之者共、右之白糸不殘買取、大分之損銀いたし候。其翌年、又々白糸大分積來候處、前年之損銀も不顧、不殘買取候段達上聞、爲御褒美、向後白糸ハ、京堺之者とも買取、其外之諸色ハ、國々之商人賣買可仕之旨被仰付候由、其節板倉伊賀守、本多上野介より以奉書被申渡候。權現様御代慶長九甲辰年五月、京、堺、長崎三ヶ所へ、始る唐船白糸割符被爲仰付候。○中略。最初糸割符、京、長崎ハ百丸ツ、堺ハ百廿丸被下候儀、諸色唐物大分積渡、商人金銀不足仕候處、堺商人共過半買取候由、御褒美貳十丸増被下之候。最初ハ、長崎へ入込候諸國商人ニ頭立候者、致混雜候ニ付、糸年寄御定、其ヶ所々々之商人共、糸年寄之支配ニ被仰付候。

京監拔書○朝野菰間良稿五百六所載。

權現様○徳川家康。御仕置被仰出御時節、茶屋又四郎清次、不相替御側相詰、諸事御用等も奉勤仕候。長崎御用長谷川左兵衛○廣被仰付候。切支丹宗門御改メ付、又四郎儀も付副罷越、右之御用相勤折節、糸類之商船入津仕候ニ付、右糸類之儀者、絹布之元より御座候得者、唐人の方より下直に買取候者、世間之商賣、くつろき可申申上候ニ付、仲ヶ間茂持、商人共直段安く買取候様にと被爲仰付、糸割符之儀も此節より治定仕候。○長谷川應智ノ奉行トナ。ルハ、慶長十一年ニアリ。

吳服師由緒書茶屋四郎次郎

長崎會所之事

慶長九甲辰年、糸割符商賣相始り、承應三甲午年迄、五十餘年相續之處、明曆元乙未年、商人等難澁之事有之ニ付、割符商賣被令被却、市法商賣ト成。

長崎志三

福島正則參觀○紀元二二六四年。六月二日辛巳○辛巳、三正續覽。福島正則江戸ニ參觀ス。○當代記。

福島正則參觀

六月二日○慶長九年甲辰。羽柴左衛門大夫○藝州備中、後カノ之主。關東ニ下ル。是ハ右大將秀忠爲見廻也。七月五日○慶長九年甲辰。福島左衛門大夫、關東ヨリ上、此日濃州河戸ニ宿。○創業記考。異事ナシ。

當代記

〔附記〕 佐渡銀山試掘

八月○慶長九年甲辰。十日戊子○戊子、三正續覽。大久保石見守長安佐渡國銀山ヲ試掘シ歸リテ、伏見ニ家康ニ見エ、同山出銀豊富ノ旨ヲ復命ス。

慶長九年甲辰四月 日 大久保石見守長安佐渡國に趣き、相川の銀山を檢視す。

石州○大久保石見守長安。四月八日入國、相川御陣屋始小宮山民部一國之順見に出る。前々より御引被下候□料免

割符商
賣破却

福島正則參
觀

福島正則參
觀事蹟

附記
佐渡銀山
試掘

之御年貢此節無免。

慶長九年甲辰八月十日

佐渡年代記○日本財政經濟資料二同

大久保石見守長安佐渡國より參着して、銀山豐饒のよし言上す。

○長安去年佐渡奉公を命ぜられ、今年四月かの地に赴く。

慶長九年甲辰 月 日

朝野舊聞哀稿五百八 ○日本財政經濟資料二同。

御直山
自分山

金銀山の内山仕共を雇御入用を以穿出す處を御直山と云、山仕の入用を以稼ぐ間歩を自分山と云。

此時御直山三拾六ヶ所ありて右の山仕三拾六人へ俸米百俵宛を與へ、炭留木鐵松蠟燭等十分に渡せしと也。○松ろうそくは松やにを竹のかはにて包み敷内へ灯す。此山仕共多くは伊豆石見より來りしと云。割間歩を始數拾ヶ所の間歩間歩

彌繁昌せしより石見守言上せしにや、味方但馬・原淡路・西山丹波など云山仕共、御目見をも被仰付しと云。味方但馬は生國江州三方の郷より出しものにて、京都江戸の内數ヶ所屋敷を構へ佐渡郷中にも田園數多有し也。

佐渡年代記自慶長六至元和九一 日本財政經濟資料二同。

慶長九年甲辰○紀元二二六四年 八月十日戊子○戊子、三正統覽。

大久保石見守長安、佐渡國よりかへり參りて、かの國銀山豐饒のよし聞えければ、御けしきうるはしくして、長安にかしこの地を所管すべしと面命あり。(當代記) これより先の上杉家にて佐渡を領せし

時は、その國より砂銀わづかに出けるが、御料となりしより一年の間に出る所萬貫にいたる。又石見の銀山も、毛利家にて領せし時はわづかに砂銀を産せしを、御料に歸して後一年の間に四千貫を出すに及ぶとぞ聞えたり。天命の眞主に歸する所、是等においてもしるべきなり。(佐渡記)

東照宮御實紀卷九

八月十日比○慶長九年甲辰 自佐渡國大久保十兵衛上る。銀子山繁昌之由悦玉ふ。佐渡國を十兵衛に被下。

○但銀山はのぞく。

當代記

慶長九甲辰年、大久保石見守長安、今年四月十日、佐渡國松ヶ崎へ著岸、夫々相川に移り、所々巡見し、銀山地方の事を沙汰し畢ゆ、八月十日伏見に至り、佐渡國山岳、金銀を出す事、益夥き旨言上すといふ。

高木筑後、今年石見守と來り、又具せられて歸ると聞ゆ。

横地所左衛門、原土佐、吉岡出雲等、石見守より従ひ來る。所左衛門ハ、赤泊に住し、水津迄の郷村を預り、土佐ハ、小木の古城に住し、西三川迄を預り、出雲ハ、銀山の事を沙汰す。

石見守言上して、浪人の筋目を糺し、佐州へ遣し、夫々の役々當つ。今年具し來りし者の内、保科喜右衛門ハ、羈子銀山を預り、堀口彌左衛門ハ、河原田城付地方を預り、鳥井嘉左衛門ハ、夷組、大野組代官となり、何れも俸米百俵已上、三百俵迄を給ると云。又野田監物、川村覺助と云者を、相川の町奉行とすと云。

長安ノ
重臣ノ
長安ノ
浪人ヲ
送ル